

第百二十九回 参議院大蔵委員会會議録第二号

平成六年三月二十八日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

二月十五日

笠原 潤一君

補欠選任
榑崎 泰昌君

二月二十二日

梶原 敬義君

補欠選任
松本 英一君

二月二十三日

松本 英一君

補欠選任
梶原 敬義君

二月二十四日

寺崎 昭久君

補欠選任
勝木 健司君

二月二十五日

勝木 健司君

補欠選任
寺崎 昭久君

三月四日

野村 五男君

増岡 康治君

三月二十八日

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

須藤良太郎君

竹山 裕君

前畑 幸子君

山本 正和君

白浜 一良君

大河原太郎君

佐藤 泰三君

清水 達雄君
榑崎 泰昌君
増岡 康治君
梶原 敬義君
志苦 裕君
鈴木 和美君
堂本 曉子君
池田 治君
寺崎 昭久君
野末 陳平君
牛嶋 正君
吉岡 吉典君
島袋 宗康君
吉岡 吉典君
日野 市朗君
藤井 裕久君
北側 一雄君
竹島 一彦君
小川 是君
高橋 厚男君
窪田 勝弘君
若林 勝三君

建設省住宅局住
宅政策課長 山本繁太郎君

まず、内閣提出、衆議院送付の六案について趣旨説明を聴取いたします。藤井大蔵大臣。
○国務大臣(藤井裕久君) ただいま議題となりました六法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
まず、相続税法の一部を改正する法律案につきましても御説明申し上げます。
政府は、最近における相続税負担の状況に順み、その負担の軽減を図るため、本法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
まず、相続税の税率について、その税率区分の幅を拡大するとともに、税率の刻みの数を減らすことにより累進構造の緩和を図ることとしております。
また、相続税の遺産に係る基礎控除について、その定額の控除額を現行の四千八百万円から五千万円に、法定相続人一人当たりの控除額を現行の九百五十万円から一千万円に、それぞれ引き上げることとしております。
その他、配偶者が相続すれば課税されない遺産額の最低保障額について、現行の八千万円から一億六千万円に引き上げる等の措置を講ずることとしております。
次に、関税定率法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。
政府は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、減免税還付制度等について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。
以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一は、関税率等の改正であります。

清水 達雄君
榑崎 泰昌君
増岡 康治君
梶原 敬義君
志苦 裕君
鈴木 和美君
堂本 曉子君
池田 治君
寺崎 昭久君
野末 陳平君
牛嶋 正君
吉岡 吉典君
島袋 宗康君
吉岡 吉典君
日野 市朗君
藤井 裕久君
北側 一雄君
竹島 一彦君
小川 是君
高橋 厚男君
窪田 勝弘君
若林 勝三君

○相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)

○委員長(上杉光弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
去る四日、野村五男君が委員を辞任され、本日、その補欠として増岡康治君が選任されました。
○委員長(上杉光弘君) 相続税法の一部を改正する法律案、関税定率法等の一部を改正する法律案、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)並びに法人税法の一部を改正する法律案(吉岡吉典君発議)の七案を一括して議題といたします。

衆議院議員
修正案提出者
日野 市朗君
藤井 裕久君
北側 一雄君
竹島 一彦君
小川 是君
高橋 厚男君
窪田 勝弘君
若林 勝三君

大蔵大臣
大蔵政務次官
大蔵省主計局次長
大蔵省主税局長
大蔵省関税局長
国税庁長官官房
国税審議官
国税庁課税部長
若林 勝三君

事務局側
常任委員会専門員
下村 純典君

説明員
法務省民事局第一課長
食糧庁管理部長
画課長
建設省建設経済局宅地開発課宅地企画室長
松原 文雄君

法務省民事局第一課長
食糧庁管理部長
画課長
建設省建設経済局宅地開発課宅地企画室長
松原 文雄君

法務省民事局第一課長
食糧庁管理部長
画課長
建設省建設経済局宅地開発課宅地企画室長
松原 文雄君

粗糖、一部の自動車用部品等の関税率の撤廃または引き下げを行うとともに、平成五年度末に期限の到来する牛肉の関税緊急調整措置について、その適用期限の延長等を行うこととしております。また、平成六年三月末に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしております。

第二は、減免税還付制度の改正であります。

加工再輸入減税制度について対象品目の拡大等を行うとともに、平成六年三月末に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行うこととしております。

その他、規制緩和の一環として、昨年九月の緊急経済対策の決定に基づき、保税上屋及び保税倉庫を統合して保税蔵置場とするため所要の改正を行うこととしております。

次に、平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

所得税減税の実施等により平成六年度の一般会計予算において見込まれる租税収入の減少については、公債の発行により対処せざるを得ないところであり、このため、財政法第四十一条第一項ただし書きの規定により発行する公債のほか、公債の発行を行うことができることとする必要があり、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

平成六年度の一般会計予算において見込まれる平成六年分所得税の特別減税の実施による所得税の収入の減少、法人特別税の課税対象期間の終了による法人特別税の収入の減少、相続税の負担軽減による相続税の収入の減少及び普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による消費税の収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができること等としております。

次に、酒税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、酒類に係る税負担水準の現状、最近の酒類消費の態様の変化等を踏まえ、酒類に対する税負担の適正化を図るとともに、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引き下げその他制度の整備合理化を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、酒類に対する税負担の適正化を図る観点から、酒税の税率を見直すこととしております。すなわち、酒税の税率を各酒類の基準アルコール分で一キロリットル当たり、ビール等については一万三千六百円、しょうちゅう甲類等については三万五千九百円それぞれ引き上げること、清酒等の酒類については、原料事情、消費動向等に配慮して引き上げ幅につき所要の調整を行うこととし、これにより酒類間の税負担格差の縮小を図ることとしております。

また、発泡性を有する酒類に係る加算税率については、これを廃止することとしております。

なお、税率改正に際し、税率の引き上げが行われる酒類を酒類の製造場または保税地域以外の場所である一定数量以上所持する酒類販売業者に対しては、従来と同様に持ち品課税を行うこととしております。

第二に、ビールの製造免許に係る最低製造数量基準を二キロリットルから六十キロリットルに引き下げ、ビールの小規模生産の道を開くこととしております。

第三に、酒類製造者が自己の製造場で行う酒類の移入について、すべて戻し入れ控除の対象とする等制度の整備合理化を行うこととしております。

その他、本法律案においては、清酒製造業等の安定に関する特別措置法に定めるしょうちゅう乙類酒対策基金に充てる資金の全部または一部を国が日本酒造組合中央会に対して無利子で貸し付け

ることができるよう所要の改正を行うこととしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地・住宅税制について適切な対応を図るとともに、租税特別措置の整理合理化を行うほか、課税の適正・公平の確保その他所要の税制上の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、土地税制について、土地の有効利用の促進等を図る観点から、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例等の拡充等を行うとともに、住宅税制について、住宅取得資金の贈与を受けた場合に贈与税額を五分五厘方式により計算する特例の拡充等を行うこととしております。

第二に、近年における地価の水準を踏まえ、相続人の居住や事業の継続に配慮するため小規模宅地等についての相続税の課税価格の減額の特例の拡充等を行うほか、土地の登記に係る登録免許税の課税標準を減額する特例の新設等の措置を講ずることとしております。

第三に、課税の適正・公平の確保を推進する等の観点から、交際費課税の見直し及び使途秘匿金に対する追加課税制度の新設を行うこととしております。

また、企業関係の租税特別措置等について特別償却制度等の整理合理化を行う一方、高齢者、障害者が円滑に利用できる特定建築物について割り増し償却を認める等、社会経済情勢に即応して所要の措置を講ずることとしております。

その他、清酒に係る酒税の税率の軽減措置、国際金融取引におけるいわゆるオフショア勘定において経理された預金等の利子の非課税措置等適用期限の到来する特別措置につきまして、実情に

応じその適用期限を延長する等の措置を講ずることとしております。

次に、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案につきまして御説明申し上げます。

政府としては、当面の経済の低迷を打開するため、一年間限りの措置として、平成六年分の所得税につきまして、三兆八千四百三十億円の特別減税を実施することとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この特別減税は、平成六年分の所得税額からその二〇％相当額を控除することにより実施することとしております。なお、二〇％相当額が二百万円を超える場合には、二百万円を限度としております。

この特別減税の具体的な実施方法に關しましては、給与所得者については、本年一月から六月までの間に支払われる給与等に係る源泉徴収税額の二〇％相当額を原則として同年六月に還付し、同年十二月の年末調整の際に、給与等の年税額の二〇％相当額から同年六月の還付金額を控除した残額を控除することにより実施することとしております。

次に、公的年金等受給者については、原則として本年六月及び十二月に半年分の源泉徴収税額の二〇％相当額をそれぞれ還付することとしております。

また、事業所得者等については、本平成六年分の確定申告の際に、所得税額からその二〇％相当額を控除することにより実施することとしております。なお、平成六年分の所得税に係る予定納税基準額は、特別減税を加味して計算することとしております。

以上が六法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（上杉弘光君） この際、内閣提出、衆議

院送付の平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員日野市朗君から説明を聴取いたします。日野市朗君。

○衆議院議員(日野市朗君) たいま議題となりました平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その概要を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、当面の経済の低迷を打開するため、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について定率による特別減税を行うこととしておりましたが、国民各層の期待等を考慮いたしまして、衆議院において、第一に、平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。第二に、国は、この税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならぬこと、以上の規定を加えることにいたしました。

以上が衆議院における修正の概要であります。よろしくお願いたします。

○委員長(上杉光弘君) 次に、吉岡吉典君発議の法人税法の一部を改正する法律案について発議者から趣旨説明を聴取いたします。吉岡吉典君。

○吉岡吉典君 たいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本改正案は、金権腐敗政治一掃のために、大企業等の巨額の使途不明金を厳しく規制することを目的とするものであります。

金丸逮捕に端を発し、地方政界、中央政界を巻き込んだ昨年来の一連のゼネコン汚職事件で、鹿島や清水建設は三年間で五十億円あるいは六十億円の使途不明金をやみ政治献金の原資としていた事実が明らかとなりました。

一方、大手建設業界の使途不明金は、国税庁の調査で判明しただけでも平成四年度で四百三十八億円、他の業界の分を含めると総額五百九十五億

円に上っています。

このように、大企業の巨額の使途不明金が汚職と腐敗の隠れた資金源になっていることをこれ以上放置することはできません。そのため、本法案は、大企業等のやみ献金の温床となっているこれらの使途不明金に対し、厳しい法の網をかぶせようとするものであります。

我が党は、前国会においても、企業・団体献金の全面禁止法案とともに、使途不明金を制裁課税で規制する本法案と同一内容の法案を提出しました。同法案は審議のないうまま廃案となりました。そこで改めて本法案を再提出するものであります。使途不明金に対する国民の強い批判の前に、政府も今国会において使途不明金に対する課税を含む租税特別措置法一部改正案を提出しているところであります。

本法案は、第一に、使途不明金に対する追徴課税の性格を制裁課税としていることが特徴であります。

本法案は、第二に、大企業による不正なやみ献金の原資を断つという立法趣旨に沿った政策的見地から、資本金一億円以上または当該事業年度の売上高が五十億円以上の法人に対し、年間の使途不明金が一千万円を超える場合、その超える部分に対して税率一〇〇％の法人税を課すこととしております。

この場合、使途不明金とは、交際費、機密費、接待費、その他いづれの名目をとるかを問わず、法人が交付したと認められる金銭その他の資産で、交付の相手方が明らかでないものであります。

税務当局は、法人が交付したと認められる金銭等のうち、交付の相手方が明らかでないものについて、その相手方の氏名、金額等を文書で明らかにするよう求めることができるようにします。この開示要求を受けた法人は、相手方の氏名等を明らかにした文書を一月以内に提出することとしております。そして、これによっても相手方が明らかにならない場合、または提出期限内に文書が提

出されない場合に使途不明金に対する法人税を課すものであります。

第三に、使途不明金を根絶するために、使途不明金に関する課税を受けた法人について、その法人名、使途不明金の金額等を公示することとしております。

以上が法人税法の一部を改正する法律案の提案理由及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、皆さんの御賛同を賜りますようお願いいたします。

○委員長(上杉光弘君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○清水達雄君 自民党の清水達雄でございます。まず、所得税減税の関係からお伺いしたいと思っております。政府は、予算案を編成する前の二月四、五日ごろだったと思っておりますけれども、国民福祉税構想というのを突如明け方に総理が説明するということの形で出されたわけでございます。こういうことをやるというのは、減税をやればやっぱりそのための財源対策が必要であるし、そのなると消費税の引き上げに当然つながっていくであろう、しかし、これはいわゆる直間比率の是正というふうな税制改革の一環としてやらなきゃならないし、それから、減税と消費税率の引き上げというふうなものはある程度間隔を置かないと景気対策にならぬだろう、いろんなそういうふうなことが頭にあって出されてきたわけだと思っておりますけれども、構想の出し方等につきまして大変国民はみんなびっくりして、我々自身も大変驚いたわけでございまして、やり方が極めて不可思議なやり方だという感じを非常に強く持ったわけでございまして。

この構想を出されたのは恐らく総理大臣と大蔵省ということだったんだろうと思うわけでございしますが、まず第一点として、国民福祉税というふうな名前をつけ方は、やっぱり国民に受け入れられやすいように、つまり国民がなるほどなというふうな思ふような名前をつけて何とか格好をつけようとしたんじゃないかというふうな感じもするわけなんです、この国民福祉税構想の出された背景といえますか、趣旨と、どうしてこういう名前をつけたのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) この経緯は、御承知の点も多くおありだと思いますが、昨年の七月二十九日、連立与党覚書というのがございまして、連立与党成立の基礎だと思っておりますし、同時に、これは与党間だけの合意でなく国民の皆様に対する公約であると私は思っておりますが、その中に「所得、資産、消費のバランスの取れた総合的税制改革を行う。」、こういうことが書いてあったわけでございます。

引き続きまして、正式に内閣が発足以来、総理はみずから税制調査会に行つてございさつになり、そこいらのことをお話しの上、今後のあるべき税制について御結論をいただきたい、こういうことを言われたわけでございます。

その結果、税制調査会は十一月に、所得、資産、消費のバランスのとれた税制の一つの方向として、今後の高齢化社会において活力をなお維持していくあり方としては消費課税の充実、所得課税の軽減ということが大事であるという御提言をされました。これは基本的な税制の方向として私どもは評価し、尊重してまいりたいと思っております。

そういう中で、この当時の景気状況から、景気対策としての減税を考へるべきではないかというふうな御議論があわせて出てきたわけでございまして。

そういう中で、この一定の方向といたしまして、とりあえず本格的な税制改革の第一歩として景気対策に配慮して大幅な所得減税を行う、そして、これを第一歩とした後に基本的な税制改革を行うという方向でずっと議論を続けてまいりました。与党内のことは言っても大変恐縮でございまして、各段階での与党内の御議

論を踏まえ、かつ最後には代表者の方の意見あるいは政府の閣僚の意見などお聞きになって、総理が今言われた二月二日の夜と申しましょか、二月三日の朝と申しましょか、一つのこれは結論ではなく草案を出したわけでございます。それに税制改革の草案と書いてございます。ただ、正確のために申し上げますならば、連立与党の各段階の議論の中に一部異論があったことは事実でございます。そういう中で総理が草案として一つの御結論を出されたのがあの国民福祉税草案でありました。その名前等々、これは総理がいろいろ各段階での与党の皆様の見解などを伺いながらお出しになったものと承知をいたしております。

○清水達雄君 基本的な考え方というのは今お話しただいたことだと思ふんですけれども、実態的には消費税率を七％に引き上げるといふ極めて大きな問題でございます。こういうふうな大きな課題について、ああいうふうな短時間でごたごたやるというふうなことはおおよそ考えられない話でございます。

どうしてああいうふうな事になったのかなというの、私今もつてちつともよくわからないんございますけれども、どうしてああいうことになったかというのを想像して言いますと、一つは、連立与党間で非常に意見の差がある、消費税の引き上げ反対という党もある、そういうのをまとめるとは何か短期間に、もうこれでだめなら予算編成もできないとか、あるいは今の政権が維持できないよというふうなところに追い込んでいく、そういうねらいがあったのかなというの、一つあります。

それから、あんな形で出したところでとも国民的合意が得られるなんてことにはならない、これは初めからわかっていて、わかっているけれども、ひとつアドバランを上げて、課題として大きく登場させて、その後につないでいって本當の決着を得るということかなというふうな感じもするんですけれども、そういうことも含めて、どう

してあんなやり方をしたのかということについてもう一度お答えをお願いしたいと思います。

○国務大臣(藤井裕久君) 今申し上げましたように、連立内閣成立以来いろいろな分野での意見をまとめられて、もちろんいろいろな御意見があったのは事実であります。総理は草案としてこれを発表された。その中には、これはまず草案でございますから、これが決定案というお気持ちではなく、こういう方向が皆さんの議論の一つの集約であらうという形で御提示になったと私は承知をいたしております。

○清水達雄君 しかし、草案というふうなことで、目の前に予算編成が迫っているわけですから、決着をつけなければ予算編成にかかれないわけですから、ですから、どうもその草案というあたりのところが私まだよくわからないんですけれども。

○国務大臣(藤井裕久君) 二月三日の文書をもらいたいただきますと、税制改革草案と書いてありますのは、これは事実でございます。そういうお気持ちが入っていると私は考えております。

○清水達雄君 それで、結果として平成六年分の単年減税をやるということになったわけでございます。そのために三兆一千億円の特別公債も発行してつなぎの財源手当てをするということになつておるわけですが、これはいずれば償還をしなければならないわけですから、この償還をどうするかということになるわけでございます。

我々の解釈としては、今後、今年以内に国会で成立させるということをおっしゃいます。税制改革の中で、例えば消費税率の引き上げに伴う将来の財源から償還をするということになるんでございまいしょうか。実は、景気がよくなつてくると自然増収もあるわけなんですけれども、そういうこととの兼ね合いはどうなるのでございまいしょう。

○国務大臣(藤井裕久君) 御承知のように、二月八日の日に連立与党代表者会議で、まず先行して平成六年度の六兆円の減税をする、同時に基本的な税制改革のあり方を年内にやる、そのために協議機関をつくる、こういうことが御決定になり、

現実には二月十七日にこれが発足をいたしております。週二回のペースで非常に精力的にこの連立与党の御議論が進んでおります。特に、この協議会は今国会中、つまり六月末までに結論を出すということも言っておられます。

私もその協議会の御議論を今見守らせていただいているわけですが、そういう中で、年内に税制改革を実現するというのを踏まえれば、当然この平成六年度減税の財源の措置というものもそこで御決定がいただけるものと考えております。

○清水達雄君 私が伺ったのは、平成六年分の特別公債の償還の財源ですね、これは将来の消費税率の引き上げに伴う増収で充てるのかということが一点。

初めからそう計算していません。景気がよくなれば自然増収も入ってくるので、減税分が幾らだから、それをうまく補てんできるように消費税率を上げる必要があるかどうかという議論もあるわけでございます。その辺についてどうお考えかということでございます。

○国務大臣(藤井裕久君) まず、政府・与党の御決定は、今回の減税財源も含めということがございまして、この御議論の中には、この平成六年減税財源——私は、趣旨からいって、減税財源を採るための税制改革という言葉は大変嫌であります。私自身はそういうことを全く考えておりません。本格的な税制改革の先行として、景気対策としてこしやつたという位置づけをしておりまして、仮にその言葉を使わしていただくならば、連立与党におかれては、本年の減税財源も含めて基本的な税制改革を行う、このように言っておられます。これが一点。

もう一つは、今の御指摘の自然増収の問題でございます。自然増収を前もって景気回復等見ながら事前にこのぐらいいあるということ具体的に決めるということもございまして、これを減税財源とするということは現在頭の中にはありません。

○清水達雄君 そういうことになりますと、結局平成六年分の減税分の財源の確保できるような消費税率の引き上げ幅というふうなことを頭に置いてやることになると思うんですけれども、景気がよくなつてきて自然増収がふえてくるというふうなことになったらどうしますか。余剰の財源が出るといふふうなことになるわけでございますので、そういう場合にはどんな調整をされようとお考えになりますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 現在の経済対策が成功して一定の安定成長の軌道に乗るといふことは本當に我々が最も今景気対策の重点に置いている点でございます。これが具体的にどういふ形になり、今御指摘のどういふ数字の自然増収が出るかということは、これからの問題でございます。今申し上げるのとは差し控えていただきたいと思います。

○清水達雄君 それで、税制改革を年内に法律で成立させるということにつきまして与党の方で協議会をつくって検討されておるといふお話でございます。また、ある程度線が出れば、これは恐らく政府税調にも諮問をするというのか、当然議論をしてもらわなければならないし、それから、これは極めて国民的な課題でありますから、野党の自民党あたりにもどういふ相談なり協議をされるのか。やっぱりそういういろいろな手順というものが、なかなか大幅な消費税率引き上げになるようなそういう税制改革というのは非常に難しいんじゃないかと思うんですけれども。

それから国会も、来年度予算編成というのを通常な形で考えると、恐らく十一月中ぐらいにはこの新しい税制改革法案が通つていなきやいけなないんじゃないかというふうにも思うんですけれども、その辺の具体の手順というのか、どんなふうにお話しいただきませんでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいまの御指摘は大変重要なことだと思ひます。当然政府税調という

○清水達雄君 そうですね、結論

手続もあると思います。また与党の皆様、野党の皆様を含め、国会の皆様のご了解をいただかなければこういうことはできるわけではありませんが、何よりも国民の多くの方の基本的な合意がなければできないものでございますから、そういう段取りということも極めて重要だと思っております。

衆議院でもお話ししたんですが、私は十三年前に渡辺大蔵大臣のもとで大蔵政務次官をやらせていただいたおりましたが、ほとんど東京にいないで全国キャンペーンだけやっておりました。そういう大キャンペーン——キャンペーンということでは事実の説明だと思えます。これからの福祉社会の中においてどういうあり方であればならないかということの事実の説明というのが中心だと思えますが、そういう意味のキャンペーンは大変大事だとも思っております。

さらにまた、今衆議院の日野代表が話された衆議院の修正の検討事項というのがついて、このことも政府としては非常に重く受けとめており、今後はそういう方向に従って全力をもって当たっていかねばならないと考えております。清水委員の御指摘の点は大変大事な点だと心得ております。

○清水達雄君　そこで、先の議論をし過ぎるということになるのかもしれませんが、消費税率の引き上げ幅が大きい、例えば七％というふうなことになると思います、この消費税率の引き上げの内容についてかなりいろいろな議論があり得るのではないかと。例えば、益税の解消というふうなことはずつと行われているわけですが、こういうふうなものはかに食料品とか住宅とか、こういうふうなものについて特別税率を設定すべきではないかというふうな議論もあると思えます。

住宅なんかについて言いますと、これは金額が非常に大きいもので、今まで住宅対策のためにいろいろな減税措置をやっておりますけれども、それがみんな吹っ飛んでしまうぐらいの消費税率の引き上げになっちゃうというふうなこともあるわけ

で、いろいろ問題が多いと思うんですけれども、その辺について大蔵省としての基本的な考え方と、あるいはどの程度力を入れてそういう問題を議論したり検討したりしようとする心構えがあるのか、その辺について伺いたいと思えます。

○国務大臣(藤井裕久君)　ただいまの御指摘の点は十分問題意識は持っておりますし、税制調査会でもそれに言及をいたしております。

ただ、現在の制度というものは、例えて言えば、中小零細業者の皆様に対する扱いというものの中には公平性ということと簡易性ということの接点があつたんだと思えます。平成元年につくったときはやはり公平性ということと、そしてやはり中小企業の方々に対する簡易性ということの接点があつたように思えます。また、軽減税率問題も御指摘がございましたが、この公平、中立ということと、それからおっしゃるような政策的配慮の必要性、この二つが接点があるように思えます。

私もそういったしましては、現在、政府・与党の中で御議論がこういう点も含めて進んでいくものと考えておりますので、軽々に結論がましいことは申し上げられませんが、平成元年にできたときにはその比較考量の上でできているものであるというふうな考え方をしております。今後、これは連立与党だけではありませんが、国会の皆様方を初め国民の皆様方の御意見を十分伺うべきことだと考えております。

○清水達雄君　これは私はもう話で聞いているだけなんです、これは恐らく主税局の方なんかは言っているんじゃないかと思うんですけれども、消費税率が一〇％以上になれば軽減税率的なことも考えないかぬけれども、そこにいくまでは余り考える必要ないんだというふうなうわさ話みたいなものを聞いたことがあるんですけれども、そういうふうなお考えがあるんでしょうか。

○政府委員(小川星君)　ただいまの消費税率に軽減税率を考へてはどうかという御指摘の問題につきましては、消費税率が設けられてからいろいろ議論がございます。とりわけ、昨年の九月から十一

月まで政府の税制調査会で御議論をいただきましたときには、この点についてかなり突っ込んだ審議が行われました。

そのさまざまな論点がございますけれども、公平、中立、簡素といった消費税率の導入の趣旨、あるいは軽減税率を設けることによって納税義務者に変な事務負担をかけるという問題、あるいは消費者にとつてもかなり小売段階において手間がかかる、そういった社会的経済的コストなどを考慮いたしますと、その設定は、経済的合理性に反して、適当でないと考えられるというのが実は昨年十一月の税制調査会の答申でございます。

今後ともこの問題は、諸外国には諸外国なりの歴史がございますが、この複税率の設定は、今申し上げたような大きなコストを伴って、できるだけむしろこれを集約していくという方向でECの諸国の中でも動いている面があるということとを付言させていただきますと存じます。

○清水達雄君　今のお話の中で、部分的に軽減税率みたいなのを設けると納税者の方の事務手続が非常に煩瑣だという話があつて、食料品とかなるとかというふうなことになるかと、種類も豊富だし加工の度合いだとかいろいろあるからある程度わかるんだけれども、住宅なんというふうになると、これはそんな手間がかからないような気もするんですけれども、手間がかかるというふうなところ、あるいは手間がかかるのかということと、それから、外国でいわれるという軽減税率がどのように設定されているのかということとを御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小川星君)　軽減税率の問題につきましては、何よりも消費税率というのが全体として消費に広く課税を行う。何が高級な消費である、あるいは何が必需的である、なかなかこれを区分するのは困難である。あるいは、所得水準が高まるに従って消費が多様化しているといったようなことから、消費に一律に広く税負担を求めるといふのが公平でありまた中立であるということでございます。

その際に、住宅というのは今お話がございましたように最も大きな規模の支出行為でございます。したがって、こうしたものの税率を軽減するということにいたしました。非常に大きな軽減税率ベースでも損なわれてまいります。ということは、逆に申し上げますと、他の消費行為に対してそれだけより大きな負担を求めなければならぬというふうなことになるわけでございます。したがって、納税コスト、手間という問題以前に、公平、中立、簡素といった観点から極力一律の課税を行うことが適切である、こういうふうな考え方をしております。

それから諸外国における税率でございますが、例えばイギリスの場合には、標準税率が一七・五％に對しまして、軽減税率はない、そのかわりに食料品等がゼロ税率ということになっております。このゼロ税率につきましては、ECの指令においてこれを排除すべしという否定的な考え方がとられていたわけでございます。ドイツは標準税率一五％でございます。フランスは一八・六％でございますが、それぞれ食料品とか水といったようなものについて、ドイツでは七％、フランスでは五・五％といったような軽減税率が設けられているところがございます。

先ほど申し上げましたように、ECでは市場統合の一環として、付加価値税を調和するために、標準税率を一五％以上、軽減税率を五％以上として、割り増し税率を廃止しなければならないという指令が出されているところでございます。

○清水達雄君　住宅にこだわると何か自分の専門分野のことばかり言っているようで申しわけないんですけれども、これまでやってきた住宅のための減税措置というのがほとんど吹っ飛ぶというふうなことに對しては、消費税率としては一律で取るけれども、それを埋め合わせるような住宅減税をやるといふふうなことになるんでしょうか。

○政府委員(小川星君)　ただいまの点につきましては、消費税率を一律で課税するということとは、あらゆる種類の支出に對して相対的には同じ割合で

税負担を求めるものでございます。特定の支出行為あるいは購入に対して別途税制上、あるいはその他予算、金融上の措置が講じられているといったしますと、その相対的な有利性は引き続き残るわけでございますから、むしろ消費税、間接税のあり方としては、消費に對して一律に課税を行う、そこに例外を設けないということが最も重要ではないか。その中においても同じように政策的配慮は生きているというふうに考えるわけでございます。

○清水達雄君　そこで、税の基本構造といいますが、そういう問題なんですけれども、我が国の税制は直接税の比率が非常に高い。OECD二十四カ国の中で一番目、それから間接税は一番低くて二十四番目、それから資産課税は七番目というふうなことが税調査申の中にも書かれたりしておりますけれども、過去、外国で間接税率が高い国というのは昔から高かったのか、ある時期は直接税が高くてだんだん間接税の方に移行していったのかというふうな過去の推移ですね、これは主要国でいいと思うんですけども、そういうことを御説明いただきたい。

それから我が国の場合にも、ずっと振り返ってみると、直接税はそんなに高くなくて間接税が非常に高い時代があったというふうなこともあるんですが、何か日本の国民性というふうなことに立脚して直接税が高いということになっているのか、なっていないのか。何かそういう点についての分析を主税局の方からお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君)　詳しい数字的なことは主税局長がお答えいたしますが、今、清水委員がおっしゃったように、私は戦前は日本は完全に間接税の国だったと思ひます。間接税が六五%、戦前、昭和九一十一年あたりですね。

なぜこういう直接税中心になったかといへば、歴史的にたゞればシャープ税制だと思ひます。シャープ税制の採用によって直接税国に転化した。これはもう歴史的事実として言えると思ひます。ただ、そのときでも直接税率は昭和二十五

年で五五%ぐらいだと思ひますね。

今のうちに七〇%だというふうなことになるのは、高度成長時代に超過累進制度の中で相当減税が繰り返されてきたけれども、特に昭和五十年以降の低成長の中でそういうこともかなわなくなってきた。半面、これは戦前からでありましたが、日本は個別消費税しかなかったわけでありまして、一般的消費税がないということになると必然的に今のようになつてくるんじゃないかと思ひます。

主税局長から詳しくお答えさせますが、私は、ヨーロッパ大陸はむしろおっしゃるようになつて中心国としてずっと来ているように思ひます。ただイギリスなんかは、昔は直接税中心国だったのが、付加価値導入によってそのウェイトがかわつてきているんじゃないか。国による歴史とか、私はやっぱり国民性も本当はあると思ひます。そんな集積であろうと思ひますが、少し数字のことを主税局長からお答えさせていただきます。

○政府委員(小川豊君)　日本の直間比率はたゞいま大臣から御説明を申し上げたとおりでございます。戦後ではないと言われるようになつた昭和三十年当時で直接税のウェイトが約五割にございました。今申し上げたように、高度成長によつて直接税のウェイトが上がりまして、昭和四十年にはそれが六割ぐらいになり、昭和五十年には七割ぐらいになつた。今日も大体それぐらいの水準にあるわけでございます。

ヨーロッパも、大臣申し上げたとおりでございますが、一番間接税のウェイトの高いのはフランスでございます。この三十年ぐらゐを大観して申し上げますと、六割が間接税、四分六の国でございます。ドイツがそこへいきますと大ざっぱに半々ぐらゐでございます。イギリスは直接税が五五で間接税が四五といったようなところでございます。アメリカは御案内のとおり直接税中心で、九割程度でございます。アメリカの場合には間接税である小売上税が州の税になつておりまして、連邦は専ら所得税を中心とした税制になつて

いるわけでございます。

こうした体系になつてくるゆゑは、先ほど大臣から御説明をした経済の発展段階と、それから各国の歴史的な事情というものが折り重なつてのことであらうかと存じます。

○清水達雄君　私も言いたかつたのは、やっぱり経済の発展段階に応じて税構造がかわるんじゃないかという感じを持っていたから伺つてゐるわけなんです。

税制の議論をするときに、結論としてどうか、常に我々がよく聞かされるのは、所得、消費、資産のバランスを確保するという議論を聞かされるわけでございます。このバランスというのが非常にわかりにくいんですね。一体どういうことをもつてバランスがとれていふのかとてなつていふのかよくわからない。これは年じゅう言つておられますから恐らく大蔵省の方にはその考え方があるんじゃないかと思ひますが、それ一つ伺いたいということ。

それからもう一つは、ストック経済化が進展をしてまいりますと、ストックの移しかえですね、例えば実物資産の相互間の移しかえとか、あるいは実物資産と金融資産の移しかえとかということがスムーズにいきまないとフローが非常に大きな影響を受けると思ひます。

例えば、住宅を買うのに、どこか遠くの方にあつて余り使えない土地があるからそれを売ろうと。ゴルフの会員権を売つてそれで住宅を建てる。特にこれは、買いかえ層なんかについてはかなりそういう財産の整理もやりながら買うというふうなことをやる。そういうところがまつつちゃうと、買いかえによるいい住宅へ移り住むというふうなことがまつつちゃうというふうなことがある。これは企業についても同じだと思ひます。これはいわゆる円高不況のときも、土地を売つてその得た資金で設備投資をやるといふようなところから、円高不況の構造改善対策といふようなものが随分言われてきたわけです。

そういうことがありますから、結局、経済の循環をあるいは成長をうまくやろうと思つと、ストックに対する課税、これは保有に對する課税と移転に對する課税がありますけれども、移転に對する課税というのは余りやつちゃうとフローがうまく動かなくなる、まさに不況になるというふうな思ひでございますが、その辺についてのお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(藤井裕久君)　私の立場でラフに言つて、主税局長がちゃんと穴を埋めてくれると思ひますが、私は、所得、消費、資産というのは税が着目する三大要素だと思ひます。言葉は悪いんですが、人頭税という言葉がある国ではやりまして、けれども、あれはむしろ普通例外でございまして、所得、資産、消費だと思ひます。

その中で、おのおのの税におのおのプラス面とマイナス面があるんだと思ひます。所得税中心国である日本は、今までもずっと所得税で戦後やつてきて、そのメリットというものが非常にあると思ひます。この超過累進というものが日本の所得階層というものを平等化する一つの要因であつたことはもう間違いないわけだし、そのことが日本の経済の発展に貢献したことも間違いないと思ひますが、これが度が過ぎてくると、今議論になつてゐるような勤労意欲の問題等も出てまいります。私は昔、執行を三年やつたんですが、余りに所得税にこだわりますと、どうしてもブライバシーとのぶつかり合ひが起きます。このことをどう考えるかというのが私には一つあると思ひます。

それから、消費というところでございまして、よく議論に出ますように、非常に薄くて広いという意味がある反面、やや逆進性を持つてゐるということ、それだけとらえればこれは否定できない事実だと思ひます。おのおのプラス・マイナスがあるものをミックスするというのが私はバランスのとれた税制だと思ひます。

その中で、何%と何%と何%がいいかというのは私は言えないと思ひますし、先ほど清水委員も御指摘のように、経済の発展段階とか、国民性だとか、その国の歴史だとかいろいろなものだ

連をいたしておりますので、数字をもつて申し上げられないのでございますが、やはりそこはバランスが要るんじゃないか、こういう趣旨で私は理解しております。

第二の問題でございますが、おっしゃる意味はよくわかります。ただ、土地の持っている特異性ということ、平成元年の土地基本法であらう位置づけをされて、そして平成三年の改革をされたということであり、これはやはり土地の持っている特殊性から、清水委員は専門家でいらっしゃるからそれ以上詳しく言いませんが、その中からできたあの税の仕組みだと思えます。

ただその中で、居住用財産で言えば、居住用財産の買いかえというような措置で流動化が図れるようにしてありますし、事業用資産の買いかえも、今御提案申し上げている中で、リストラ等に貢献するものについてはそういう流動化が図れるようにしているということも御理解をいただきたいと思えます。

○政府委員(小川是君) 資産の課税の問題についてだけ申し上げさせていただきます。

御指摘は、資産が各種の形態をえる場合の移転コストの問題と、それから恐らくはそこで生ずるキャピタルゲインの問題、キャピタルゲインの課税のあり方によつては移転がしやすかったりしにくかったりするという問題を御指摘であらうかというふうに存じます。

資産の移転につきましては、これはそれぞれの特性に応じて、有価証券の場合には取引税、あるいは土地その他については、移転の際に登記が行われるというところに着目して登録免許税が課税されたり、あるいは契約に付して印紙税が課税されたりという形で、これはそれぞれ大きく影響しないように、できるだけ軽微な負担という形で取引課税が行われております。

それから、もう一つの移転でおっしゃられたキャピタルゲインの問題は、やはりこれは所得課税の問題として他の勤労所得と同様に、これは所得として処分が可能になるわけでございますか

ら、所得課税としてできるだけ適切な課税を行う。その場合に、現在の土地について申し上げますと、やはり今大臣申し上げた土地基本法というものの精神が背景になって現在の税制がつくり上げられてきていると存じますし、また有価証券については、捕捉等を考えながら現在の申告課税と分離課税制度ができ上がっている。このように、それぞれに依りて、執行上の公平も勘案しながら組み上げられていくと、このように考えている次第でございます。

○清水達雄君 キャピタルゲインのお話があったわけですが、基本的な言い方と、昔から物を持って、もう生まれたときから金持ちだったという人は別ですけれども、そうでない人は一生懸命働いて蓄積をして資産をつくる。資産価格が値上がりをするからそれを売るときには利益が出る、したがってそこから税金を取るんだというお話なんです。

これは全然やっちゃいかぬということまで言っているわけじゃないんですけれども、そういうことであります。資産からある資産への移転とか、実物資産と金融資産との間の移転とかということをやると損するなど、こういうことになっちゃうんです。このままで持っていれば税金を取られない、それは固定資産税とかんとかは取られないすけれども、このままにしておけば取れないのに、移転をしよう、差しかえをしようとするときキャピタルゲインを取られちゃうということになるわけですね。

このことは、理屈を並べ立てるといふんなことが言えるんじゃないかと思うんですけれども、現実的にはなかなかそこに抵抗があつて、それが経済の姿に非常に大きく影響をしてくるということ、私はかなり心配をしている、そういう点から言っているわけでございます。

それから、土地基本法の話がありますが、私は、これは後からまた土地税制に触れますからそこで言いますけれども、土地基本法をつくったときは市場構造をきちんとしようということなんです

よ、土地の市場構造を。つまり土地というのは供給財じゃないんですよ。あれを供給しようと思っている人は一人もいないんです。困ったときに売るといふのが土地なんですよ。供給がない財なんですよ、極端な言い方をすると。ところが需要の方はあるわけですよ、これは都市的土地利用というのがあるんだんふえていっていますから。その供給がない構造を要するというのが土地基本法の目的なんです。

ところが、平成三年度の税制改正で譲渡所得課税の強化というようになるとなるとますます供給を阻害するようになっちゃう。だから私は、土地基本法の政府の受け取り方は間違っていると思うんです。ということをする予算委員会でも言い続けてきているわけでございます。ですから、もうちょっとそういうところをじっくりとやっぱり考えてもらわれないか。これは後でまた触れますけれども、そういう感じが非常にしているわけでございます。

そこで、もう一つは来年度の所得税減税に関連する話なんですけれども、つまり一言で言うと日本のマクロ政策と外圧という問題でございます。平成六年分だけの所得税減税を決めて、G7があつたときにアメリカのベンツェン財務長官から藤井大蔵大臣に対して、一年だけじゃどうしようもないという極めて強い不満が示された。それで大蔵大臣は、来年も引き続きやることになるでしようと言ったのか、やりますと言ったのかよくわかりませんが、そういうふうなことをおっしゃっているわけでございます。

藤井大蔵大臣が答えになつたのは、七年もやるといふことが政府の方針として決まった段階でそう言われたんでしょうか、必然的にそうなるでしようというふうにおっしゃったのか、そこをちょっと確認したいと思えます。

○国務大臣(藤井裕久君) G7においては、内容は余り言つてはいけなないのであれでございますが、私がどう言つたかということは、これは言うことは何ら差し支えありませんから申し上げます。

二月二十五日でございますから、二月の八日に決定になりました十五兆二千五百億円の総合経済対策の内容と、また、その中において六兆四の減税をやつた、その五兆五千億が所得関係の減税であるということも申し上げ、かつ、これはかつてのレーガン減税を大幅に上回る所得減税であり、その効果は極めて大きいものと考えて、こういうことを申しました。それに対していろいろ報道があります、私はこういうふうに通じているのであります。

同時に今、これは国内問題ではありますが、連立与党において合意の上で平成六年中に本格的な基本的な税制改正を行う。そしてその方向は、所得課税の軽減と消費課税の充実という方向で税制調査会の答申も出ている、こういうことを申し上げたわけでありまして、今お話しのように平成七年度どうするとか、ましてや数字がどうだとかということは一切言っていないということだけ申し上げたいと思えます。

○清水達雄君 新聞にもアメリカが今回のような減税では非常に不満だといふようなことがよく出ていたわけでございますが、日本のマクロ政策について外国がいっている、もつと減税をやるべしだとか、減税の額が小さ過ぎるとか、あるいはもうちょっと長期にやるべきだとか、あるいは減税をやつて今度は消費税の増税をやる期間をもつと長くすべきだとか、そういうふうなことを言うということは、これは内政干渉だと思ふんですね。だけれども、今の国際経済関係においてはそういうことが平気で言えるような状況になつてきている。

これは一つは、市場開放問題とか、あるいは市場における規制の問題だとかいふようなことに十分きちつとすぐさま対応できないから、マクロ政策で内需を拡大して経常収支のインバランスの差を少し縮めようとか、あるいは輸入をふやそうとかいふふうなマクロ政策も入れ込んで対外経済対策をやるというところから、マクロ政策分野もそういう国際経済の問題として出てきているとい

うふうに思うんですけれども、日本も非常に大きな黒字を持っていますから、おまえ内政干渉のようなことを言うなということがなかなか言いにくいんじゃないかとも思うんです。

それで、やっぱり我が国としては、市場開放問題できちっとした対応ができなければ、マクロ政策をやるのなら、もっと積極的に自分はいかにやるんだというふうにするべきではないか、外国にいろいろ言われる前に、というふうにするわけでございます。

今、社会資本投資計画で四百三十兆円の増額問題というのが出ておりますけれども、これについても、全部建設国債で将来の負担になるようでは困るとか、財源をどうするかというふうないろいろ議論もあるようでございますけれども、やっぱりそういうところは早くきちんと考え方をまとめて積極的に行なうことが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○国務大臣(藤井裕久君) いろいろお話しございましたが、我が国の経済政策については、日米関係で言うならば、マクロ政策というのはおのの国が自発的にやることである、そしてお互いにその結果をフォローし合う、基本的にこういう合意になっているわけでありまして、今いろいろ言われたような点については、基本的にそれですべて動いているということをもっと御理解いただきたいと思っております。

さらに、我が国一国のみが非常に長い間にわたって経常収支の黒字を続けるということは望ましいことではないというの、もう私もそう思っております。日本政府はみんなそう思っているわけでありまして、そういう中で、積極的に自発的な措置としてマクロ政策、そしてまた市場開放、規制緩和、さらにもう一つ言えば、国際的に協調した産業構造の変革というふうなものを今進めているところでございます。これは我が国として、そういうことをすることは我が国の国民のためであると同時に、世界経済に調和し、世界経済のためにこのことが必要であるという観点で

我々が進めているということを御理解いただきたいと思っております。

○清水達雄君 藤井大蔵大臣の言っておられるような枠組みがきちっと守られていなければいけませんけれども、どうも新聞に出てくる発言が、何か内政干渉まがいの発言が非常によく出るということ、そんなことで日本の税制とか公共投資とかいろいろなことが左右されるということとは非常に困ったものだという感じを持っているものですからお伺いをしたわけでございます。

それで、土地税制にも絡みましてこれから申し上げたいと思うんですけれども、まず、日本の景気対策の柱はこれまで公共投資と住宅建設、両方とも堅調に推移をしているというふうなことが言われて、きょうの参議院の本院議でもそんな答弁があつた。今度は消費の拡大のために所得減税もやるというふうなことを言っているわけでございますけれども、所得減税の問題につきましましては私自身はかなり疑問を持っているわけでございまして、非常に減税の時期が遅いということもあるし、もうそろそろ国民もくたびれてきて、だんだんまた消費も拡大傾向に入ってくるんじゃないかというふうな感じも一つはあります。

それからもう一つは、減税の乗数効果というのは小さいわけでございます。これは貯蓄に回ったりしますから。そういうときに六兆円もの多額な財源を使うのはやむを得ないという感じがするんです。これは恐らく、消費税をこの際引き上げよう、その契機にもしようというふうな感じがあつたんで、私はいつもしつと大蔵省がこういうことに乗ったような感じがしているんでございまして、そんな感じがしているわけなんです。

こういうふうな所得減税をやるくらいならば、もっと政策減税をちゃんとやって、例えば土地の長期譲渡所得課税の今回の税制改正につきましても、優良住宅地についてやっておつたような軽減税率を住宅に限らない優良建築物にも適用する、範囲を拡大するというふうなことでか、あるいは事業用資産の買いかえについて、八〇％繰り延べ

するということなどはやられましたけれども、もつとやっぱり基本にある、物を売ったときに三九％の税金を取られるよというふうな、しかも土地というふうな日本人にとっては非常に貴重と思われるものについて、そういうことを引き下げれば土地の流動化というのはもっと進み、要するに金回りもよくなるし、もつと世の中明るく活力が満ちてくるんじゃないかという感じがするわけだし、後からも言いますが、宅地供給促進のために実はそれが要なんではないかと。そういうふうなことであります。土地の譲渡所得課税につきましまして、いわば分離課税的な措置を法人に対してもとって、長期ならば一〇％の追加課税を分離的にやる。それから短期ならば二〇％の追加課税をやる。超短期のことは言いません。これは土地転がし対策みたいなものから。これはそうとして、こういうふうなことで、非常に今企業は経営が苦しくて倒産するかどうかわからぬよというふうなときに、自分が前から持つておつた土地を売って、その譲渡益でもって赤字を埋めて何とか生き延びようかという者も救つてやれないという、こういう税制を続けるといふのは今の景気情勢、企業の状況から考えると非常にひどいことな私に思うわけでございます。

そういうふうな政策減税をもつとやれば、これは税金の額にしたらそう大した話じゃないんですよ、特に譲渡益課税なんかについては税率緩和すればもつと取引がふえて税収が上がるぐらいの話ですから。なぜ全体の政策選択をそういうふうな考えないのかという点は非常に不思議に思っているわけでございまして、その辺についての考え方を承りたいと思っております。

○国務大臣(藤井裕久君) まず、一般的な所得税減税の効果についての御意見がございましたが、私は、何よりも政府があらゆる努力をしているという姿勢を示すことが大事であるということ、前国会でも申し上げました。公共投資政策、お話しございました政策減税、公定歩合政策、そしてやはり所得減税というあらゆる政策をとることによっ

て全体の、マインドという言葉をよく使いますが、そういうものを明るくしていくということは私は見えない効果として非常に大きいものがあると思っております。減税の所得効果ということ論理的に言うとき清水委員の御指摘のような面もあるのかもしれない、そういうことが一つ。

それから、時期の問題についても御指摘がありました。今ちょうど少し消費が、ストック調整がある転機を迎えている。こういう時期にまとめた減税をやるということは、自動車の消費税を引き下げるといふことなどあわせて大きな意味があるんじゃないか。特に、消費の芽が出たところを膨らませて、そして本格的回復の軌道に乗せていくという大きな意味があるのではないかと考えておりまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

また、政策減税のお話もございました。私は政策減税を否定しているわけではございませんが、これもいつも国会で申し上げますように、政策減税というのは税の不公平というものをのみ込んでやるわけでございます。おのずから限界があるというところも御理解をいただきたいと思っております。また土地の問題については、清水委員とどうもそこがいつも意見が違つちやうとところでございまして、ほかのことは大体合っているんですが、そこだけはどうも違つちやうとでありますが、やはり土地というものの持つている特殊性というもので土地基本法ができたということも間違いないし、前政権においてはこれは恒常的な一つの仕組みであると御判断になったということも間違いないし、私どもはその前政権の御判断というのを正しというふうな考えましてこれをやっていくわけでございます。土地の基本的な仕組みを変えてしまふような政策措置というものについてはおのずから限界がある。今回私も提案させていただきますのは、そういうぎりぎりの選択をさせていただいたというふうに御理解を賜りたいと思っております。

○清水達雄君 平成三年度の土地税制改革という

のは、自民政権時代でございますが、私がちょうど役人をやめた直後ぐらいにああいう減税政策がとられましたけれども、私が国土庁にいたらあれは絶対にやらせなかったというふうに思っているわけでございます。

というのは、土地につきましては、地主に対して土地利用転換を半ば強制させる措置をとらなければだめだ、つまり土地は供給財ではないというところを変えなきゃだめなんです。それをやったのが、三大都市圏の市街化区域農地について生産緑地と宅地化農地に区分けをしてやったと。これを三大都市圏の市街化区域農地だけじゃなくて既成市街地の中にもあるいは地方の主要都市もやらなければだめだ。土地を供給させるという市場構造をつくらなきゃだめなんです。だから、土地はやっぱり国民の基本的な財産であるという、公共の福祉優先というのはそこを言っているわけですから、それをするのが土地基本法の最大の趣旨でございます。

あのときに実は、本当は、開発利益の社会還元でありますとか税制の問題というのは取ってつけたんです。こういうことも言っておかなきゃしょうがないからつけておくかという問題なんです。そこだけが抜き取りをされちゃっているというところに問題がある。

では、そういうことをやっておたら地価対策はどうするかという話になります。やっぱり地価が上がったときにそれを抑制しなきゃならない、どういう対策で抑制するのか。

今回の地価上昇過程におきましては、まず最初に監視区域制度というのをやりました。ちょうど同時に、金融機関に対する指導を銀行局にもう随分と長くお願いしながらやってきました。しかし、現実には融資の総量規制というのは平成二年に始まっています。東京都の地価上昇は、昭和六十二年に六八%上がっちゃったんです。これは私が国土庁にいたるときだったんです。いるときに六八%地価が上がっちゃった。そのときは監視区域も引いとった、それから銀行局長から金融機関に

対して通達なんか出してもらっていた、それでも上がっちゃった。

結局、地価の抑制はどうしたらいいかという、極めて簡単な話で、供給を上回っている需要はカットする以外にないんです。つまり金融を引き締める以外に手段はないんです。地価対策というのは、これが私の今回の地価の乱高下を通じて得た教訓なんです。監視区域もだめ、税制もだめなんです。金融だけなんです、需要をカットする以外にないんです。

それからもう一つは、資産価格を余り上げないようにするという事です。これも恐らくやっぱり金融の問題だろうと思うんです。そういうところをしっかりとやっていかないと、もう監視区域なんてあんな面倒くさいおかしなことをやったら、これは私がいるときにつくったんですけれども、余り効果がないと思います。

だから、やっぱりそういう原点に立ち戻って考えないで、平成三年度に行った税制改正は正しいものだというふうに思っています。間違いない。官房長官じゃありませんけれども、過ちを正すのはやっぱり正しい方がいと思うんです。そういうふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 土地対策はおっしゃるようにはあらかゆるものの総合だと私は思うんです。金融が非常に大きな意味を占めていることも事実だし、今もトリガー方式というようになことでこれはまた武器になることがあると思いますし、監視区域についても、今緩めておりますけれども、またいずれそういうことが仮にありせば出動できるようなことだろうと思います。

そういうのと並んで、今、専門家の清水委員がおっしゃったんであれなんです。あの土地基本法をつくったときの公選元というのは、つけ足しともちよつと私どもは思えないのでございまして、それら全体ひっくるめて、この日本において時たまある段階で土地が異常な動きをすることに

対する対応、そしてその土地が異常な動きをすることで一般国民が非常に犠牲になっているというこの事実、あの経験によっていろいろな武器をつくったわけで、私は大きな武器の一つとして税制があるように今でも思っております。どうかその点、基本的なものはそのまま残し、今の土地の流動化に資するという観点での特別措置、政策減税を今こちらに提案させていただいているんだということを御理解賜りたいと思います。

○清水達雄君 それで、今まで常に住宅建設は順調だというふうに言われてきているわけでございまして、第一が建てかえですね、住宅が古くなったから、今ちょうど金利も低いから建てかえようという持ち家の建てかえ。これは新しい土地を必要としない。それから初期取得者用のマンションでございます。最近においてはもう二十代ぐらいの人が四千万とかなんとかというふうなマンションを、家賃を払うよりは得だから、金利が非常に安いから、というふうなことで買っている。それからあと、市街化区域農地なんかについて、今度は税金も高くなるから貸し家をつくらうというふうなことで貸し家建設。この三本立てなんです。いよいよいい住宅に買いかえて住みかえていこうという買いかえ需要というのはほとんど進んでおりません。

だから、今のような状況ですと、日本の住宅の平均水準はだんだん低くなっています。持ち家は別として、マンション等につきましては、今はその値段がもう大体四、五千万で決まっちゃっていますから、それに合わせるようにしてマンションの戸当たり面積なんか落としていっているんです。あるいは設備を落とすというふうなことをやっているわけでございまして、日本の住宅建設史上そういう状況じゃないんです。

これだけ金利が低いのに、百四十何万戸とか、百五十万戸にはまだ足りないかと思っておりますけれども、百五十万戸いくかどうかというぐらいのところまでいかっていないような状況でございまして、つまり本格的な意味での住宅建設が進んでいないというふうに私は思っているわけでございまして、こういふ点について建設省の住宅局はどう考えているか。

こういう今私が申し上げたような住宅建設ですと、もうそう長くは続かないと思います。そうすると、将来について住宅建設はどうなっていくのか、その動向をどう見通しているか、そういうふうな点を伺いたいと思います。

○説明員(山本繁太郎君) 御説明させていただきます。まず、最近の住宅建設の動きについてでございますが、平成三年度に住宅着工戸数が大きく落ち込みました後に、四年度、五年度と毎年連続して増加しております。

その中身を見ますと、四年度には、清水委員御指摘のような事情もありまして貸し家の建設が非常に伸びております。今年度に入りましてから個人の持ち家建設、それから昨秋以降分譲住宅の建設が非常に大きな勢いで伸びてきております。その場合、住宅の戸当たり面積の規模でございますけれども、実は貸し家は着実に伸びております。公的融資のウエイトが非常に高まってきたりまして、床面積は伸びております。これに対しては伸び悩んでおります。それから分譲住宅につきましても、若干ですけれども、年率で二%ぐらい床面積の規模が下がっている現状でございます。

とりあえずこれからの見通しというお尋ねでございますけれども、五年度につきましては一月までの数字しかまだ出ておりませんけれども、おおよそ今お話ししたように百五十万戸前後の着工が達成できるのかというふうに見ておりますけれども、六年度につきましては幾つかの懸念材料もございまして、

一番大きなポイントは、建築の市場で民間の事務所の需要が非常に伸び悩んでいるために、供給サイドの事情で分譲マンションに非常に力が加わっている。そのこともあって分譲マンションの

供給が非常に伸びているという部分がございます。それから金利の動向についてもいろいろ思い悩んでいるところでございます。

そういうふうな懸念材料はございますけれども、中期的に見ますと、地価が非常に高くなった時点で持ち家の取得が抑制されたという事情もあって、これから中期的に、持ち家を取得したい、住宅を取得したいという需要は非常に強いものがあるというふうに私も思っております。

それから、ごく最近ですけれども、中古の住宅流通市場に明るい兆しが見えております。特にマンションですけれども、マンションの価格は下がっております。成約件数で見ますと、昨年暮れ以降非常に伸びてきております。

そういうふうなことを総合的に判断いたしますと、国民の住宅の取得についてのいろいろな施策、今回提起されております税制措置も含めてこれら施策が適切に運用されれば、住宅の買いかえも含めまして、六年度、引き続き堅調に推移するということをして住宅政策としては期待しているわけでございます。

○清水達雄君 中古マンションの流動というか、中古マンションがかなり売れてきているという話も聞くんですが、ということになるとこれは買いかえ需要だと思ふんですね。

中古マンションを売った人がどんな住宅に移り住んでいるのかというふうな、何かそういう調査とかいうのはないでしょうか。

○説明員(山本繁太郎君) 御説明させていただきます。

ただいま申し上げました資料は、指定流通機構に登録されております中古住宅の取引を私どもで把握したものでございますけれども、本来、住宅投資が本格的に回復するということになりまして、例えば中古住宅、マンションを売った方がそれを出発点にしまして戸建ての住宅を取得されるというふうになれば、これが一番力強い住宅投資行動というふうに私ども見るわけでございますけれども、私どもが知り得る限りではまだそこまで

の大きな動きは出ていないと。ダイレクトな資料がなくて恐縮なんですけれども、中古住宅は動き始めていますけれども、それが戸建てにダイレクトに結びついていっているというふうな情報は確保していませんという事です。

○清水達雄君 それで、少し大型のマンションであるとかあるいは戸建て住宅、こういうものの動向はどうでしょうか。

○説明員(山本繁太郎君) 戸建て住宅も分譲住宅につきましては伸びております。しかし一番伸びているのは分譲のマンションです。しかも一時間から一時間半以内の三十五万から四千万円といったようなところが戸数的には一番伸びているところでございます。

○清水達雄君 次に宅地の問題について建設省から伺いたいんですが、まず、宅地の需給状況ですね。

今土地については売り手はいるけれども買い手がいないというふうなことがよく言われているんですけれども、一方、初期取得者用のマンション用地などについてはある程度各社が競争しながら買っているんじゃないかというふうにも思うんですが、それ以外に、いい住宅を建てるようなそういう土地がどのぐらい供給されているのか、あるいはストックとしてあるのか、そういうところまで含めて、その需給状況をまず一点御説明をいただきたいと思います。

○説明員(松原文雄君) 需給状況についてでございますが、平成三年度から平成十二年度までの十年間に建設省におきましては全国の宅地需給量を十一万三千ヘクタールというところで見込んでおるところでございます。

現在、大体毎年これは余り大きな変動がないわけでございますけれども、全国の宅地供給量が年間通じまして約一万ヘクタール強というところでございまして、先ほど申し上げました十年間の宅地需給量十一万三千ヘクタールとの比較で申し上げますと、若干ちよっとこれを下回っておるのかなというペースで推移をしておるところでござい

ます。

大都市圏におきましては、十一万三千ヘクタールのうち四万六千三百ヘクタールをこの十年間の供給目標量ということで計画しておるところでございますけれども、平成三年度の宅地供給実績は三千八百ヘクタールとやや低い水準にとどまっております。今後積極的に計画的な宅地供給を進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

現在土地がどういう状況で動いているかということでございますけれども、委員御指摘のとおり、交通条件のある程度恵まれた、しかも、かなりそこそこの低価格で供給できるマンション用地、一次取得者向けのマンション用地につきましては御指摘のとおりかなり活発に取引が行われているという話を、具体的な数字は持っておりませんけれども、私どもも業界等からのヒアリングで聞いておるところでございます。

加えてまして、最近や景気の今後の状況について明るい見通し等も報道されておりますことから、やや高目のマンションないしは戸建て住宅につきましても、まだ活発に売れるというところまではまいりませんけれども、動き始まったというふうなところになってきております。

いづれにいたしましても、今後よりよい宅地供給を進めていくためということで、私どもといたしましては、従来からございます関連公共の促進事業でございますとか、あるいは区画整理事業を通じまして積極的に、なるべくリーズナブルな価格での良質な住宅宅地供給というものを進めていきたいと、こういうふうな考えているところでございます。

○清水達雄君 三大都市圏の宅地供給計画とか住宅建設計画なんかをつくる法律がありましたよね。あれ何て言ったっけ。

○説明員(松原文雄君) 大都市法でございます。○清水達雄君 その大都市法で宅地供給計画がつけられているんですけれども、その中で、確実に

ちゃんとするよというのには、重点供給地域というのがあるって、そこではある程度土地に対応したような関係で計画がつけられているというふうな聞いていますけれども、それ以外の重点供給地域に入っていないようなものについては、言うならば建ち的な、いろんな小さい土地とかなんとかというふうなものを当てにして計画がつけられているというふうに思っているわけなんです。

その重点供給地域に入っている量が宅地供給量の半分ぐらいいい入っていない。あとの半分ぐらいいは、どうも当てがなくて、小さな土地を集めるとか、あるいは再開発だとかいろんなことがあるんではないかと、そういうふうな状況になっ

ていて、それはそういうことでしょうか。

○説明員(松原文雄君) 重点供給地域でございますけれども、三大都市圏の宅地供給計画、これは各都道府県の知事さんが決められました計画でございますが、その中におきまして、平成十二年までに特に重点的に住宅宅地供給を行っていくといたしますエリア、これは一定の基準がございます。大体おおむね五ヘクタール以上のエリア。ただ東京都につきましては、過密状態といえますか、かなり密度の高い状態でございまして、一ヘクタール以上の地域を選定するということになっています。つまり、そういうエリアにつきまして、事業化の熱度を勘案いたしまして、現在三大都市圏におきまして二千強の地区が重点供給地域として設定されておるところでございます。

この重点供給地域からどの程度の宅地供給量が出るかということでございますが、平成三年度から平成十二年度までの十年間に二万四千七百ヘクタールを予定しておるところでございます。これは宅地供給目標量四万六千三百ヘクタールの五割強に当たるところでございます。

○清水達雄君 結局、宅地供給計画というのを、くっつけても、机の上の紙に数字を書いておくんじやないでしょうか、やっぱりこの土地を

開発するんだということがないとも進まないわけですね。だから私はもっと重点供給地域という土地に対応したそういう土地をふやしていかなくば本当のいい宅地の供給はできないと思うんですね。

大体、五〇%なんというんじや、本当は五〇%の計画でしかないと思うんですよ。だからこれをもっとふやしていかなくばなぬと思うんだけれども、その点についてはどういふふうに建設省はされようとしているんでしょうか。

○説明員(松原文雄君) 五〇%が少ないという御指摘をちょうだいいたしました。当然のことながら、この重点供給地域二千余り以外のところでも、例えば五ヘクタール未満の住宅地転用でございしますと、そういったものが行われるわけでございします。これら重点供給地域以外のところではどの程度宅地供給が進むかということが一つのポイントになるかと思ひます。

私も計画あるいは供給基本方針を策定いたしますときに試算いたしましたところによりますと、これらの重点供給地域以外のところから四割強くらいは供給が見込めるのではないかと、いふうに考えておりました。残りにつきましては重点供給地域からの供給目標量ということで見積もっておりますところでございます。

なお、この重点供給地域につきましては、当然のことながら、十年間の長期の計画でございします。中間段階で例えば開発熱度が上がってくるとかいふようなものもございします。弾力的に追加指定を行うように公共団体を指導していく予定でございます。

○清水達雄君 それから、最後が一番大事な話なんですけれども、三大都市圏の宅地化農地の宅地化をどうやって進めていくか。これは現状におきましては宅地化農地と生産緑地がもう混然となっておりまして、とてもすぐ家が建てられるなんというところはないわけですよ。これは区画整理でもしてうまく市街地のような格好にしていきたいと家と家は建てられない。これをやるのは大仕事で

ございまして、どうも建設省なり地方公共団体の対応というのは非常に私は今週いと思ひます。

これをもう一生懸命やるのが最大の土地対策であります。そのために金が必要なんだたら、竹島次長もおられますけれども、やっぱり主計局によくお願いをして公共施設の関連事業費とか予算をいただくなり、あるいは理財局にお願いして住宅金融公庫の宅地融資をふやすとか、いろんな対策をとっていかなくばなぬと思うんです。

その辺について、どういふ計画でいつごろになつたら、言へば市街化区域農地の半分ぐらゐが宅地化できるのはいつごろできるのかといふうなことを伺いたいと思ひます。

○説明員(松原文雄君) 三大都市圏の宅地化農地につきましては、平成四年の末までに市街化区域内農地五万ヘクタールのうち約七割が宅地化農地として選択されたところでございします。

宅地化農地からの住宅建設を目的とした宅地転用の届け出面積でございしますけれども、三大都市圏の特定市分につきましては私どもの方で調べたところによりますと、平成三年が千三百ヘクタールでございしましたが、平成四年に千八百ヘクタールというところで増加の傾向にございします。固定資産税の宅地並み課税を初めといたしまして、さまざまな施策の効果も顕著にあらわれつつあるのではないかと、いふうに考えておるところでございます。

ただ、委員御指摘の生産緑地と宅地化農地とがかなり入り組んだ状態になっておりまして、今後の住宅宅地供給の上で放置しておきますと大きな問題になりかねないといふようなところもございまして、私もいろいろといたしまして、例えば土地区画整理事業とかあるいは住宅地高度利用地区計画等の既存制度、それから新しく新年度の府県予算案にもそれに関連いたしました幾つかの基盤整備、面整備のための施策の充実のための制度をお願いしておるところでございしますが、今後強力にこういった宅地化農地を活用いたしました優良な住宅宅地建設といふことについて取り組んでいきたい

といふふうを考えております。

○清水達雄君 土地問題で税金の話をやっているときに土地基本法なんか出ると、とにかく供給促進が第一だといふことを私はいつも言っているわけなんです。やっぱり国土庁とか建設省がもうちよっと一生懸命に土地利用転換なり宅地造成事業といふことを進めていくことが最大の課題であるわけですよ。一生懸命頑張つてほしいといふうに思ふわけでございします。

それから、今度は今回の租税特別措置法に基づきます改正案に関連してお話をお聞きしたいと思ふんですけれども、まず第一点は現在の優良住宅地の軽減税率の制度の問題でございします。

これを受けるためには、三大都市圏では五百平方メートル以上、それ以外のところでは千平方メートル以上の開発許可を受けるか、あるいはマンションを十五戸建て、戸建て住宅を二十五戸以上建てるといふうな一団地の建設、こういうことが必要であるわけですね。

ところが、実際にいろいろ不動産業者とかなんとかに聞いてみますと非常に問題があるんですね。というのは、開発許可を受けようとする、まず公共団体、これは知事の認定を要するわけですが、認定といふか知事の許可をもらうわけですから、非常に時間がかかるし、いろいろな要求といふことがなされる。最も一番ひどいのは開発指導要綱の問題。つまり開発指導要綱が乗っかかってきて、そういう負担が非常にふえるといふ問題があります。それから、開発許可の中身に

つきましては、県によって道路の幅員に歩道をつけるかと言つてみたり要らないと言つてみたりとか、いろいろな問題があるわけでございます。本に開発許可が受けられるかどうか自信がない、土地取得段階では。

それで、最初に土地を買うときに軽減税率の一五%プラス五%の二〇%の税金で済むようにしますからと言つたら、もしそれができなかったときは三九%までの差額を業者が負担しなきゃならぬといふ問題が現実にあるわけです。だから、中

小業者などは非常に使いにくくてもうみんな敬遠するといふのか、地主が三九%に乗つてくるようならもうそれに乗せちゃおうかみたいな感じもあるといふことがあるわけでございます。

それからもう一つは、既成市街地の中の小規模土地ですね。これは農地もあるし、あいている土地も宅地もあるんですけど、これが御承知のように近年非常に駐車場になつてしまった。近年といふのは平成三年度の土地税制改革以来ですよ。平成三年の十二月の暮れに駆け込み的に土地取引があつて、平成四年になつてからはたつとまっちゃつたわけですよ。それでみんな駐車場にする。それを売つたら三九%税金取られるからですね。

そんなものはとてもだめだといふ話になつちゃう。だから、これが既成市街地の中の特に東京都なんかの区部とかいふうなところになりますと、こういう小規模土地がたくさんあるんですよ。これをうまく使つてタウンハウスみたいなものをつくつていかないとしようがないんですね。先ほど重点供給地域の面積が五〇%なんて言っているぐらゐの話なんです。これが要するに軽減税率の適用にならない。

そういうことがありまして、私は軽減税率の二〇%というのは非常にこれはいいことをやってくれたといふうに感謝をするんですが、もう一方で、一般税率の三九%が高過ぎて非常にここに大きな問題があるといふうに思ふわけでございします。先ほど資産課税の問題で言いましたけれども、私はやっぱり一般税率は、本則にありま

ように二分の一総合課税ぐらいにする。今回は私ども租税特別措置法に対する修正案を出そうと思つていますが、これは景気対策とかいふような面を含めてそうだけれども、少なくとも一般税率を本則並みにしなきゃいかぬ。

この本則が実態的に何%の税率になるかといふのは私よくわからないんですけど、何か自民党の税制調査会によると一五%ぐらいだと、こ

ん、二分の一総合課税でやっただけの場合の税率がですね。というふうな話もあったんですが、その辺も含めて、ここはやっぱり三九%というのには余りにも高過ぎる。こんなことでは土地を売るという政策を出しているようなものなんです。というふうに思いますが、その点についていかがでございますでしょうか。

○政府委員(小川星君) 土地税制のとりわけ譲渡課税制度と土地利用とのかかりの問題で幾つも御指摘がございました。

第一点といたしましては、現在の軽減税率の適用対象となる土地の譲渡につきまして、買手の側の方がそれを有効な宅地供給の促進に資するために使うものであるという点について証明制度を持つていくわけでございます。ここは何かの意味でこの土地利用との結びつきを形の上ではつきりさせていたがと、税制上仕組みようがないというところがございます。したがって、この許可制度につきましては、土地政策上そういう許可要件を設けて、やはり有効な土地利用と結びつけていくという政策上の意義づけに依存せざるを得ないというふうに思っております。

それから、さまざまな土地税制につきまして先回の改革のときに最大の問題でございましたのは、土地税制が安定的でなければならぬ。とりわけ、譲渡所得に対する課税が猶の目のように昭和四十年代から五十年代にかけてくると緩和された。とりわけ、土地の取引が一時期ブームであつて、その後落ちつきますと必ず出てまいりますのが供給促進のための売り手に対する優遇税制を設けるということでございまして、このことが我が国における土地保有者に対する神話というものを動かしたのになつたというものが、土地神話を改めるために土地税制についてはぜひとも安定した税制を要するという議論でございました。

それから、その次に具体的な問題といたしましては、したがって供託ももとより問題でござい

ますが、供給の面につきましては、もう一つは、資産としての有利性ということで、資産保有としてのコストを適正に負担していただくということが土地の保有のあり方として、また税の負担の公平なあり方として適切であるということが保有課税の充実でございました。

最後に、譲渡課税につきましては、清水委員も御存じのように、それまでは譲渡所得税については二〇%と二五%の二段階でございましたが、これを他の勤労所得等よりは、土地の公共性、公益性から、そのキャピタルゲインについてはそうした勤労所得よりはより高い負担を求めていくべきではないかということで、一般的には三〇%の比例税率にし、他方において、土地政策上有効な活用を資するというものは逆に一五%に税率を引き下げるといふことで現在の制度ができて上がっているわけでございます。

したがって、こうした考え方あるいはこうした税制というものが中長期的に安定的に定着していくということが最も税サイドからは期待されるところでございまして、おっしゃる通りに、土地政策全般の中でこうした位置づけが行われてきているというところでございます。

○清水達雄君 確かに土地譲渡所得課税が年々変わるといふことはよくないと思つてます。おっしゃるとおりだと思つてます。それで、私は今の軽減税率制度は非常に結構だけれども、その三九%はいかにも高過ぎで、これじゃ土地は売れませんよ、三九%税金取られたら。これはもう皆さんわかんないと思つてます。自分が持つておられて三九%税金取られて土地売らんという人はいないと思つてます。

それで、いわゆる本則の二分の一総合課税制度というのがあるわけですね。これでいきますと最高税率で二五%しかからぬわけですね、今所得税率が最高五〇%ですから。それよりも五%も高いわけですね。

そこで、みんなが最高税率を取られるわけじゃないんで、二分の一総合課税というのはみんなが

最高税率までいくわけじゃないんで、土地の譲渡について二分の一総合課税をやつたら、大体平均的に見てどのくらいの税率のところにいくだろうかと推測というか予測、推定というのにはできませんでしょうか。

○政府委員(小川星君) ただいまの点につきましては、これまで平成三年の改革のときに議論が大きななされたところでございます。

そのときの税制調査会の答申では、本則では譲渡というもののについては二分の一総合課税ということになっております。それを踏まえて確かに分離課税の改正前の税率水準は定めただけではないかと考えられる。しかし、「土地譲渡の特種な資産格差への適切な対処、土地の資産としての有利性の縮減の要請等に鑑みると、むしろ勤労所得等に対する負担との均衡を図る観点から、相当程度引き上げていくことが適当である」と考へる。という答申が出ております。したがって、この資産性所得の中でも土地に対する課税のあり方は、こういった考え方と分離、比例で、かつその税率は、税負担はかなりの程度他の所得とは違つて引き上げていくべきではないかと、こうした答申に基づいて現在の三〇%の所得税の税率が定められたものでございます。

○清水達雄君 今のお話は、皆さんよくわかんないかと思つてますが、要するに二つのことを言つておられると思うんですね。一つは、平成三年度以前の税率、つまり二〇%というのが、いわゆる二分の一総合課税を想定した場合の税率を二〇%と考へていたんじゃないかということをお答えになつた。それからもう一つは、土地は何か特別な財だから、あるいは普通の所得とは別にもっと高い税金をかけるべきであるということをおっしゃつたわけでございます。

私は、その二番目のもっと高い税金をかけるべきであるという点については、先ほど来、資産の移動に対する税制というのはいささか考えないと経済全体をまづくさせるよという話もしているわけ、これは考え方が非常に違つてくるので、これ

はもつとんと基本的に議論をしなきゃならぬところだと思つてます。

そうなりますと、二分の一総合課税を想定した二〇%税率、それをやっぱり超えてはいかぬのじゃないか、中立的な意味での資産課税の原則というものを踏まえたぐらいにしておかないといかないんじゃないかというふうに思つておられるわけですが、言つておられることは私が言つたようなことではないですか。

○政府委員(小川星君) ただいま言われました点は、平成三年度の改正前は、土地の譲渡所得のうち四千万円までの部分は二〇%、四千万円を超える部分は二五%という比例税率でございました。

そこで、この二五%という比例税率は、長期の総合課税のときの最高税率が五〇%であるということから見て、その半分の二五%というふうにも考へられるのではないかと、こういう御意見あるいはそういうのではないかと考へられる方があつたわけでございます。

そうした議論を踏まえた上で、実は土地の譲渡所得に対する課税はそういう考え方ではないんだろつかというところがある議論をされて、その結果、勤労所得に対する負担よりはやや離れて、つまり税率構造とはやや離れて高い税負担を求めることが適当ではなからうか、そのかわり土地の有効利用に資する方については極力引き下げていくということがよろしいんじゃないかということから、二〇と二五というのを、一般は三〇、そのかわり軽減対象は一五%に引き下げる、こういう改正が行われてきたということでございまして。

○清水達雄君 どうもここで話していても簡単に意見は一致しそうですけれども、先に進みますが、今度は今回の改正案で軽減税率の適用対象を拡充しているわけですね、つまり、五百平米以上の優良建築物については都市計画の建ぺい率よりも一〇%建ぺい率を低くしてその分空地をたくさん出さないとという要件がある。それからもう一つは、千平方メートル以上の宅地造成については公共施設用地面積の割合が三〇%以上

でなければだめだと、こういうふうには聞いて
いるんですけども、この辺の適用要件はどうい
うふうになるんでございましょうか。

○政府委員(小川是君) 五百平米以上の優良建築
物については、今回の軽減税率の適用対象にいたし
ますときには、確かに建ぺい率について今御指摘
のような一定の要件がかかっております。また、
千平米以上の宅地造成につきましても、公共用施
設用地の比率が三〇%以上であるといったような
要件が加わっているわけでございます。

これらの要件は、都市計画法上の地域であつて
も、都市計画地域の中であつても、一般の譲渡に
比べてさらに土地の有効利用、適正利用に資する
優良なものをという基準で選び出すか、そして
軽減税率の適用対象にするかということ、所管
省庁ともいろいろ議論をいたしまして、要件とし
て定めることにいたしましたのでございます。

○清水達雄君 そのほかには要件はありますか。何
か聞くところによると、建築確認の申請書を出さ
なさいとかぬとかどうとかという話もある
のかないのか、何かそんな話も聞くんですけど
も、そのほかはまだあるんでしょうか。

○政府委員(小川是君) 先ほど申し上げましたよ
うに、優良な宅地、あるいは今回の場合ですと住
宅用地だけではなくてその他の業務用の建築物の
ために用地が使われる場合も含むわけでございま
すけれども、そうした用途に使われるということ
について、税務当局に対して申告の際にこれを明
らかにするような証明書をつけていただくという
形式要件はもとより必要だというふうに考えてお
ります。

○清水達雄君 それは建築確認申請書じゃなくて
いいんですか。

○政府委員(小川是君) 建築確認の申請書の写し
等に基づく建設大臣の証明書というものを添付し
ていただくことを予定いたしております。

○清水達雄君 今まで私も長年税制改正みたいな
ことに役人としてもつき合ってきたんですけども
も、法律をつくった後、政令だとか通達だとか、

非常に要件をいろいろ厳しくしちゃって、實際に
は非常に動きにくい、適用しにくいようなことに
しちゃうということが非常に多いんですね。そ
ういうことだと、できたでかたと言いつつ、実
際には世の中はそれで動かないということになっ
ちゃう。今非常に規制緩和とか何とか言われて
おつて、やっぱりわかりやすく、余りいらない
要件はつけないでやらないと、もうこんなことばか
り物すごい時間がかかっちゃうんです、要件が整
えられないとかられないとか。

ということ、私はもうできるだけそういう要
件は少なくしてほしいということがありますし、
それから今の話でも、都市計画で建ぺい率を決め
ていながら、それで一〇%建ぺい率を低くしない
とこの軽減税率は適用しないよ、都市計画じゃだ
めだとか言っているわけですね。それから、千平
方メートル以上の宅地造成について、公共施設用
地率が三〇%というように頭から決めちゃって
いるわけですね。これは周囲のインフラの状況とか
いんなことも関連したりしまして、面積が小さ
いものになると三〇%の公共施設用地なんて必要
ないんですよ。

だから、どうも何かこういうやり方というのは
非常に合点がいかないんですね。何とかその辺
はもっと使いやすく、わかりやすいことにして効
果が上がるようにしていただきたいということ、
強く要請したいと思えますけれども、いかがで
しょうか。

○政府委員(小川是君) 先ほど来申し上げました
ように、土地の譲渡所得につきまして、一般の税
率は三〇%、地方税合算して三九%に對しまして、
土地の有効利用に資する供給の場合には合算して
二〇%という大幅な軽減をいたしているわけでござ
います。したがって、そうした政策的要請
にこたえる土地の供給であるということは何とし
ても確保される、それが形式的に何らかの形で証
明される必要があるわけでございますので、そう
した土地の利用のための売却であるということ、
どこかで証明していただくということは税務当局

にとつて必要な事柄でございます。

したがって、今回も関係省庁とそこそこ
ろは、できるだけ円滑にこうした手続がいくよう
に、それと最小限の要請とをどこで調和させるか
ということをお話をいたしまして、ただいま申し
上げましたような、建築確認申請書の写し等に係
る建設大臣の証明書といったような手続を設ける
ことを予定しているところでございます。

ぜひこの点は、課税の公平とそうした円滑さ
のどこか調和点を求める必要がある点を御理解
いただきたいと思います。

○清水達雄君 税率の低い優良なものをつくる
という、何か建前がどうしても必要だというふう
なところで、知恵がないと、空地を一〇%余計と
れとか、三〇%以上の公共施設用地をとれとか
いうことをやってみようと思ふんですね。私は、こ
れはもつと知恵を働かせることができるんじゃない
か、頭から押しつけるようなことじゃなくて、
つくづくそう思っているわけでございます。

それからもう一つ、不良債権担保土地の処理、
処分というのが非常に大事なんですけども、こ
れには虫食いのものが非常に多いんですね。こ
れから民間都市開発推進機構や何かが土地を買
うとかなんとか言っているけれども、もういろいろ
言ってきたらいろいろいけるけれども、ほとんど
虫食いのものを持ってくるというふうな話も聞い
ていられるんです。これを使えるようにするため
にはその穴のあいたところをまた土地を取得しな
きゃならぬわけですよ。

これが軽減税率で取得できるかどうかという
のは非常に問題があるんですね。ある一人の人
から買っても別の人からはどうしても買えない
けれども、そうするとこの要件に当てはまらない
かもしれないというふうな問題があるわけござ
います。これがもうちょっと、三九%なんとい
う、途端に二〇%から倍にもなるようなすごい差
があるから非常に問題があるので、やっぱりもう
ちょっと接近をしていけば何とかうまくいくか
もしれない、こうなるわけですよ。

ここは私は、今後、不良債権担保土地の債権の償却
じゃなくて、土地を動かして使うということに
して非常に大きな問題だというふうな思っている
んですけども、どうお考えでしょうか。

○政府委員(小川是君) 個別の不良債権担保土地
の問題としてはいろいろなケースがあり得るかと
存じますが、今回二〇%の軽減税率の対象となる
土地につきまして、その購入された土地が全体と
して五百平米以上であればいい、そこに優良な建
築物を建てる計画があればいい、その場合には、
売方はたとえ三十平米、五十平米という小規模
であつても軽減税率の適用対象にいたしますとい
うことになっておりますのは、まさにおっしゃ
れたような虫食いのような場合にも対象になり得る
ということを想定しているところでございます。

したがって、ある程度の跡地といえますが、
またもつた土地の有効利用というものが確実に担
保されるということが土地の譲渡課税の税制とし
ては重要であるかというふうな思っているわけで
ございます。

恐らく、今言っておられる土地、不良債権担保
土地はいろいろなケースがあるかと存じます。
その業務系の土地を中心に、土地の流動化とあ
わせて、住宅投資のみならず店舗、工場等の建設
投資にも資するケースが十分入り得ると、このよ
うに期待をいたしているわけでございます。

○清水達雄君 今の話で、穴のあいてる、つま
り取得できていない土地というのはぼつぼつと
あるというわけですね。例えば三つあったとし
ますと、三つを全部取得すれば一つの宅地にな
って五百平米以上になる。ところが、穴のあいて
るところというのは取得がしにくいから穴があ
いてしまっているわけですね。その三つのうち、例
えば一つとか二つは話がつくけれども、あと一つ
はどうしても話がつかないというところになった
ときに困ってしまうというわけですよ。それが頭
にあるから買う方は初めから二〇%でいいですよ
というものがなかなか言にくい、こういうこと
なってしまう。これはさつき優良住宅地

も私はそういう話をしましたけれども。

だから、計画として例えば五百平米以上になれば、本当に五百平米に最終的にはまとまらなくてもしようがないとかいうことにでもしてやらないとうまく動かないんですよ。結局、そういうときどうしているかというのと、倍とか三倍の値段を払って買うとかいうようなことを今までやってきているわけですよ。こんなものは国土利用計画法違反だし、裏金で処理するとか、そういういろんなことをやってきているわけですよ。だから、何かしやくし定規で割り切ったような話ばかりしていても、なかなか世の中はそれでは処理できないということなんですね。

その辺はどうですか、最終的にはまとまらなくてもやむを得ないということになりますか。

○政府委員(小川是清) その点は、繰り返し今回の土地税制の改正について大臣が申し上げているとおりでございます。基本的な土地税制の枠組みの範囲内において、土地の有効利用に資するためにとこまで税の改正が行い得るかというところをそこそ議論いたしまして、今言っておられるような、何が何でも土地が動くように、売却しやすいようにという形で、その後の利用まで確認ができないものについて軽減税率を適用しろという点にはやはり基本政策との関連で無理があるのではないかと、かように考える次第でございます。

○清水達雄君 なかなかどうも世の中は動きやすいようににはしてもらえないということだと思えます。

それで、土地の取引件数の問題でございますが、法務省の統計によりますと、平成四年の売買による土地取引件数というのは百八十二万件あるんですね。ところが、税務統計上の譲渡は九十四万件というので約半分なんです。もちろん、土地の取引があつても譲渡益が出なければ課税がされませんから、それは税務上の数字が少ないに決まっているんだけれども、半分も差があるということについては、どうしてこういうふうになるのかなというのが私疑問であります。

そこで、法務省の方から、どうやってこの取引件数をつかまえているのか。

それから国税庁の方で、統計上の譲渡というのは、これは申告するのはそれぞれ譲渡した人が何筆譲渡しても一回で申告をしていますから、件数じゃなくて申請者数なのかという感じもするんだけれども、何かその辺についてお答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(房村精一君) 法務省の関係についてお答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、平成四年の土地に関する所有権移転登記の件数は百八十二万件でございますが、これは平成四年中に土地につきまして売買を原因とする所有権移転の登記の申請がなされた件数すべてを計上してございます。

この場合、当事者は個人あるいは法人、そういうものを一切含めてすべての申請件数を計上してあるということでございます。

○政府委員(小川是清) そうした法務省の登記件数と私どもの方で調査をいたしています個人の譲渡所得の課税件数との違いといひますのは、やはり国や公益法人その他の法人の取引分はもとより私どもの調査で上がってまいりません。そういうものがこうした差になつてゐるのかというふうな推察をいたします。

○清水達雄君 それから、今度の税制改正案の中で、長期保有土地から減価償却資産への買いかえにつきまして、従来はいわゆる一〇〇%繰り延べといひますが、買いかえ特例を認めていたんだけれども、今度八〇%の課税の繰り延べを認めるといふことで、あらかたの復活ができたというふうな思ひます。

しかし、先ほども申し上げましたように、企業の経営が非常に苦しくなつてゐるときに、土地を売った金では赤字が補てんできないといふことについては、これは、今こういう景況状況からやっばりどうしても土地を売って何とか経営を再建させたい、あるいは経営を維持したいといふことができるように損益通算を認めるということにする

必要があると思うんですけれども、いかがでしようか。

○政府委員(小川是清) 土地の譲渡益に係る法人税の追加課税は、土地投機の抑制あるいは土地資産の有利性の縮減を目的として設けられてゐるものでございまして、土地の譲渡益に着目して課税する制度でございまして、したがひまして、これに本来事業、土地譲渡以外の事業の所得状況を加味するといふことは、そもそもこうした追加課税制度を設けている趣旨と合わないわけでございますので適当ではないと。おっしゃるような意味での損益通算というわけにはまいらなかつた存じます。

これまた平成三年度の改正のときにさまざま議論がございまして、むしろこのときには、土地の譲渡益だけは全く分離をして、法人税と追加課税を合わせて課税してはどうかという議論すらあつたわけでございます。そうでないと、やはり赤字になつたときに土地を売ればそれで何とかしのげるといふことが土地の資産としての有利性をまたらしているものであり、また法人の土地保有志向を高めることになつてゐるのではないかといたつたような議論がございました。しかし、こうした形で完全に分離して根っこから課税するといふ点については、将来の検討課題だとされた経緯もございます。

したがひまして、繰り返しになりますが、追加課税の分については、他の所得が欠損であるからこれをを行わないといふことは、そもそもこの課税制度が否定されることになるのでとり得ないといふふうな考えるわけでございます。

○清水達雄君 法人でも個人でも、困つちやつてどうにもならぬといふときに、自分の資産を売つてそれで穴埋めをするといふぐらゐのことは認めやらないと、法人も人間も生きていけない。私はずいぶん御検討をお願いしたいと思ひつてございまして。

自民党のこれから出そうとする修正案では、要するに赤字をゼロにするところまではやつて、それを超える部分については課税を残せといふ案

を、もうけの部分はだめよ、赤字をゼロにするまでのものはやつぱり補てんを認めてやれといふ案を出しておりますので、御検討をお願いしたいと思ひます。

それからもう一つ、地価税の問題があるわけでございます。

もう余り時間もなくなつてきましたけれども、大蔵大臣は、固定資産税の評価がまだ不十分だといふふうなことで、そういう段階では地価税はまだ廃止できないんだとする根拠には余りないといふんじゃないかといふふうなお話もされてゐるわけですが、固定資産税につきましても、当然限界がありますから、評価額で三倍に上がったものを、十二年間の負担調整をやりながら、十二年後にはちゃんとした額になるといふことで今決着をしておつて、これを何とか直していこうといふことをおやりになるんなら、そういう方向で議論をされたらいいと思ひつたけれども、そういう状況だからまだ地価税という二重課税を残すといふ議論は、そういう話は私は非常に困るなといふふうな思つてゐるわけでございます。

固定資産税の問題につきましては、地方税全体の中で、もうちょっと住民税を減税して固定資産税をもうちょっと上げるべきだといふ議論もあるいはあるのかもしれませんが、そういう議論をきちつとやるというのならいいんだけれども、もう一応決着がついてちやつてゐる問題なんです、固定資産税については、これからどうしようといふ議論がない段階で、まだ地価税を残しておくこと。この地価税というのはコストアップ要因にしかならないんです。土地対策上は全く効果がないんです。こういうものを残しておくといふのは、土地の保有の有利性とかなんとかいって頭の中で文学的なことを考へているだけの話であつて、何の効果もない。

では、假令間接的に所有者がどれだけあの土地を持つてゐることに有利性がありますか。建物をぶち壊して売るわけでもないし何でもないんだ、自然に地価は上がるんですから。三井不動産があ

の電が関ビルを持っていったって、三井不動産がどうかしたから電が関ビルの地価が上がっているわけじゃないんですよ。

だから、そういう文学的な議論は私はもう全くおかしいと思うんです。そういう意味で、やっぱり地価税につきましても、本格議論はちよつと後回しにして、少なくとも二年間は適用停止にすべきだというふうに思つて、自民党の修正案にもそういう形で載せているわけでございますけれども、お考えを承りたいと思います。

○政府委員(小川是清) 確かに、地価税の創設のときの議論といひますのは、保有課税として固定資産税があるのに対して、やはり固定資産税が時価に対する負担のあり方としては全く差が大きく開いている。そこで、土地保有に対する負担の公平の確保等、今おっしゃった資産としての有利性というものを縮減するという観点から設けられたものでございます。

固定資産税の関係を申し上げますと、確かに評価は公示価格の七割に統一されることになったわけでございますけれども、大変長い負担調整措置が予定されているわけでございます。したがって、当分の間、公示価格の七割に達するということは予定されていないわけでございます。今後とも固定資産税に対する負担率が全般的に低いという問題が残るわけでございます。とりわけ、地価税が相対的に高い都市部の負担が固定資産税の場合には低いという地域間の負担の不均衡も解消されないわけでございます。

したがって、地価税というのは今後とも存続させていたたいて、ただし、そういつた保有課税のあり方という観点から五年見直しの規定があるわけでございますから、そのときにはこの地価税のあり方について勉強をしていく必要があるのではないかと、このように考えているわけでございます。

○清水達雄君 時間もなくなりましたので終わりますけれども、自民党の租税特別措置法案に対する修正案も踏まえながらいろいろ議論をしてま

いったわけでございますが、どうか与党の皆様方には政府におかれまして、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。質問を終ります。

○委員(上杉光弘君) 速記をとめてください。

○委員(上杉光弘君) 速記をとめてください。

○委員(上杉光弘君) 速記を起こしてください。

質疑を続けます。

○佐藤三三君 ただいまの清水委員の質問にある程度重複するかもしれませんが、御寛容願ひます。

一つの新税をつくるということは大変なことであると思ひます。去年二月三日の細川総理の国民福祉税という非常にユニークな発言、高齢化社会に向かつての税対策とまた直間比率だろうと思ひのでございますが、それもコンセンサス不十分のためですが、一日半で何かなくなって、残念なような悲しいような気持ちになるのでございますけれども、しかしこれは国民も驚きますし、日本の政府の信用問題になると思ひますので、ひとつ今後ともこういうことは十分御留意ありたいと思ひわけでございます。

現に、五年前の消費税ですか、三%の。あのときは国内挙げての大暴風雨が来たようなブームでございまして、それだけに、一つの税をつくるということは大変なるあれが必要じゃないかなと思ひます。今でも我々の仲間消費税といひますと、とかくごたごたけんかになります。内税だ外税だ。それだけや何といひますか、極端に言ひますと国の宣伝が足りないといひますことじやないかと思ひます。

特に、大蔵省関係の広報でもうちよつと率直に世界の消費税の税率とかいふことを教えないと、五年たつてもまだまだかなり消費税といひるのは誤解されております。特に相当の高額所得者が誤解してゐるんです。おかしいと思ひます。その点、国民といひるのは、新聞、タイムス

から見ませんから、もうちよつと具体的に素人向けにわかるように、大蔵省の方はこの辺から具体的にひとつしていただきたいと思ひます。

また、さきの総理の発言以来、平成六年度一律二%の税率減税という法律もつくられて、それがまた戻し税方式ですか、やられると思ひます。が、いかがでございますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 前半の御指摘の多くの国民の方に理解を求めるといふことは大変なことであり、御指摘のようなことに全力を出させていただきたいと思います。

次に、後段の話でございますが、よく戻し税といふ言葉が使われるのでありますが、戻し税といふのは、現実、過去にやつた例は、前年分の既にお返ししてしまつた所得税を明くる年にはほぼ定額で、本当から言つて、税ではなく歳出で本来やるべきものに近いような実態を持つてゐると思ひます。今回のやり方といふのは、既にいた

た分もありまして、まさに本年の税について、しかも定額ではなく率でもつて、また将来にいたくべきものについても率でもつてその分をカットする、減税するといふ、まさにこれは税の仕組みの問題であると思ひます。

そういう意味におきましては、いわゆる戻し税とは違ふといふことも御理解をいただきたいと思ひますが、この仕組みといふのは、一つは平成六年中に本格的な税制改革をやるという前提に立つならば、余り税の仕組みをいじることはよくないといふことで、今のままの仕組みの中であつた税の二%をカットする、こういう意味がありま

す。また、まともつてお返しするといふ、お返しするといふのが減税するといふことは、こういうちよつと消費が盛り上がつてきかかつた時点におつてはそれなりの意味があるといふような判断もあつたといふことでこのような仕組みにさせて

だちよつと理解できませんけれども、まあよろしいと思ひます。

ところで、今度も早速国債発行になるわけでございます。建設国債あるいは赤字国債、非常に個人や会社ですとなかなか大変でございますが、国の場合はいとも簡単に国債発行ができるといふうに我々理解するのでございます。四条でい

る国会の承認もございすけれども、建設国債、赤字国債のそれぞれ発行の際の基準があると思ひますけれども、何か具体的にひとつお示し願ひたいんですが。

○政府委員(竹島一彦君) 我が国の財政法にかかわる話でございますけれども、財政法の第四条第一項の本文でございますが、国の歳入は公債以外

の歳入をもつてその財源としなければならぬといふことがうたわれておまして、そのいわば例外として四条一項のただし書きにおきましてい

ゆる建設公債の発行が認められてゐる、こういう位置づけになるわけでございます。

建設公債はどういつたものについて発行が認められてゐるかと思ひます。これは公共事業、出資金、それから貸付金の財源に充てるための経費に見合つておるといふことでございまして、一言で申し上げますと、その投資の結果できる資産の効用といふものが将来世代にまで及ぶといふところに特徴があるわけでございますが、そういったものについて例外として国債の発行が認められてゐるといふのが我が国の財政法の基本でござい

○佐藤三三 平成六年度末には二百兆を超える国債残高となるだろうと思うんですが、そのうちの三割ぐらいいわゆる赤字国債だろうと思うんです。これが赤字の利子、元金で絶えず積み重なっていくために、非常にいわゆるイタチごっこになる危険性があると思うんですが、今度の平成六年度の特別減税を中心として、この償還ですか、これは見通しはいつころでございましょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) ただいま御指摘のように、特別公債というものが非常にあってはならないことであるという事は、今、竹島次長が申し上げたとおりであります。そういう意味で、今回の減税に伴う裏づけの国債は端的に言って特別公債でございまして、これは率直にお認めしなければならぬと思います。

ただ、これまで御承知のように、本年中に連立与党のいわゆる協議会においては結論を出す、そのときには今の措置も含めて結論を出すというようなことを言っておられます。私もそのことは非常に大きな意味があると思っておりますし、信頼をいたし、この結論を待っているところでございまして、そういう中でこの特別公債の返済の措置のめどがつくものと考えております。

○佐藤三三 今の返還関係の公債依存度ですが、現在は一八%ぐらいと思うんですが、平成二年ころはほとんどゼロにかかっていたと思うんです。この三年、四年、五年と急激に依存度があふましたけれども、バブルの崩壊があるとと思うんですが、そのほかに何か要因が考えられましようか。

○国務大臣(藤井裕久君) 昭和五十年補正から特別公債を発行しておるわけですが、最高は少なくとも当初予算ベースでは昭和五十四年は三九・六%だったと思います。つまり四割を公債に依存していたと思います。ただ、今御指摘のように、平成元年をもってこの特別公債依存の体質を一応整理するとともに、公債依存度も下げました。最近の上昇はいろいろな要因があると思います。

が、一つはやはり景気対策として建設国債を発行して公共投資政策を大幅にやっただということが大きいと思います。また、景気が悪くなったことのために一般の税収が伸びなかったこと等々がこの原因であると考えております。

○佐藤三三 国も個人も考えは同じでございまして、国におきましてもやはり法人税が減少すればそれに見合うような対応を考えなければ、ただ議會承認でもって公債を発行すればよろしいというのでは将来も非常に危ぶまれますので、その点は厳に戒めなくちゃいけないんじゃないかと思うのでございまして。

民間ですと、当然会社の社長を筆頭に幹部が大幅減俸するとか、人減らしするとかして努力するのでございまして、国家でもそういうことまで考えなくちゃいけないだろうと思うのでございまして。まして、これから景気低迷で今までのような好景気は想像されませんので、その点もひとつ、釈迦に説法かもしれないけれども、十分に御留意賜りたいと思うのでございまして。

次に、この税制改正で相続税が改正されましたけれども、それでもまだ七〇%という我が国の最高税率は世界で一番高いと言われておりますが、諸外国の相続税の最高はどのようになっているか、何カ国かひとつ、イギリス、アメリカぐらいでよろしゅうございまして。

○政府委員(小川星君) 相続税の最高税率は、我が国は七〇%でございまして、アメリカの場合には五五%、イギリスは四〇%、ドイツは三五%、フランスは四〇%、このようになっております。

○佐藤三三 資本主義の我が国の相続税としては余りにも高過ぎるのではないかなと思うわけでございまして。個人企業では相続税を払うために事業の資産を処分しなければならなくなり、事業の継続は大変困難になっているという現状が最近特に各業界で散見され、また近ごろ問題になっております。

現に、私が関係します病院・診療所等の相続税のために、かなり都会地ほど無医村化しております。

す。この点もひとつお考え願ひまして、社会保険を扱う医療関係の相続の場合には、せめて農家並みの何か猶予措置がないか。農家は二十年営業すれば免除云々とありますが、医療の場合も二十年間社会保険診療をやった場合には当然そのくらいあつてしかるべきかなというふうに思うのでございまして、いかがでございましょうか。

○国務大臣(藤井裕久君) 前半のお話の最高税率の件でございまして、これは昭和五十年の改正で七五%にいたしました。そのときはアメリカやイギリスがみんな七〇%を超してございまして、そんなに做った経緯もあると思いますが、今その七五を七〇にした。やはり他国の例からいまして、も所得税の最高税率よりちょっと高いところというふうなことになるのでございまして、現在こういう状況になっております。御趣旨はよく理解をしておりますのでございまして。

また、医療のお話がございました。農業は、御承知のように農業基本法、昭和三十六年でございまして、あの農業基本法で極めて土地と経営というものが一体となっており、むしろ均分相続よりも一子相続にして、そしてまとめていくのが筋だというふうな趣旨の農業基本法の精神になっております。また、このような税制があることは事実であります。しかし、これについても市街化区域の農地については非常に変えてしまったというの御承知と思ひます。

そこで、佐藤委員御指摘の医療についてありますが、これはやっぱりいろいろな事業にもいろいろなものがございます。医療だけどうこうという問題があると考えておりますので、農業はまた今言ったような農業基本法からきた別の考えがあるというところで御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三三 ただいま大臣のあれでございまして、医療もいわゆる社会保険、これは医療国営でございまして。すべてが統制されます。少なくとも社会保険に關しましては私は農業と同じような扱いを受けていいんじゃないかというふうに思うわけ

でございますが、今の医療はほとんど一億二千万皆保険で、保険中心でございまして、その点はやはりお考え願ひないと、ただ医療も普通の営業と思われてはちょっと不本意でございまして、いま一度伺ひます。

○政府委員(小川星君) 医療につきましては、税制上一つ考えられております制度は特定医療法人の制度でございまして。これは今お話がございましたように、医療を行っている機関、組織が社会的に見て自分の個人の財産の手から離れて資産を全部提供して特定医療法人という形になります。この場合には個人に財産が残らないわけでございますから相続税の問題はございせんので、それにながらその特定医療法人による医療活動は継続されていくことになるわけでございます。

しかし、繰り返しになりますが、これにつきましては税法上かなり厳しい要件が附されております。それぞれ持つておられる財産を特定医療法人に全部移して継続をさせるということでございます。したがって相続税の問題が生じない。しかしそうでない場合には、これは他の事業と同様にその財産の承継について課税が行われる。ただ、今回、特定の小規模の事業用地についての評価の軽減割合を八割に高めるといふことをこの税法の中で御提案をされているわけでございます。

○佐藤三三 また、その特定法人に個人が寄附する場合に、そこでまた税の問題が発生する、それが大きなネックになってなかなか移行できないというのが現状でございまして。それはどうでございましょうか。

○政府委員(小川星君) その点につきましては、どうしても所得税あるいは相続税の問題がございまして、一つの社会的存在になることによつて相続税の問題はございせんけれども、それになる段階において所得税の問題が生じてくるというの御指摘のとおりでございまして。

○佐藤三三 しかれば、そこでやはり今度は納付の延納となるわけでございますが、現在、物納が非常にふえてきている。土地の値段の下落もあ

るのでございますが、その延納、物納がふえたということは、延納の利率が二十年間は四・二％というわけでございますが、今、預金利率でも二％ぐらいですから、この利率が恐らく延納の場合には無税とはいかぬでしようけれども、ある程度延納についてのもっとも安くならないものかどうか、ちよつとお伺いします。

○政府委員(小川星君) 延納につきましては、相續財産のうち不動産のウェイトが高いような場合につきましては、最長二十年、最低四・二％の利率で延納制度が設けられております。

この利率の水準につきましては、市中の諸金利と比較しても決して高いことではないのではないかと、もとよりそのときにおける金融情勢との関係もございしますが、長い目で見ますとかなり配慮された利率の水準にあるのではないかと、このように考えております。これはやはり延納を選ばれた方と即金で納められた方との負担の公平あるいは制度の安定性といったような観点から、長期的に安定的な水準で定めておく必要がある、このように考えているわけでございます。

○佐藤三三君 二十年間延納で利率四・二％、この税率はずっと二十年間固定税率でございしますか。

○政府委員(小川星君) 利率ににつきましては、一般的に延納の利率が現在七・三％でございしますが、これが昭和四十年代後半以降、相續税につきましては引き下げられまして、現在の四・二％になっていると、他の延納利率とは違つて低い水準に定められるようになったという経過がございます。

○佐藤三三君 税制の抜本改革で税調の答申は、国税、地方税合わせて最高税率五・〇％程度に下げることと言われておりましたけれども、相續税の場合もこれに準じて最高税率五・〇％ぐらいにひとつ考えられないかどうか、大臣にお伺いいたします。

○政府委員(小川星君) 相續税の最高税率につきましては、先ほど大臣からお答えを申し上げたと

おりでございます。

もとより、所得税の最高税率というものが一つの考える上での要素になっているのは事実でございます。他方において、我が国の資産の保有の状況から見まして、社会的に見てそういつた所得課税の最高税率を引き下げられる場合に果たしてこちらを下げるべきであるかどうかという点については、必ずしも一概にそうしなければならぬ、あるいはそうするのが妥当であろうと現状で申し上げる段階にはない、このように考えております。

○佐藤三三君 次に、酒税改正の基本的な考え方を伺いたしたいんですが、日本では冠婚葬祭すべてお酒はつきもので、酒は百薬の長と言われ、非常にいろいろな形で国民の生活直結の嗜好品と申しますが、場合によっては健康的に使えますけれども、これが今度は急に税率引き上げになつた。今までも酒はかなり税率が高いと我々は覚えておりましたし、現に二兆以上の税を納めている。今回これが引き上げになつた理由はどうなものでございましょうか。

○國務大臣(藤井裕久君) こういう財政物資は、どちらかというと小売価格に対してどのぐらいの負担になつていられるかという一つの水準のようなものを考えておりますが、現在はビールなどを中心にして数年前値上げがあつたりいたしまして、負担水準というものが下がつてきておるのが一つであります。

また、同じ蒸留酒ではありますが、税率を非常に高く負担している蒸留酒と安く負担している蒸留酒がございしますので、そのバランスを回復するというようなことも兼ねまして、今回必要最小限の増収をお願いした次第でございしますので、御理解をいただきたいと思います。

○佐藤三三君 酒税の上げ幅によつて今回の増税はどのくらい見込まれておるのでございましょうか。

○國務大臣(藤井裕久君) 千二百六十億でございします。

すが、それはそれとしまして、たばこの方の増税はいかがでございましょうか。

○政府委員(小川星君) 酒税もたばこ税もいずれも課税方式が数量に応じた従量税になつておりますから、やはり価格の上昇とともに負担水準が下がる。したがつて、昨年の税制調査会の答申におきまして、「随時負担の見直しを行い、適正な負担水準の確保に努めるべきである。」という基本方針が示されているところでございします。

酒税につきましては、ただいま大臣から御答弁いたしましたような考え方で今回見直しを行ったところでございします。

一方、たばこにつきましては、総体といたしましては若干税負担水準の低下傾向が見られるわけでございしますが、マイルドセブンなどの主力製品自体は値上げが行われていないという状況にございします。

いずれにいたしましても、この両者はともに特殊な嗜好品としての性格を有し、これまでも財政物資として他に比べて高い負担をお願いしてきていたわけでございしますが、現在の社会経済情勢のもとでは、ただいま申し上げたようなたばこの負担状況ということもございしますし、両者を同時に行うことは適当ではないのではないかと、酒税がやはり負担の回復をより求められる状況ではないかと、かように考えた次第でございします。

○佐藤三三君 酒、たばこの趣旨もわかりましたけれども、何か一つ大蔵省でお忘れになつていられるんじゃないでしょうか。

今、日本列島でみんな不景気だと嘆いていますが、我が世の春と好景気で、夜中でも電気こうこうとして、連日連夜チンチンジャラジャラというパチンコ業界、どんな農村へ行つても、何だあの光はと思うと大体パチンコ業界。御殿のような建物でございします。これがかつてある時代までは一台幾らという形で県の税収がございしました。消費税以来こちらに統括されて一律三％、この水揚げ十七兆とも三十兆とも言われていますけれども、これについてのお考えはどうでござい

しょうか。

○國務大臣(藤井裕久君) 広く言えばギャンブル税の話というのが一つあるんだと思ひます。パチンコはギャンブルかどうかは別といたしまして、これについては一部に御議論があることは承知いたしておりますが、やはり社会政策的な観点とかいふような観点を見ながら勉強していくべき課題であるとは考えております。パチンコは、どちらかというところというギャンブル税になじむかどうかもう一つ問題だらうと思ひます。現在、大蔵省としては、パチンコについては検討しております。

○佐藤三三君 そうすると、これは自治省の所管でございしますか。

○政府委員(小川星君) パチンコの遊戯、遊びに入る立場につきましては、これは現在パチンコの玉を借りる料金の中に消費税が課税されているわけでございしますから、一応消費という行為としては負担をしているわけでございします。

むしろ、パチンコの業者に対する課税といたしまして、これは法人税の問題であり、あるいは所得税の問題ということになるわけでございまして、特に何省の所管ということではございせん、むしろパチンコ業界というものは風営法の適用の対象になつてい、こういうことでござい

○佐藤三三君 パチンコは大衆娯楽とは思ひませんが、これは、実はきのう私ちよつと近所を二軒ほどのぞいてみたんです。超満員でこんな玉が出ています。七割は女性です、子供連れで、それで、婦りは皆何か札を持ていて、わきでお金とかえてにこにこ帰つていくという形で、驚きました。ほとんど女性が七割だと思ひます、朝から。膨大なあれでございまして、これは決して私は娯楽とは思ひません、本当の手近なギャンブル。競輪、競馬はそこへ行かなくちゃいけないし、入場料を払いますから、なかなか奥さんにはできない。手近にちよつとネギをさげてやれるという形がありますので、これはもうちよつと

考え願わないと、かなり扱う企業が大きいわけでごさいますし、やはりいろいろな形で問題があるんじゃないかなと。

あの設備はすばらしいものでございまして、日本であのくらい立派な設備を持つている企業はちょっとないんじゃないかなと思ふんです。ちょっと調べましたら、全国で一万八千三十六店あるとございます。国が不景気のときですから、お好きで行っている方ですから、多少はこれは、パチンコの玉一個四円か五円ですか、十円に上げてもらえば四千億ふえるんだと思ふんでございます。嫌な方は行かないでいいんですから、そんなふうにするお考えはどうかと思ひますが、

○国務大臣(藤井裕久君) 御指摘の点、伺っておりますが、今申し上げましたように、ギャンブルを抑制するといった社会政策的な観点とか、新たな財源という観点等から話題になつてゐることは、もう佐藤委員のみならずいろいろな方が話題にしておられることはよく承知をいたしております。ただ、やはりギャンブルという公営競技としての性格や何かとの関連もありまして、勉強をしていくべきものだと考えております。

○佐藤泰三君 公営といいますが、オートレースあるいはポートレース、競輪は公営ですけれども、パチンコはあくまで個人の自由ですし、外人もやれるんですから、その点はちょっと公営という言葉は当てはまらないんじゃないでしょうか。

○政府委員(小川星君) 各種の公営競技の場合ですと、これまでも一般的にいわれるギャンブルとしての遊びであるというふうにとらえられてゐると思ひます。したがつて公営競技と呼ばれてゐるんだと思ひますが、パチンコの場合には、先ほど申し上げました風俗営業法の取り締まりの対象にはなつておりますけれども、パチンコをするという遊びが一体遊戯としてどういう性格を持つのか。つまり、ほかのさまざまな遊びがあるわけでごさいますから、そういった遊戯との関係でどういう性格として位置づけたいのか。それから

消費税は課税をされてゐる、あるいは所得課税が行われてゐるに、いかなる考え方で特別のものとして位置づけられるのか。

人々のいわば遊興の対象でございまして、これを特別の課税対象としてとらえるということについては、税だけではなくて、社会現象としてもいろいろ勉強をしていく必要があるのではないかと、このように思ふわけでごさいます。

○佐藤泰三君 一つの税法を変えるということは大変なことではございまして、また平成六年度の増税分のあれも本年度じゅうには、先ほどの清水委員の質問にございませぬけれども、十一月ごろまでには新しい税法もつくらなくちゃいけないだろうと思ふんです。それにつきましても一般国民はなかなか理解しにくうございまして、どうも私見するに、大蔵省という聖域はなかなか難しく一般とかけ離れてゐるために、一般大衆に対するPRが少し不足してゐるんじゃないかと思ひますので、もうちょっとPRの次元を下げたいて、だれにも理解できるように、まず消費税のところから改めてPRしていただきたい。

実は最近も、ちょっと関心を持つて消費税をやりますと、すぐ大きな議論になつてしまふんです。内税、外税と。よく知らないんだということになりますし、ただ消費税は悪いんだというPRだけいつてしまつてゐるんで、今ごろになつて逆にそんなことが出ております。しかも、相当の企業をやつてゐる方が言ふんですから、PRが行き渡つてゐないと思ふのが一点。

それから、いま一つは二〇%減税。これはもううちのお父ちゃん八万円しか減税されない、社長は二〇%減税だ、こんな不公平ありますかと、納めた税といふことは考えないで。それはかなり一般で誤解されてゐます。その意味がわからない。二〇%減税打ちですか、逆にそれが誤解を招いてゐるということが、意外と強いんで驚きました。

そのくらい一般市民には、五年たつてまだ消費税を理解できないということもありまして、今度一律二〇%の頭切りも誤解を招いてゐますので、どうぞその点もひとつさらに砕けたPRをしていただいて、新しい税改正がスムーズにいきまうようにひとつぜひ要望するわけでごさいます。

○国務大臣(藤井裕久君) 冒頭にも佐藤委員からお話がありましたように、世の中の方に本當の姿をよく理解していただくということ、これは非常に大事なことでございまして、そのために今後とも一層努力をさせていただきます。

二〇%カットの問題も今のようなお受けとめ方はあるんだと思ひますが、お払いになつた税金を同じ率で返すということも本當の意味で公平だとも思ふんでございまして、そのあたりをもう少しきちつと世の中の方にわかつていただくように努力することは十分心がけてまいりたいと思ひます。

○吉岡吉典君 法案に入る前に、予算の提出問題でお伺ひします。

三月四日ということになつたわけですが、これはどういう考え方に立つておられるのか、財政法二十七条というのは余り問題にしないでいいというお考えなのかどうか、最初にお伺ひします。

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のように、財政法二十七条におきましては、「内閣は、毎会計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする」ということにされておまして、これはたしか平成三年の法律改正によりまして、従来の十二月が一月というふうに改正をされたというところでございまして、

しかしながら、この規定は一月中の提出を義務づけてゐるものではないわけでごさいますけれども、実際問題として、平成六年度の予算編成につきましては、去る十二月十七日の総理談話にございまして、現下の経済情勢に対応するための第三次補正予算の編成、それから政治改革法案の審議といったようなことがございまして、諸般の情勢を総合勘案の結果、やむなく越年編成というふうになつた次第でございまして、それに伴ひまして予算の国会への御提出もおくれたということ

でございまして、これからにつきましては、財政法二十七条の趣旨を十分に体しまして、毎年度の事情等を踏まえて適切に対処してまいりたいというふうにごさいます。

○吉岡吉典君 今の答弁を聞いてみますと、義務でない、補正を出してゐる、だから問題ないような響きがするわけですが、

そうすると、今後とも細川内閣が続く限りは、いろいろな状況に応じては三月提出もあるということだとすれば、財政法というものの精神を全く無視したことだと私は思ひます。

これは、あなたの方の大先輩、大蔵省の元主計局第二課長兼第三課長の平井さんの書かれた「財政法逐条解説」という本によつても、かつては十二月中ですけれども、これを常例とするということについては、常会の始期に出すという原則であり、それは予算案が他の議案に比べて最も重要にして国民生活と密接な関連を有しているからであるだけ長く慎重審議を進めようとするものであつて、だから、常会が始まると同時に出すんだというのが趣旨だということになつてゐるわけですが、

ですから私は、この趣旨からいって、義務でないからという言葉が出て、遅くなつたのはまずかつたという言葉さえないのかと思ひますが、

○政府委員(竹島一彦君) 御指摘のとおり、従来の十二月というものが、国会法の改正ということ、それに平仄を合わせる形で財政法の改正も行われまして、一月の提出が常例となるということになつております。

具体的には、予算編成が年内に行われまして、一月中旬に国会に御提出申し上げるということが可能なわけでごさいます。そういうケースが自然とございますが、本来の段取りであつたわけでごさいます。ただ、その年度その年度のやばいいろいろな事情というものがございまして、これから先につきまして努力はしてまいりますけれども、

必ず一月中の御提出が確保されるというケースがベストの選択かどうかということにつきましては、やはり予断を持って申し上げることはできません。

いずれにしても、遅くなりましたことにつきましては、先ほど申し上げましたような経緯でございすけれども、そのことにつきましても御指摘は十分に承らせていただきたと存じます。

○吉岡吉典君 これで時間をとろうという気はありませんが、国会法を改正されるに際しては、一月中というの、一月末ということではなくて、ただ早く提出する、そういうふうな政府側も了承しているわけですか。そして、国会法改正のときの提案理由では、国会の審議期間をできるだけ多くし、審議の充実を図るために改正するんだというのが提案理由で述べられているわけですか。こういう趣旨はきちっと守ってもらわなくちゃならないということをお願いしたいと思います。

ついでですから、暫定予算は五十日ということだそうだけれども、五十日以内に本予算が成立するということ前提で出されているんですか。

○国務大臣(藤井裕久君) 暫定期間の問題につきましては、御承知のようにまだ衆議院での本予算審議が始まっていない状況の中でございまして、過去の暫定予算を提出した場合の最も長い期間の例に準じまして五十日ということにさせていただきます。次第でございまして、本予算の院での御審議とは何ら関係のないものであるというふうに私どもは考えております。

○吉岡吉典君 そうしますと、これまでの予算委員会の審議からいえば、私は予算成立は不可能だと思ひます。五十日以内に、そうすると、また補正を出すというのを前提としたものとしていいわけですか。

○国務大臣(藤井裕久君) これも院の問題でございすが、一日も早く御審議をいただき、成立をさせていたいただきたいという気持ちを政府としては

持っていることを申し上げたいと思ひます。

○吉岡吉典君 これはその程度にしておきまして、次に、税制改革の基本理念にかかわって幾つか伺ひします。

きょう本会議で総理にも伺ひした点ですけれども、細川内閣が今度の国会に提出した税制改革というのは緊急避難的なもので、本格的な税制改革、抜本改革は年内にやるということだという説明だったと思ひます。その際は、負担能力いかににかかわらず国民にひとしく負担してもらおうというのが細川内閣の考え方ですか、どうですかというのを伺ひしたわけですか。それにすばつと答えた答弁はありませんでしたけれども、もうちょっとはっきりさせる上で伺ひしておきます。

自民党内閣時代、私は予算委員会でもこの大蔵委員会でも、戦後の民主主義的税制の基本というのは所得税中心、それから累進課税、生活費非課税、こういうふうな私どもは教わってきたけれども、こういう原則はどうですかということについて、これは自民党内閣時代、前羽田大蔵大臣も含めてその原則は生きているという答弁をされてきました。これは所得、資産、消費のバランスが強調された後のことであります。

細川内閣では、今言いました戦後民主主義税制ということで、自民党内閣時代には確認されてきた所得税中心、累進課税、生活費非課税というのは転換なさるのか。やはりこれは生きているという見地なのか。最近、税制の学説をめぐっては、税制の理想は間接税中心というふうな議論もありますので、これははっきりわかるようにお答え願ひします。

○国務大臣(藤井裕久君) 私どももいたしまして、基幹税としての所得税というのは大変大事なものであると考えております。したがって、所得税が中心であり、所得税の当然の仕組みとして超過累進制度があるということはおもう御指摘のとおりであります。何ら変わっておりませ

ただ、余りそれが極端になってくるということについては、所得税の持つている限界というものも同時に考えなければならぬ。そういう観点から、所得それから消費のバランスをとりたい、こういうことでございまして、基幹税という意味においては御指摘のとおりに私どもは考えております。

○吉岡吉典君 先ほどの論議の中で、ある国で問題になった人頭税云々ということで批判的な見地から大臣の発言があったと思ひます。人頭税というものに当然私も反対であり、イギリスのサッチャーはこれで大問題を引き起こしたわけだけれども、私は連立与党の税制改正大綱というのを読んでみまして、これはどういことが言いたいのかと思う箇所が今の論議に関連してあります。

それは、地方税のあり方ということに関連しまして、地方税については、所得の再配分機能をあわせ持つ国税と異なる、税収や収益の多少を問わずに適切な負担を求めるのが本来適当ではないかと考える、こう書かれております。したがって、これを讀んだときに、私は、これはサッチャーの人頭税と同じようなことを言わんとしているのだからどうだろうかという疑問を持ちました。

それで、先ほど大蔵大臣は、人頭税は批判的に述べられましたけれども、事、地方税に関しては均等割ということなのかどうかということですが、これは、この方向でやろうということと連立与党が提起しておられる文書ですので、これはどういことが言いたいのか、わかるように御説明願ひします。

○国務大臣(藤井裕久君) 今御指摘のように、これ連立与党でまとめられた文書でございまして、私どもこれに對して責任を持つてお答えすることにはできませんが、いわゆる均等割を大幅に伸ばしてそれを中核にしてやろうというふうなお考えではないかと考えております。

○吉岡吉典君 直接答える責任がないと言われて

も困るわけですから。

そうしますと、地方税に對しては所得の再配分機能はないという説には賛成か反対か。私は、税制について今まで大蔵省が出されたいろいろな本を讀んでみましたが、国税と地方税を分けて、地方税は所得配分機能がないというように言った文獻は見当たりません。あるいは見逃しているかもしれないけれども、ですから、これはちよつと私讀んだときに新学説かなと思ひましたけれども、これは大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(藤井裕久君) 私は、所得税の所得再配分機能が非常に大きく左右しているのは国税であると考えております。

○吉岡吉典君 私が聞いているのは、比重の問題じゃなくて、地方税にはそれがいいのかどうかというのが聞きたい方なんです。

○国務大臣(藤井裕久君) ないということではなく、国税がその所得再配分の中核であるということをお願いしたつもりであります。

○吉岡吉典君 そうすると、連立与党のこの大綱とはかなり違つた御答弁だと思ひます。大臣の考えはわかりました。私は、人頭税なんかやられたんじゃ大変ですから、これははっきりしておかなくちゃいかぬと思つてお伺ひしたわけなんです。

そこで、具体的な中身に入りますけれども、不公平税制を是正しなくちゃいかぬということについては、きょう総理も、これまでもまた今後も努力課題だということにおっしゃつておつたと思ひます。私は、引当金、準備金、減価償却等をめぐつて具体的に何を、今直接考えておられるテーマがあるかどうかということをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小川墨君) 税制の公平確保というのは常に不斷の努力をなすべきことだと存じます。

きよの本案議でも総理から答弁がありましたように、租税特別措置、政策的な税制というもののついては、これはやはり政策的なものとそれから課税の公平、バランスということから年々見直しを行っており、今回の租税特別措置法の改正もそうした一環として御提案をされているわけでございます。

他方、御指摘のありました引当金とかあるいは耐用年数といったような問題、償却といったような問題は、これは不公平という問題ではないというふうに考えております。合理的な法人の所得の計算のために必要な制度でございますから、そうした引当金であるとか耐用年数が実情に合っているかどうかということを見直しを行って、ということでございます。その成果として今年度の税制改正の御審議をお願いしている次第でございます。

○吉岡吉典君 それは総理が答弁したことですよ。そんなことをここで二度聞かなきゃならないほど僕も耳が遠くありませんし、記憶が薄れているわけでもありませんから、質問にきちっと答えてください。

では、具体的にお伺いします。
六十三年の中間答申が賞与引当金の段階的廃止を答申している。これにはこたえますか、こたえませんか。

○政府委員(小川是君) 賞与引当金につきましては、企業会計上それなりに定着した引当金でございます。これをただ廃止することは、業種、業態によって一時的にしろ大きな負担をもたらすといった問題点もあるということに留意をする必要がありと存じます。したがって、今後とも先ほどの一般原則で考えていく必要はあるのかと存じますが、賞与引当金について今直ちにこれを見直すといったようなことを考えているわけではございません。

○吉岡吉典君 これは事前に調査方もお願いしていた問題であります。減価償却について、例えば光ファイバー、ディジタル交換機などの耐用年

数は諸外国の半分ぐらいとなっている。そういう過大な償却が行われているということが資料でも明らかにされております。この事実をお認めになるか。また、経済が安定成長に入った今日、高度成長時代に決められたこういう耐用年数のあり方についての見直しが必要だとお考えにならないかどうか。

○政府委員(小川是君) 減価償却資産の耐用年数は、資産の物理的寿命に経済的陳腐化を加味して客観的に定めてきているものでございます。お尋ねのディジタル交換機であるとか光ファイバーといった資産につきましては、そういう観点で適切な耐用年数が定められているというふうに考えております。

○吉岡吉典君 まずその前に、事実関係を認められるかどうか、外国に比べての。私、これ事前

に資料も渡して調査方依頼しておきましたから。
○政府委員(小川是君) いただきました資料と私どもの調査とはずれるように思います。例えば、ディジタル電話交換機というのは、私どもで調べておりますのは、アメリカは耐用年数が五年ということになっております。いただきました資料ではこれが十七・五年というふうになっております。そのほか、イギリスにつきましても同じように十年というのでいただきました。私どもの調べるところでは八年の耐用年数に相当するのかなというふうに思われます。ちなみに、我が国ではこれが五年というふうに定められているわけでございます。そのほか光ファイバーあるいは回線機器につきましては、ちょうどいいいたしましたのよりも私どもの持っている各国の資料ではやや短い、私どもの資料の方が短いような感じがいたします。

ただし、我が国で定められております耐用年数は、諸外国に比べてはより短いものになっていくというのとは事実でございます。

○吉岡吉典君 外国より短いという意味ですか。
○政府委員(小川是君) そのとおりでございます。

ます。
○吉岡吉典君 日経コミュニケーションによる資料では、日本の耐用年数より外国がおよそ二倍に

なっているという数字があります。私どものつくった資料ではありません。しかし、今反対だということです。しかし、そうおっしゃっても、例えば、イギリスの八年に対して日本が五年だという点では、ディジタル交換機について言えば、イギリスに比べれば日本が短いということは今の御答弁の中からも言えると思います。今あなた方の調べた点と私どもが提出した資料の違いは、これはさらに論議を今後やっていくことにしたいと思います。

税の公平確保を図ると言われますけれども、具体的にこれをやるということとは念頭にないのかどうなのか。本会議でもこの場でもお示しにならない。そして、税制調査会が提起した賞与引当金についてもそのままいくということですので、やはり細川内閣の公平確保というのは、具体的にやってくる大変問題があるものだというふうな考えざるを得ません。

次の問題です。税制改革の一環として検討が続けられてきた納税者番号制度の問題です。これは長い間いろいろ議論があつた問題ですが、今どういう状況になっているのかということをお伺いします。

○政府委員(小川是君) 納税者番号制度につきましては、税制調査会において我が国の現状に即した具体的な検討が進められてきております。一つは、個人、法人に対する番号の付与の方式、あるいはどういう際に番号を利用されてよいと考えるか、それからこうした番号制度を導入したときのコスト、この制度の効果、また経済取引などへどういった影響があるか、プライバシーの保護といたつたようなさまざまな論点について具体的な検討が行われてきております。

昨年の税制調査会の答申におきましては、「利子、株式等譲渡益に対する総合課税への移行問題や納税

者番号制度の問題等については、検討を一層深める。」というふうに述べているところでございいます。さらに具体的には、「納税者番号制度については、これまでも種々の角度から具体的な検討を重ねてきており、今後とも残された問題について引き続き検討を深めるとともに、この制度に対する国民の理解を深める努力を続けていく必要がある。」というようにされているところでございます。

したがって、今後とも税制調査会での検討をフォローしてまいりたいというふうに考えております。
○吉岡吉典君 今いろいろ検討内容の答弁がありましたけれども、その中でどういうわけか抜かされている問題があります。

それは、この納税者番号が導入された場合に、これを各省庁がどういうふうに共通番号として利用するかという検討が行われているはずであります。十三省庁から成る税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議という長い名前の会議が検討を重ねているということですが、この小委員会の報告の中でも明らかにされていると思ひます。これはどういうことをやろうとしているんですか。納税者番号を各省庁が全部どういうふうな形で使うという検討なのか、これは担当省庁はどこか、責任ある答弁を求めます。

○政府委員(小川是君) ただいま御指摘のありました関係省庁連絡検討会議は、税制調査会の平成元年度の答申におきまして、「番号制度の導入については、「政府部内において税務のみならず幅広い視点から検討が進められることを要望する」というふうな回答されたことを受けまして、平成元年に設けられた連絡検討会議でございます。

この会議では、それではどういふことを議論をしたかと申しますと、各行政分野で共通に利用し得る番号制度について関係省庁が共同して総合的な検討を行うとされております。もし仮に共通番号制度を導入することとした場合、どういふ形で

番号を国民に付与するのか、それから各種の行政分野でどういう利用可能性があるかといったようなことについて検討をしてきているところでございます。今後とも、こうした場も通じまして検討を重ねてまいりたいと思つてゐるわけでござい

○吉岡吉典君　そうなりますと、問題になつてゐる納税者番号制度というのは、単に納税者番号ではなくて、各省庁がこれを共通して利用する番号だということが結論は別として今検討され、研究中だということですね。

これは、日本弁護士連合会も納税者番号導入に関する意見書の中で冒頭部分で、これは、行政による個人情報管理の危険を生じさせる等、プライバシー保護に反し、行政による情報管理社会を実現させる危険のある制度であるといつて強く反対の意見を表明している。そういう検討が十三省庁から成る会議で現に行われている。単に納税者番号をどうするかということにとどまらない事態が現在進んでいるんだというように私はとらざるを得ません。

私は、こういう問題は日弁連からの意見書等も念頭に置いて慎重に検討してもらいたいと思ひますが、結論的に言つて、納税者番号は導入するかどうか、まだ結論は出ていないと思ひますが、それはそう考へていいですか。

○政府委員(小川星君)　まず、先ほどの関係省庁連絡検討会議では、ただいまの御指摘の問題からいへば、そうした番号ができたときに他の行政でも利用し得るのかどうかという可能性の問題でございまして、そういったものを採用するということを決めて、その前提で議論をしているというものはございせん。

なお、税務上、納税者番号制度を導入するかどうかという問題につきましては、先ほど申し上げたさまざまな問題があるわけでございまして、こうしたものをさらに一つずつ具体的に検討をして前に進んでまいりたい、このように考へております。

○吉岡吉典君　結論が出てゐるのかないかということが私の質問ですよ。そこに答えないでほかのところばかり長々と答へている。

○政府委員(小川星君)　ただいまの点は、繰り返すにようになりますけれども、税制調査会において引き続き検討を深めるとともに、国民の理解を深める努力を続けていく必要があると、こういう現状でございまして。

○吉岡吉典君　なぜまだ結論が出てゐるとはつきり言えないのかわかりませんが、そういう答弁です。

いずれにせよ、納税者番号を導入するということはまだ結論が出てゐない。その段階で、国税庁で国税管理システム、KSKと言われているものの具体化作業が現に進んでいる。これはどういう目的で、どういう計画で、予算総額はどうなつてゐるのか、これについて報告してください。

○政府委員(窪田勝弘君)　国税庁としては、近年納税者数が大変増大している、あるいは取引内容が複雑、広域化している、そしてまた、納税者側の事務処理のコンピュータ化が進展しているなどの税務環境を取り巻く諸情勢は大きく変化しているというところに対応いたしまして、国税総合管理システム、いわゆるKSKシステムというのを適正、公平な課税の実現に資するために、現行のコンピュータシステムは地域によりあるいは税目によつてシステムが複数になつております。これを統合拡充するとともに、コンピュータ化が

おこなわれている資産税徴収事務なども取り込んだ、全国かつ全業務について一元的なオンラインシステムを導入することとして現在開発を進めてゐるところでございまして。

スケジュールは、各年度の予算成立後に決定することになりますが、現段階では、平成七年一月ごろに東京国税局の京橋税務署、川崎北税務署において導入し、同年十一月ごろ、仙台国税局の福島税務署、白河税務署において導入し、平成八年十二月ごろ以降、原則として国税局単位で順次段階的に導入することとしたいと思つておるところでございます。

予算の額でございまして、平成元年度から平成五年度まで合わせまして二百七十九億円となつております。なお、平成六年度予算案におきましては百六十七億円を計上させていただいてゐるところでございまして。

○吉岡吉典君　これは、納税者番号制が導入されるとそこに引き継がれることになるわけでしょう。まさかこれ全部を廃棄しちゃつて新しくつくるといふことではないと思ひますが。

○政府委員(窪田勝弘君)　このKSKシステムは、先ほど申し上げましたような目的で適正、公平な課税の実現に資するために導入されたものでございまして、納税者番号制度の導入を前提としたものではございません。

一方、納税者番号制度については現在検討中の段階で、具体的な内容は不明でございまして、確定したことは申し上げられませんが、将来納税者番号制度が導入されることがあれば、その段階で対応策を検討していくこととしたいと思つております。

○吉岡吉典君　せっかく四百億以上、五百億近くも金を導入して機械化して、納税者番号制度が導入されたらそれはそのまま廃棄するということがない。当然それは納税者番号制度の土台になるものだと思います。

私は、機械化が悪いというふうにはもちろん言いませんけれども、その納税者番号制度、それを国民共通番号制度として利用することの研究、検討が行われている最中、しかもそれをどうするかというこの答へはまだ出てゐない段階、しかも一方では日弁連等からも反対の意見が出てゐるときに、そこへいまだや応なしになつてゐるという作業を国民に知らせずに進められてゐるということ、やはり納税者番号につながる作業がこつそりと進んでいるという批判を受けても仕方のない状況だというふうに思ひます。

この問題は長い経過があつて、国民の間にもいろいろ議論があつた問題です。したがつて、大いに慎重にやつていただきたいということを要望し、時間が来ましたけれども、関係省庁に来ていただいているところがあると思ひますので一つだけ、追加させていただきましても、それは関係の関連です。

関税定率法の一部改正で、皮革、革製品の関税制り当ての大幅拡大がウルグアイ・ラウンドで合意され、税率引き上げと相まって、国内皮革、革靴の産業に重大な悪影響を与えることから、業者の強い反対の声が上がつております。

毎年、業者のこの問題についての要請、この大蔵委員会でも反映して大蔵省にも御検討を願つてゐるわけですが、聞き入れていただいたこととはございせん。これはウルグアイ・ラウンドの合意があつたために一層深刻な不安が広がつております。そういう点で、この問題についての業者の要望を皆さんが検討していただき、まだウルグアイ・ラウンドの合意は調印もしていない段階ですから、ここにこういう業者の要望が入る方向での措置をとつていただくことも求めたいと思ひます。

○委員長(上杉光弘君)　時間が来ておりますから手短かに。
○政府委員(高橋厚男君)　皮革、革靴につきましては、米國あるいはEC等諸外國の関心が大変強い中でウルグアイ・ラウンドの交渉を実施いたしました。そういう中で、我が國といたしましては、ウルグアイ・ラウンドの交渉を成功に導くということの立場から合意をせざるを得ないという状況の中で、国内の困難な状況というものを踏まえまして、政府といたしましてぎりぎりの判断をいたしまして引き下げのオフアを行った次第でございまして。
○鳥袋宗廣君　酒税法の一部改正についてちよつとお伺ひいたします。
今回の酒税改正により、しょうちゆう類ではどの程度の増収が見積もられておりますか。また、その額は酒税増収見込みの何%程度に当たるのか、それをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(小川是君) 今回の酒税法の改正による増収額は初年度で千二百六十億でございますが、平年度で申し上げますと、千三百四十億と見込んでおります。このうち、しょうちゅう甲、乙類の増収額は約二百四十億、千三百四十億のうち二百四十億と見込んでおります。割合にいたしますと一七・九%に相当いたします。

○島袋宗康君 私の手元の資料によりますと、沖縄の泡盛の九五%が県内で消費されております。典型的な地域の酒類と言えらると思ひます。とすれば、今回の酒税改正によるさきの増収見分も分はほとんど沖縄で負担するといふふうな意味合いになるわけでございます。これは零細製造業者に能力以上の負担を強いるものであるといふふうな地元では相当反発がございします。

大蔵省は酒を特殊な嗜好品として位置づけておられるのでありますけれども、今や酒税こそ大衆課税の最たるものではないかといふふうに思つておりますけれども、今の沖縄の県民所得は全国の最下位に低迷しておる状況でございます。このような大衆課税には業界から強い反対論が出ております。

ここで特に問題なのは、県内消費の特例と違い、県外移出分について沖縄の特例が適用されないといふことでございます。この値上げでようやく育ちつつあります沖縄の地場産業が大きな打撃を受けかねないといふふうな指摘がございまして、特にここで質問をするわけでありますけれども、泡盛は一〇%米を原料としており、麦や芋を原料とする他のしょうちゅうに比べ原料コストが非常に高くついております。また、全こうじ仕込みなど製造過程でも手間がかかっているようでありまして、競争力の低下が非常に憂慮されるということに尽きると思ひます。

その辺で大蔵省の見解を伺いたいといふふうに思ひます。

○政府委員(小川是君) 先ほど御答弁申し上げた関係を一つ補足させていただきますと、しょうちゅうの全体としての平年度の増収額が二百四十億と申し上げましたが、泡盛を含むしょうちゅう乙類の増収額は全体として約九十億でございます。

それから次に、しょうちゅう乙類に対する今回の課税の考え方をまず申し上げますと、酒税全般につきましても、繰り返しになりますが、嗜好品に対する税負担率が低下しているのがある程度回復させていただきたい、その際には、いわゆる高税負担酒と低税負担酒の消費の状況等を見比べながら、酒類消費の態様の変化に即応した形で課税をさせていただきたいといふところでございします。

その場合に、しょうちゅうにつきましても基本的な上げ幅をリッター当たり三十七円と置いたわけでございますけれども、泡盛などのしょうちゅう乙類につきましても、今御指摘のありました原料事情等に配慮いたしまして若干引き上げ幅を圧縮いたしているわけでございます。その上でさらに、今お話がございましたように、沖縄県内において消費されるしょうちゅうにつきましても、他の酒類も含めてでございますけれども、復帰に伴う特別措置によつて三五%の圧縮が図られているわけでございます。

それに加えて、中小事業者につきましては、千三百キログラム以下の製造者につきましては、二百キログラム以下で三割減額という税負担をいたしております。

したがいまして、沖縄の県内で消費されます泡盛につきましても、本則税率で課税された場合に比較いたしまして、本則税率の四五・五%まで軽減されているという関係になるわけでございします。

ただし、御指摘がございましたように、沖縄産のものであつても他県において消費される場合には先ほどの復帰特例の適用はない、こういう関係になつていくわけでございます。

○島袋宗康君 今回の改正では、しょうちゅう乙類の中でもとりわけアルコール分三十度の税負担

が非常に大きく目立っているわけでございます。泡盛の主力商品はアルコール分三十度であり、全体の七〇・三%に当たります。ほとんどのしょうちゅう類はアルコール二十五度を主力商品としており、沖縄のアルコール三十度に増税の負担が大きくなつていく。要するに、三十度の度数に対して非常に増税の負担が大きいといふふうなことが指摘されているわけであります。そこで、しょうちゅうとの間で競争力低下が非常に懸念されているといふふうな言われるわけであります。

資料から見ましても、三十度の引き上げ幅が非常に大きい。二十五度と同等の一四・二%とせず、一キログラム当たり二十五度と同等の三万一千三百円に圧縮できないかどうか。または、しょうちゅう乙類の基準アルコールの区分を、現在の二十六度以上三十一度未満とあるのを二十六度以上三十度未満とすることはできないかどうか。その辺を伺いたいと思ひます。

○政府委員(小川是君) 先ほど申し上げましたしょうちゅう甲類の場合に、リッター当たり三十七円と申し上げましたのは二十五度のところでございまして、その水準でしょうちゅう乙類の場合には、アルコール分二十五度で三十二円三十銭に、アルコール分三十一度で三十三円三十銭に、税率を圧縮したというのが先ほどの点でございします。

ただいまお尋ねの点につきましては、基準アルコール分についての税率を置くと同時に、それに対するアルコール分の増減に応じて、増加する場合にはより高い税負担を求める加算税率の制度をとつていくわけでございます。

その点につきましては、二十度から三十度までの加算税率につきましては、今回の基準の二十五度における税率水準を、ちよつと戻つて恐縮ですが、キログラム当たり三十一度といたしまして、現行七万八千円というのをキログラム当たり三十一度三万一千三百円引き上げているわけでございまして、この引き上げ率に応じて、つまり約四割ちよつとでございますが、四四%ぐらいの引き上げ率になるわけでございますから、二十度から三十度までの加

減算税率につきましては同じ引き上げ率で調整をいたしたわけでございます。

しかし、三十度を越えるものにつきましては、この泡盛の場合にはそういった製品があるわけでございしますし、他の蒸留酒、スピリッツ類とのバランスといったようなことも考えまして、こちらは四四%という定率ではなしに、基準のアルコール分である二十五度のところの引き上げ額、増税額と同じ額だけ引き上げるという形にいたした次第でございします。

これによりまして、三十度を越えるところにつきましても乙類の税率の引き上げ幅がかなり圧縮した形になつていくわけでございまして、具体的に申し上げますと、例えば三十五度のところでありまして、増税率が三十度までの四四・二%に対して一七・六%という形になつていくわけでございします。こうした形で、しょうちゅう乙類の高アルコール商品に対する税率の引き上げ幅についてかなり圧縮した配慮をいたしたつもりでございします。

○島袋宗康君 私の質問は、二十六度以上三十一度未満とあるのを二十六度以上三十度未満に直せないかどうか、それを具体的にお聞きしているんです。

○政府委員(小川是君) 失礼いたしました。

こうした加算税率を適用するときの適用帯について調整が加えられないかというお尋ねでございますが、この点につきましては、しょうちゅうにつきましても加算税率を設けて過去からこういつた区分で長らく税負担を調整してきていて、考えてきているところから、これをちよつとした手直しを加えることによつて税率構造を直すといふのは困難がございします。

全体として滑らかな税負担の姿、それと、時間的に見て何年もこうした姿で税率構造ができていて、それに対してまたお酒をつくられるメーカーの方々は対応しておられるという点を考慮いたしますと、御提案ではございしますけれども、ここに手を加えるのは極めて困難であるといふふうに考

えるわけでございます。

○島嶽宗康君 今、難しい問題というふうなことでありますけれども、沖縄の実情をよく理解していただいて、何とかこの辺のことを、ちょっと手直しするだけで非常に助かるわけでありまして、何らかの形で御努力をお願いしたいというふうな要望しておきたいと思っております。

次に、泡盛は伝統的にタイの米を輸入して製造をされてきているわけですが、食糧制度の特例として認められて輸入されてきているわけでありまして、そこで輸入をされた米については約四万円でありまして、しかもこれは碎米で輸入されているわけですね。その四万円が輸入されたものを業者が十三万一千四百円で、大体その程度で泡盛業者に売られている。それが年間一万二千トン程度であります。その差益は年間約十億円。それを復帰後二十年で概算いたしますと約百七十五億円になると推定されております。

その差額を泡盛産業の振興策に何らかの方法で還元できないものかというふうなことで、それからタイ産原料米の引き下げができないかどうか。主食用米に適用されている運賃の値引きの制度の趣旨を拡張解釈して、特に離島の零細泡盛業者のコスト削減が図れないものかというふうなこと、食糧庁の御見解をお伺いしたいと思っております。

○説明員(小林芳雄君) 今お話にありましたように、泡盛の原料につきましては、泡盛が沖縄の伝統的な地場産業の重要な地位を占めていらっしゃる、それからまた泡盛独特の風味とか製造技術のそういった問題なんかを勘案いたしまして、タイ米を輸入し、お使いいただいているところでございます。

まず、価格の関係でございますが、私どもの売り渡し価格につきましては、泡盛以外のしょうちゅう、これにつきましては原料米として他用途利用米などを供給しておりますが、それとの価格のバランス、これに留意いたしまして、品質格差あるいは加工適性などを勘案して価格設定をして

きております。

ちなみに、平成元年には、そういったようなことも勘案いたしまして引き下げといったようなことも進めておりますが、ことしの状況を申し上げますと、ちょうど五年産米の不作がございまして、そういった中でしょうちゅう原料であります他用途利用米につきましては価格の引き上げを余儀なくされたといったような事情もあるわけでございます。そういった中でのお話でございますけれども、全体の価格のバランスというふうなことを考えておる中で、事情でございます。そういった意味で泡盛用の価格引き下げということがなかなか困難であるという、そういう事情を御理解いただきたいと思っております。

それからまた、泡盛産業の振興のための助成というお話もございました。

私どもの食糧特会でございすけれども、米の管理ということで米の売買操作等を通じてやっておりまして、そういう中で産業界といたしましての助成につきましては、制度上なかなかなじみにくい。そういった中で、他のいろいろな諸施策等でもいろいろやってまいっているところでございます。そういう中で食糧独自の対応というのはほかのいろいろな加工業界を含めまして一つの難しさがあるというところでございす。

それからさらに、値引きの関係でございます。離島の皆様につきましては、確かに引き取りというところでございます。私どもの売却地からの距離等がございすけれども、この点につきましては、他のいろいろな加工原料といいますが、そういったものとの関係等ございまして、全体の中での価格あるいは供給のバランスということで現在まで整理を進めてきておるところでございます。そういったことを踏まえながら進めていく事柄だといふふうに私も考えておりまして、そういった基本的な事情について御理解をいただきたいと思います。

○島嶽宗康君 今回の米の緊急輸入について、またタイからも相当の米が入るわけでありまして、と

ころが、人間が食べる非常にいい米と碎米とが同じ値段で業者に渡るといふふうなことに、やっぱり私も相当疑問を持っておりますので、それは後でぜひ検討していただきたいというふうに思っております。それを強く要望しておきたいと思っております。

復帰によって酒税法が適用されて、泡盛がしょうちゅう乙類に分類、課税されてきたことに起因すると思っておりますけれども、酒税法によると甲類と乙類の分類は蒸留方式によっているようでありまして、泡盛はそもそも伝統的な製造法、原料米やこうじ菌が違えば、アルコール分が高いことに特徴があります。単純にしょうちゅう乙類に分類されるべきではないと私は考えております。

EC諸国からのさまざまな圧力があるとは承知しておりますけれども、国内の、特に沖縄の事情を十分御理解いただいて、沖縄の側からすれば酒類間の格差は正しくは緩やかにかつ慎重に配慮していただきたいというふうに希望するわけでございます。

大蔵省は、今後酒にかかる税金をどのように考えておられるか、また徴収していくおつもりなのかお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(小川景君) お酒に対する一般的な税負担につきましては、特別な嗜好品に対する課税ということから、今後とも、他の消費とは異なり、ある程度の税負担をお願いしていかなければならないというふうに思っております。

それでは、酒のいろいろな種類の中でどういう税負担を求めていくかということにつきましては、御案内のとおり、いろいろな酒の種類について消費の態様あるいは製造の態様に応じて担税力に応じた負担を求めるといたしまして、極めてきめ細かな、分類差等課税と呼んでおりますけれども、お酒を分類してそれに基づいた課税をいたしております。

また、同一の酒類でも、先ほど申し上げましたように、アルコール度数に応じた加減算税率を設

けるといふことにいたしております。したがって、やはりアルコール分に応じた課税ということも全体の考え方の中に入っているわけでございます。

もとより、酒が特殊な嗜好品であるというのは、アルコールによって酔う、致酔性の飲料だということからいいますと、それでは一律にアルコールの度数に応じて今後持っていくのかということだといえますと、必ずしもそうではない。今御指摘もございましたように、同じ蒸留酒といってもかなり違った製造方法、あるいは、以前は違うものだと思っておりましたのが製造技術の発達によつて他の酒類と非常に競合してつくられる、あるいは飲まれるというような状況の変化もあるわけでございます。

こうした情勢の変化を踏まえながら、今後とも冒頭申し上げましたような基本的な考え方に基づいて酒税の負担をお願いしてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○島嶽宗康君 終わります。

○委員長(上杉光弘君) 七案に対する本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第一〇号)(第一二二号)

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願(第一七号)

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第一八号)(第一九号)(第二〇号)(第二二四号)(第二五五号)

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願(第二八号)

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第二九号)(第三〇号)

一、消費税率引上げの際の年金受給者に対する

特別措置に関する請願(第三三三三)

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願(第三三七七号)(第四〇号)(第四四号)(第四五号)(第四六号)(第四九号)

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第五二二号)

第一〇号 平成六年二月四日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 広島県世羅郡世羅町大字本郷五七
七ノ三 加藤寿子外二百四十九名
紹介議員 三重野栄子君

消費税が導入されてから五年目になる。この間、私たちの生活の中では、例えば四人世帯で一年間に平均で十二万円もの消費税を負担しており、また、長引く不況で暮らしはますます厳しさを増している。所得税減税の実施と引換えに消費税の税率を引き上げ、その負担を中・低所得者や高齢者に押し付けようとする税制の在り方は納得できない。財源については、行財政改革による歳出の削減や、大企業の各種租税優遇措置など不公平税制の是正等の実施によって十分賄えるはずであり、消費税の税率引上げによる増税を行う必要はないと考える。まず、食料品等生活必需品の消費税非課税など逆進性の緩和こそすぐ実現すべきである。また、益税を生み出す現行消費税の仕組みの見直しが必要である。最近の世論調査でも七十%以上の人が消費税の税率引上げに反対している。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、負担の逆進性を一層強める消費税の税率引上げは行わないこと。
- 二、現行制度における益税など仕組み上の矛盾を改善すること。
- 三、食料品等生活必需品に対する消費税非課税など逆進性緩和措置を実施すること。

四、抜本的な不公平税制の是正に取り組むとともに、取り分け課税最低限度額の引上げを実施すること。

五、税制改革については国会の場だけににとどまらず、広く論議を行い、国民の意見を十分に反映すること。

第二二号 平成六年二月四日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 群馬県高崎市江木町三〇ノ三 青木あや子外二百四十九名
紹介議員 篠崎 年子君

第一七号 平成六年二月七日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金きよしヶ丘五ノ八ノ五 山口薫外百九十九名
紹介議員 糸久八重子君

政府税調は去る十一月十九日、細川首相に対し、今後の税改革についての答申を出した。その中で一番気になるのは、現在の消費税でさえ家計を圧迫しているのに、さらに消費税率六・七%アップの方向が打ち出されたことである。現在の年金受給者の実態は、国民年金で月平均三万円、厚生年金でも十万円前後である。その中に占める消費税の割合は月五・六千円に上る。当時政府は消費税は将来の高齢化社会に対応のためとして導入したはずである。にもかかわらず実際は二・三%しか福祉予算に使われていないと聞く。私たちはすべての消費税に反対する者ではないが、法人税等の不公平税制を是正して国民の納得できるものにすべきである。さらに消費税率を上げることには慎重な対応をすべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 一、税制改革は、まず第一に不公平税制を是正すること。
- 二、消費税については逆進性の問題点を考慮し、

日常生活に欠くことのできない食材料費には絶対課税しないこと。

第一八号 平成六年二月七日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 千葉市若葉区桜木町三四五ノ五〇
寺島美由紀外四名
紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一九号 平成六年二月七日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 広島県神石郡豊松村中平五六ノ一
宗田泰子外二百四十九名
紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二〇号 平成六年二月七日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 広島県御調郡向島町五、三八五ノ一
中崎宣子外二百四十九名
紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二二号 平成六年二月七日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町東三条北三丁目 千葉圭子外二百九十四名
紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二四号 平成六年二月八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 広島県福山市駅家町向永谷一三二

ノ二二 山崎明子外二百四十九名
紹介議員 肥田美代子君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二五号 平成六年二月八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町青山北二九ノ二 坂田美奈外三百三十二名
紹介議員 栗原 君子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第二八号 平成六年二月八日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市古ヶ崎三ノ三、三七三 島山京子外百九十九名
紹介議員 山田 健一君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二九号 平成六年二月八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 広島県呉市広名田二ノ七ノ二二 出口教子外二百四十九名
紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三〇号 平成六年二月八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市堀崎町一、二〇〇ノ二四四 川崎政代外四名
紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第三二号 平成六年二月八日受理
消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願

請願者 島根県松江市一の谷町六ノ三 目

次安茂

紹介議員 岩本 久人君

平成六年は、公的年金の財政再計算の年であり、厚生省では去る平成五年十月に報告された年金審議会の意見に基づき、年金関係の法改正を実施に移すと言われている。しかしながら、当意見書どおり法の改正が行われるならば、私たちの生活を支える年金水準の引下げとなるので、従前どおりに、消費税の税率引上げには、慎重を期し特段の配慮を要請するものである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、所得税減税の恩恵を受けられない年金生活者のため、消費税の税率引上げについては、慎重を期し特段の措置を講ずること。

第三七号 平成六年二月八日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市牧の原二ノ二二五

紹介議員 谷本 義君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四〇号 平成六年二月九日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市松台一、二二九 佐川浩外九十九名

紹介議員 谷本 孝君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四四号 平成六年二月九日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市湖北台九ノ二ノ一

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四五号 平成六年二月九日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

第五部 大蔵委員会会議録第二号 平成六年三月二十八日【参議院】

請願者 東京都足立区中川一ノ一三ノ一七

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四六号 平成六年二月九日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋五〇八ノ一三

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四九号 平成六年二月九日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県我孫子市白山二ノ九ノ六

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五二号 平成六年二月十日受理

消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 長崎県諫早市馬渡町六ノ二四九

紹介議員 尾トミ子外二百四十九名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第六五号 平成六年二月十日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市五香六実七四八ノ七

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第六七号 平成六年二月十日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市松戸新田四四二ノ二

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願

(第七二号)(第七三三三)(第八五五)

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第九二二)

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願(第九七五)

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第一〇二二)

一、消費税の税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願(第一一〇号)

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願(第一一九号)

第七二二号 平成六年二月十四日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市五香六実七四八ノ九

紹介議員 増田きくの外九名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第七三三号 平成六年二月十四日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市牧の原二ノ二二〇

紹介議員 八 遠藤忠一外百九十九名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第八五五号 平成六年二月十五日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市松台一、一三三ノ三

紹介議員 田中正紀外二十九名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第九二二号 平成六年二月十六日受理

消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 仙台市太白区砂押町二四ノ一三

紹介議員 金沢直子外二百四十九名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第九七五号 平成六年二月十六日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市八ヶ崎七八五ノ四

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇二二号 平成六年二月十六日受理

消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 大阪府中央区上町一ノ一四ノ一

紹介議員 操谷ひとみ外二百四十九名

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一〇二二号 平成六年二月十六日受理

消費税の税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願

請願者 長野県更埴市松堂四四〇 山崎岩男

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第一一九九号 平成六年二月十七日受理

消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市古ヶ崎三ノ三、三五

紹介議員 八 池田ミヨ外九名

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願（第一四〇号）（第一四二号）
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（第一四八号）

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願（第一四九号）

一、消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願（第一五二号）

一、消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願（第一五四号）（第一五七号）（第一五九号）

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（第一六四号）

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げに関する請願（第一六七号）

一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願（第一七八号）（第一七九号）

一、消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願（第一八二号）

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（第一九一号）

一、消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げに関する請願（第一九三号）

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（第二〇六号）（第二一九号）

第一四〇号 平成六年二月十八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 千葉県八千代市八千代台南二ノ三ノ六 小高信子外二十四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四二号 平成六年二月十八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡二条七丁目 大城典子外二百四十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

請願者 北海道旭川市豊岡二条七丁目 大城典子外二百四十九名
紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四八号 平成六年二月十八日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（二通）

請願者 東京都品川区小山四ノ八ノ一五 鈴木信子外一名

紹介議員 紀平 悌子君

政府による消費新税の安易な導入や現行消費税の大幅税率引上げに反対する。去る二月三日未明に、細川首相が連立政権を代表して発表した「所得税減税・国民福祉税（七％）創設」の方針は幸い白紙撤回されたが、不況下の厳しい生活を営む国民有権者にとつては余りにも無神経な増税案であつた。しかしその後、連立与党代表者会議では、六兆円減税先行となり、税制、減税財源とともに新税の創設を検討する協議機関を設けて、本年内の国会で新税導入を法制化する旨の合意が示された。しかし、私たちは消費者として、また有権者として、一年限りの減税と交換に、仮に七％とすれば毎年約十三兆円余、一家族当たり年に平均二十万から三十万円の税負担となる「消費新税」が、大蔵省主導で国民に何ら前置きも無く決定されかけたことに強い怒りを覚えてゐる。また、現行消費税は、業者に消費税の一部が吸収されてしまふ「益税」の問題、低所得の者が負担が厳しい「逆進性」の問題などを抱え、消費税施行五年を経て依然それらの抜本的解消が図られていない点は立法府の怠慢である。言うまでもなく、来るべき高齢化社会の年金・福祉、医療等の費用をいかに社会が負担すべきかの検討は重要であるが、まず大蔵省の都合で税収の安定化を唯一の目的とするよりも、現行消費税の抱える欠点である（一）「益税」の解消、（二）食糧品非課税化による「逆進性」の緩和を図ることが急務である。また、いかなる税制が我が国に望ましいのかその

検討と国民的議論の成熟には一年では時間が不足である。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、現行消費税の抱える不公平性を見直し、せめて福祉目的税化を図る法改正を速やかに行ふこと。

二、広く国民の意見を聞き、最低二年は新税等を含めた国民的議論の検討を行うべきであり、本年の中の新消費税導入は行わないこと。

第一四九号 平成六年二月十八日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市日暮五ノ二七五 飯沼秀雄外九十九名

紹介議員 山本 正和君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一五二号 平成六年二月十八日受理
消費税の税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願

請願者 北海道苫小牧市見山町二ノ一ノ一 五十嵐弘子外二百四十九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五四号 平成六年二月十八日受理
消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願

請願者 福井市大谷町二五ノ一〇ノ三 足利正臣

紹介議員 山崎 正昭君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一五九号 平成六年二月十八日受理
消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願

請願者 神戸市須磨区東町四ノ五ノ三 長島惟隆

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一六四号 平成六年二月二十一日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（二通）

請願者 東京都江東区越中島一ノ三ノ一 古川宏子外一名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一六七号 平成六年二月二十一日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げに関する請願

請願者 千葉県松戸市馬橋四ノ四六九 松尾哲治外二十四名

紹介議員 清水 澄子君

一、所得減税、高齢化社会等を口実に消費税の税率引上げを行わないこと。

二、当面の緊急措置として食料品等生活必需品に対する完全非課税化を実現すること。

三、課税最低限の大幅引上げによる大型減税を即時実施すること。

四、大企業・大資産家への優遇措置を始めとする特権的な減税を改めること。

第一七八号 平成六年二月二十一日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金きよしヶ丘二ノ三ノ三 今川理恵外九十九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一七九号 平成六年二月二十一日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市小金三三三 鈴木常夫 外百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一八二号 平成六年二月二十一日受理
消費税率引上げの際の年金受給者に対する特別措置に関する請願

請願者 岡山市東山三ノ五ノ二〇 佐藤文雄 外三百四十五名

紹介議員 加藤 紀文君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一九一号 平成六年二月二十二日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(二通)

請願者 東京都大田区大森北三ノ二九ノ七 本田年子 外一名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第一九三号 平成六年二月二十二日受理
消費税率引上げ反対、生活必需品の完全非課税化、課税最低限の大幅引上げに関する請願

請願者 千葉県松戸市栄町二ノ九四ノ三〇 安井守外四十四名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一六七号と同じである。

第二〇六号 平成六年二月二十三日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(二通)

請願者 川崎市多摩区菅仙谷三ノ一ノ五ノ二〇六 岡部三冬 外一名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二一九号 平成六年二月二十四日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺東町四ノ一 五ノ一九 小池龍一 外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第二三六号)(第二七二号)(第二八二号)(第二九四号)
二、消費税率引上げ反対、食料品非課税実施等に関する請願(第三一四号)

第三三六号 平成六年二月二十五日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 東京都板橋区赤塚新町二ノ一五ノ二二 青木輝光 外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二七二号 平成六年二月二十八日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(四通)

請願者 東京都分寺市日吉町四ノ二二ノ三三 渡辺香於里 外三名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二八二号 平成六年三月一日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 東京都目黒区五本木二ノ四六ノ五 原雅光 外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第二九四号 平成六年三月二日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三通)

請願者 東京都目黒区五本木二ノ四六ノ五 原芳明 外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三一四号 平成六年三月三日受理
消費税率引上げ反対、食料品非課税実施等に関する請願

請願者 長野県松本市三ノ三ノ一八 輪湖純子 外三百二十名

紹介議員 吉川 春子君
消費税が実施されて五年が経過した。この間、消費税率導入による物価上昇とあいまって消費税の負担は年々増加し、現在では、年間一世帯十四万円にも上っている。低所得層の家計を幾重にも圧迫する消費税は廃止してほしいとの声が高まっている。その上昨年来の不況は一向に回復せず、残業手当カット、一時帰休などにより五万円から十万円もの減収になっている家庭が増え、「消費税廃止・緊急に食料品の非課税を」の要求は、猶予できないほど切実になっている。消費税が、高齢化社会に備えたものでないことは、増加する老人医療費の負担、医療差別などによっても明らかである。国民の血税を湯水のように注ぎ込んでいる公共事業に、ゼネコンを始め大企業や政治家が群がり、政治腐敗の限りを尽くしていることに、国民の怒りは頂点に達している。金権腐敗、大企業本位の予算編成を国民本位のものに変え、軍事費を削減し、消費税を無くすことはできる。にもかかわらず、経済同友会が消費税率を十五%にと要望し、新生党の小沢一郎氏が著書「日本改造計画」で十%にと主張するなど、財界や政党から消費税率を引き上げる動きが出ている。しかし、いかなる名目でも消費税率アップは絶対に認められない。ついては、次の事項について実現を図りたい。

二、緊急に消費税の食料品非課税を実施すること。
三、消費税を廃止すること。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第三一七号)(第三三九号)(第三六二号)(第三七九号)
二、消費税率引上げ反対、不公平税制の是正に関する請願(第三八五号)
三、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願(第三九四号)

第三一七号 平成六年三月四日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(一通)

請願者 横浜市緑区荏田町四三七ノ一五 鈴木千穂 外十一名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三三九号 平成六年三月七日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(十通)

請願者 横浜市緑区美しが丘一ノ一九ノ一ノ二〇ノ五〇三 川島京子 外九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三六二号 平成六年三月八日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(十通)

請願者 茨城県水戸市本町一ノ四ノ二五 布施富美 外九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第三七九号 平成六年三月九日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(十通)

第十五条第二項第三号中「法人税」を「法人税（次号に掲げるものを除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。
三の二 使途不明金に対する法人税 法人税法第四十七条の三第二項（使途不明金に係る開示要求）の期限の経過の時

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律
相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「四千八百万円」を「五千万円」に、「九百五十万円」を「千万円」改める。
第十六条の表を次のように改める。

八百万円以下の金額	
八百万円を超え千六百万円以下の金額	百分の十
千六百万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の二十五
一億円を超え二億円以下の金額	百分の三十
二億円を超え四億円以下の金額	百分の四十
四億円を超え二十億円以下の金額	百分の五十
二十億円を超える金額	百分の六十

八百万円以下の金額	
八百万円を超え千六百万円以下の金額	百分の十
千六百万円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の二十五
一億円を超え二億円以下の金額	百分の三十
二億円を超え四億円以下の金額	百分の四十
四億円を超え二十億円以下の金額	百分の五十
二十億円を超える金額	百分の六十

第十九条中「算入されるもの」の下に「（特定贈与財産を除く。）」を加え、「本条」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定贈与財産とは、第二十一条の六第一項に規定する婚姻期間が二十年以上である配偶者に該当する被相続人からの贈与により当該被相続人の配偶者が取得した同項に規定する居住用不動産又は金銭で次の各号に掲げる場合に該当するものうち、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める部分を含む。

一 当該贈与が当該相続の開始の年の前年以前にされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該贈与による取得の日の属する年分の贈与税につき第二十一条の六第一項の規定の適用を受けているとき。同項の規定により控除された金額に相当する部分

二 当該贈与が当該相続の開始の年においてされた場合で、当該被相続人の配偶者が当該被相続人からの贈与について既に第二十一条の

六第一項の規定の適用を受けた者でないとき（政令で定める場合に限る。）。同項の規定の適用があるものとした場合に、同項の規定により控除されることとなる金額に相当する部分

第十九条の二第二項イ中「八千万円」を「一億六千万円」に改め、同条第二項中「第二十七條第一項」を「第二十七條」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項中「第二十七條第一項」を「第二十七條」に改め、「含む」の下に「。第五項において同じ」を加え、「添付して」を「添付して」に改め、同条第四項中「添付」を「添付して」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の相続又は遺贈に係る相続税の納税義務者が、同項の被相続人の配偶者に係る相続税の課税価格の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき、第二十七條の規定による申告書を提出しており、又はこれ

を提出していなかった場合において、当該相続

又は遺贈に係る相続税についての調査があつたことにより当該相続税について国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正（以下「更正」という。）又は同法第二十五条の規定による決定（以下「決定」という。）があるべきことを予知して期限後申告書又は修正申告書を提出するときは、当該期限後申告書又は修正申告書に係る相続税額に係る第一項の規定の適用については、同項第二号イの課税価格の合計額及び同号ロの課税価格に相当する金額には、当該配偶者に係る相続税の課税価格のうちその隠ぺいし、又は仮装した事実に基づく金額に相当する金額を含まないものとする。
第二十七條第五項中「国税通則法第二十五条の規定による」と及び「（以下「決定」という。）」を削る。

第三十二條中「各号の二」を「条号のいずれか」に、「国税通則法第二十四條若しくは第二十六條の規定による更正（以下「更正」という。）」を「更正」に、「同法第二十三條第一項」を「国税通則法第二十三條第一項」に改める。

附則

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、平成六年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

3 新法第十九條の二第五項の規定は、この法律の施行の日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

関税法等の一部を改正する法律案
関税法等の一部を改正する法律

（関税法等の一部改正）

第一条 関税法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「第二項」の下に「、第十一條」を加える。

第十一条中「当該貨物」を「当該輸入貨物の関税の額に、当該貨物に、関税の額の範囲内」を「課税価格の当該輸入貨物の課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範囲内」に改める。

第十三條第一項中「左の各号の一」を「次の各号」に改め、同項第一号中「大豆、大豆油」を削り、同項第二号中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改める。

第十九條の二第三項中「第五十四條（保税倉庫についての記帳義務）及び第五十八條（保税作業の届出）」を「第五十八條（保税作業の届出）及び第六十一條の三（保税工場についての記帳義務）」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保税倉庫（第四十二條―第四十九條）」を「第三節 保税倉庫（第四十二條―第五十五條）」に、「第五節 保税工場」を「第四節 保税工場」に、「第六節 保税展示場」を「第五節 保税展示場」に、「第七節 総合保税地域」を「第六節 総合保税地域」に改める。

第四条第一号中「保税倉庫」を「保税展示場」に、「第五十二條第一項」を「第四十三條の三第一項」に改め、同条第二号中「第五十二條第一項（保税倉庫）」を「第四十三條の三第一項（保税展示場）」に改め、同条第四号中「保税上屋、保税倉庫」を「保税展示場」に改める。

第五条第二号中「保税倉庫」を「保税展示場」に改める。

第二十九條中「保税上屋、保税倉庫」を「保税展示場」に改める。

税蔵置場」に、「六種」を「五種」に改める。

第三十一条第三項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第三十四条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、「第五十五条(保税倉庫)」を削る。

第三十六条中「立会」を「立会い」に、「一時持出」を「一時持出し」に、「取扱」を「取扱ひ」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「若しくは」を「及び」に、「第三十四条まで中」を「第三十四条までの規定中」に、「又は」を「並びに」に改める。

第四十一条の二(見出しを含む)中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第三節 保税上屋を第三節 保税蔵置場に改める。

第四十二条の見出し中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条第一項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「積卸」を「積卸し」に改め、「一時」を削る。

第四十三条第五号中「たえない」を「耐えない」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条第六号及び第七号中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(外国貨物を置くことができる期間)
第四十三条の二 保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間は、当該貨物を最初に保税蔵置場に置くことが承認された日から二年とする。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

(外国貨物を置くことの承認)

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間を超えて当該保税蔵置場に置くこととする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承

認を受けなければならない。

2 前項の承認は、保税蔵置場に同項の期間を超えて外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合及び保税蔵置場の利用を妨げる場合を除くほか、しなければならない。

3 第六十七条の二(輸出申告又は輸入申告の時期)の規定は、第一項の承認の申請をする場合について準用する。

(外国貨物を置くことの承認等の検査)
第四十三条の四 税関長は、前条第一項の承認又は指定をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

第四十四条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第四十五条第一項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「但し」を「ただし」に、「事由に因り」を「事情により」に改め、同条第二項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「虞」を「おそれ」に、「事由に因り」を「事情により」に、「前項但書」を「前項ただし書」に改める。

第四十六条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第四十七条の見出し中「消滅」を「失効」に改め、同条第一項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「左の各号に掲げる場合において消滅する」を「次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その効力を失う」に改め、同条第二項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「消滅した」を「失効した」に改め、同条第三項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「許可が消滅」を「許可が失効」に、「消滅」を「失効」に、「因り」を「より」に、「出し終る」を「出し終る」に、「免かれる」を「免れる」に改める。

第四十八条の見出し中「取消」を「取消し等」に改め、同条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に改め、同条第二項中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第四十九条中「取扱」を「取扱ひ」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第四節 保税倉庫を削る。

第五十条から第五十五条までを次のように改める。

第五十条から第五十五条まで 削除
第五十六条第二項中「一月まで」を「三月まで」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第五十七条を次のように改める。

(外国貨物を置くことができる期間)
第五十七条 保税工場に保税作業において使用する外国貨物(当該貨物を使用した保税作業による製品を含む)を置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認された日から二年とする。

第六十条第一項中「第五十二条第一項(保税倉庫)」を「第四十三条の三第一項(保税蔵置場)」に改める。

第六十一条の二の次に次の一条を加える。

(記帳義務)
第六十一条の三 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物(第三十一条第一項(貨物の出入入れの届出)の指定を受けた保税工場にあつては、同項に規定する貨物)についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第六十二条の見出し中「保税上屋及び保税倉庫」を「保税蔵置場」に改め、同条中「保税上屋の許可の期間」を「保税蔵置場の許可の期間」に、「から第四十八条まで(保税上屋の許可の要件)」を「(保税蔵置場の許可の要件)」に、「第四十三

条の二第二項(保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間の延長)並びに第四十三條の三から第四十八條まで(保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認・外国貨物を置くことの承認等の検査)に、「取消、第五十一条第二項

(保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間の延長、第五十二条(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認、第五十三条(外国貨物を置くことの承認の検査)並びに第五十四条保税倉庫の記帳義務)を「取消し等」に、「第四十八條第一項中「保税上屋に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と、第五十二条第一項中「を」を「第四十三條の三第一項中「三月(やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により税関長が指定する期間)」とあるのは「三月」とに、「置く」とする場合は「を」を「保税作業のため置く」とする場合は「は」に、「一月」を「三月」に改め、「使用する日前に」との下に、「第四十八條第一項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」とを加える。

第四章第五節を同章第四節とする。

第六十二条の七の見出し中「保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改め、同条中「保税上屋」を「保税蔵置場」に、「から第四十八條まで(許可の要件)」を「(保税蔵置場の許可の要件、第四十四條から第四十八條まで(保税蔵置場の「取消し等」に、「及び」を「」に改め、「保税作業」の下に「及び第六十一条の三(保税工場についての記帳義務)」を加える。

第四章第六節を同章第五節とする。

第六十二条の八第二項第五号中「保税上屋」を「保税蔵置場」に改める。

第六十二条の九を次のように改める。

(外国貨物を置くことができる期間)
第六十二条の九 総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間は、当該総合保税地域に当該貨物を置くこと又は当該総合保税地域において当該貨物につき第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)

に掲げる行為をすることが承認された日から
一年とする。
第六十二条の十中「一月」を「三月」に改め
る。

第六十二条の十三中「保税上屋」を「保税蔵
置場」に改める。

第六十二条の十五の見出し中「保税上屋、保
税倉庫」を「保税蔵置場」に改め、同条中「保
税上屋の許可」を「保税蔵置場の許可」に、
「第四十四条から第四十七条まで（保税上屋の）
を「第四十三条の二第二項（保税蔵置場に外国
貨物を置くことができる期間の延長」、第四十
三条の三第二項及び第三項（保税蔵置場に外国
貨物を置くことの承認及びその申請、第四十二
条第二項及び第三項（保税倉庫に外国貨物を置
くことの承認及びその申請、第五十三條（外
国貨物を置くことの承認の際の検査）」を削り、
「前項ただし書」との下に、「第四十三條の二
第二項中「前項」とあるのは「第六十二條の
九（総合保税地域に外国貨物を置くことができ
る期間）」と、第四十三條の十（総合保税地域に
外国貨物を置くこと等の承認）」と、「同項」と
あるのは「同条」と、同条第三項中「第一項」
とあるのは「第六十二條の十（総合保税地域に
外国貨物を置くこと等の承認）」と、第四十三
條の四（前条第一項）とあるのは「第六十二
條の十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等
の承認）」と、「同項」とあるのは「同条」と
を加え、「第五十一條第二項中「前項」とあ
るのは「第六十二條の九（総合保税地域に外国
貨物を置くことができる期間）」と、第五十二
條第二項中「前項」とあるのは「第六十二條の
十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承
認）」と、「同項」とあるのは「同条」と、同条

第三項中「第一項」とあるのは「第六十二條の
十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承
認）」と、第五十三條中「前条第一項」とある
のは「第六十二條の十（総合保税地域に外国貨
物を置くこと等の承認）」と、「同項」とあるの
は「同条」とを削り、「第五十二條第一項（保
税倉庫）」を「第四十三條の三第一項（保税蔵置
場）」に改める。

第四章第七節を同章第六節とする。
第六十五條の見出し中「因る」を「よる」に
改め、同条第二項中「保税上屋」を「保税蔵置
場」に、「前項ただし書」を「前項ただし書」に改
める。

第七十三條の見出し中「引取」を「引取り」
に改め、同条第三項中「取扱」を「取扱ひ」に、
「保税上屋」及び第五十五條（保税倉庫）を「保
税蔵置場」に、「除く外」を「除くほか」に改
める。

第七十九條第一項第一号中「又は保税上屋」
を削り、同項第二号中「保税倉庫」を「保税蔵
置場」に、「第五十一條」を「第四十三條の二」
に改め、同項第三号の二の次に次の一号を加え
る。

三の三 保税蔵置場、保税工場又は総合保税
地域にある外国貨物で、第四十三條の三第
一項（保税蔵置場に外国貨物を置くこと
の承認（第六十二條（保税工場）において
準用する場合を含む。）又は第六十二條の
十（総合保税地域に外国貨物を置くこと等
の承認）の規定による承認を受けることな
く、これらの規定に規定する期間を経過し
たもの

第七十九條第一項第四号中「取消」を「取消
し」に、「保税上屋」を「保税蔵置場」に
改め、「第五十五條（保税倉庫）」を削り、「保
税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。
第百零三條第三号中「保税上屋、第五十條（保
税倉庫）」を「保税蔵置場」に、「保税上屋、保
税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

第百一条第一項中「保税上屋、第五十條（保
税倉庫）」を「保税蔵置場」に改め、同条第二項
中「保税上屋、第五十條（保税倉庫）」を「保
税蔵置場」に、「保税上屋」を「保税蔵置場の」
に改め、「第五十五條（保税倉庫）」を削る。
第百零五條第三号中「第五十三條」を「第四十
三條の四」に、「承認」を「承認等」に改める。

第百零五條第二号中「第五十二條第一項（保
税倉庫に外国貨物を置くこと等の承認（第六十
二條（保税工場）において準用する場合を含む。）
若しくは第六十二條の十（総合保税地域に外国
貨物を置くこと等の承認）の規定に違反した者」
を「の規定に違反した者、第六十二條（保税工
場）において準用する第四十三條の三第一項（保
税蔵置場に外国貨物を置くこと等の承認）若しく
は第六十二條の十（総合保税地域に外国貨物を
置くこと等の承認）の規定による承認を受けな
い外国貨物を保税作業に使用し、若しくは第
六十二條の八第一項第二号若しくは第三号（綜
合保税地域の許可）に掲げる行為をした者」に
改め、同条第三号中「第四十九條（保税上屋）」
及び第五十五條（保税倉庫）を「及び第四十九
條（保税蔵置場）」に改め、同条第四号中「保税
上屋等」を「保税蔵置場等」に、「第五十四條（保
税倉庫）」を「第六十一條の三（保税工場）」に改
め、「第六十二條（保税工場）及び」を削る。
（関税暫定措置法の一部改正）

第三条 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三
十六号）の一部を次のように改正する。
第二条中「平成六年三月三十一日」を「平成
七年三月三十一日」に改める。
第六条第一項中「平成六年三月三十一日」を
「平成七年三月三十一日」に改め、同条第三項
中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」
に改め、同条第四項中「平成六年三月三十一日」

を「平成七年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「平成六年三月三十一日」を
「平成七年三月三十一日」に改める。

第七条の二第一項第二号中「ポリオキシアル
キレンサッカロースの製造」の下に、「デキス
トランの製造」を加える。

第七条の三第一項中「平成三年度から平成五
年度までの各年度」を「平成六年度」に、「当
該年度の末日」を「同年度の末日」に改め、同
項第一号中「当該年度」を「平成六年度」に、
「次に掲げる数量のうちいずれか多い数量に百
分の百二十を乗じて得た数量として大蔵大臣が
告示する数量（以下この号及び」を「六十八万
八百三十二トン」に改め、同号イ及びロを削
り、同項第二号を次のように改める。
二 平成六年度における牛肉等の輸入数量が
牛肉等の輸入基準数量を超えた場合
第七条の三第二項中「当該年度又は前年度に
おける」を削る。

第八条第一項中「当該輸出された貨物」を「当
該製品の関税の額に、当該輸出された貨物」に、
「関税の額の範囲内」を「課税価格（数量を課
税標準として関税を課する貨物にあつては、関
税標準法第四条から第四条の八までの規定に準
じて算出した価格。以下同じ。）の当該製品の
課税価格に対する割合を乗じて算出した額の範
囲内」に改め、同項第一号中「第六十二類」を
「第五十七類、第六十一・一五項、第六十二類及
び第六十三類」に改める。

第八条の四第一項中「第五十二條第一項（保
税倉庫）」を「第四十三條の三第一項（保税蔵置
場）」に、「倉入れ申請等」を「蔵入れ申請等」
に改める。
別表第一（A）第一七・〇一項を次のように
改める。

一七・〇一 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖（固体のもの
に限る。）
粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。）

一七〇一・一一	甘しや糖	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもののうち分みつ糖	一キログラムにつき二〇円
	二 その他のもの		一キログラムにつき三〇円
一七〇一・一二	てん菜糖	一 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの	一キログラムにつき二〇円
	二 その他のもの		一キログラムにつき三〇円
一七〇一・九九	その他のもの		一キログラムにつき三〇円
	二 その他のもの		一キログラムにつき三〇円
別表第一(A) 第二七二〇・〇〇号中「三二円」を「二五円」に改める。			
別表第一(A) 第四〇〇九・三〇号、第四〇〇九・四〇号及び第四〇〇九・五〇号を次のように改める。			
四〇〇九・三〇	紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	(1) 自動車に使用する種類のもの	無税
四〇〇九・四〇	他の材料により補強し又は他の材料と組み合わせたもの(継手なしのものに限る。)	(2) その他のもの	四・六%
		(1) 自動車に使用する種類のもの	無税
四〇〇九・五〇		(2) その他のもの	四・六%
		(1) 自動車に使用する種類のもの	無税
別表第一(A) 第四〇一〇・九九号中「二・四%」を「無税」に改める。			
別表第一(A) 第四一〇四号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「一三七、〇〇〇平方メートル」を「一五九、〇〇〇平方メートル」に、「八四八、〇〇〇平方メートル」を「一、〇一八、〇〇〇平方メートル」に改める。			
別表第一(A) 第四一〇五・二〇号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「七〇四、〇〇〇平方メートル」を「八〇九、〇〇〇平方メートル」に改める。			
別表第一(A) 第四一〇六・二〇号中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。			
別表第一(A) 第五九・一一項の次に次の一項を加える。			
六〇・〇一	パイル編物(ロングパイル編物及びテリ編物を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)	その他のもの	無税
六〇〇一・九二	人造繊維製のもののうち	ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)	無税
別表第一(A) 第六四・〇三項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に、「六、九五五、〇〇〇足」を「八、三四六、〇〇〇足」に改める。			
別表第一(A) 第六四・〇四項及び第六四・〇五項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。			
六〇〇一・九二	人造繊維製のもののうち	ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)	九・六%
別表第三第六〇一・九二号を次のように改める。			
六〇〇一・九二	人造繊維製のもののうち	ポリエステル製のたてメリヤス編みのものうちパイルを切つたもので、政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)	九・六%
附則			
(施行期日)			
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。			
(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)			
第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。			
第四条第二項中「保税倉庫」を「保税蔵置場」			
に、「第五十条」を「第四十二条」に改める。			
第十五条の二中「が輸出の許可の際の性質及び形状により輸入されるものとした場合の消費税の額」を「に係る消費税の額に、当該課税物品を関税定率法第十一条(加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)の輸入貨物とみなして計算される同条に規定する割合を乗じて算出した額」に改める。			
(関税定率法の一部改正に伴う経過措置)			
第三条 第一条の規定による改正後の関税定率法			

第十一条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された貨物に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の関税法（以下この条において「旧関税法」という。）第四十二条第一項又は第五十条の規定により許可を受けている保税上屋又は保税倉庫は、施行日において第二条の規定による改正後の関税法（以下この条において「新関税法」という。）第四十二条第一項の規定により許可を受けた保税蔵置場とみなす。

2 前項の規定により新関税法第四十二条第一項の許可を受けたとみなされる保税蔵置場（以下この条において「継続保税蔵置場」という。）に係る同条第二項に規定する許可の期間は、旧関税法第四十二条第二項（旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による許可の期間の満了の日までとする。

3 施行日前に旧関税法第四十二条第一項若しくは第二項又は第五十条に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため税関長に対しされた申請は、施行日において新関税法第四十二条第一項又は第二項に規定する許可又は許可の期間の更新を受けるため当該税関長に対しされた申請とみなす。

4 旧関税法第四十七条第三項（旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定により施行日以後の日を終期とする期間を指定して保税上屋又は保税倉庫とみなされた場所については、施行日において当該場所を新関税法第四十七条第三項の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して保税蔵置場とみなされたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日前に旧関税法第四十八条第一項（旧関

税法第五十五条において準用する場合を含む。次項及び第七項において同じ。）の規定により保税上屋又は保税倉庫の許可を取り消された者は、当該取消しのあった日に新関税法第四十八条第一項の規定により保税蔵置場の許可を取り消された者とみなして、新関税法第四十三条及び第六十二条の八第二項の規定を適用する。

6 施行日前に旧関税法第四十八条第一項各号（旧関税法第五十五条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った保税上屋又は保税倉庫の許可を受けた者に対し、施行日前に税関長が旧関税法第四十八条第一項の規定による処分を行っていない場合においては、当該保税上屋又は保税倉庫に係る継続保税蔵置場が新関税法第四十八条第一項各号のいずれかに該当したものとみなして、同条の規定を適用する。

7 旧関税法第四十八条第一項の規定により施行日以後の日を終期とする期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止せられた保税上屋又は保税倉庫に係る継続保税蔵置場は、施行日において新関税法第四十八条第一項の規定により当該期間の満了の日までの期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を入れることを停止せられたものとみなす。

8 この法律の施行の際現に継続保税蔵置場に置かれていた外国貨物（当該継続保税蔵置場に係る保税上屋又は保税倉庫に入れた日から一月を経過していないものに限る。）については、当該外国貨物を当該保税上屋又は保税倉庫に入れた日に当該外国貨物を当該継続保税蔵置場に入れたものとみなして、新関税法第四十三条の三第一項及び第七十九条第一項の規定を適用する。

9 施行日前に旧関税法第五十二条第一項の規定による承認を受けた外国貨物は、当該承認の日

10 施行日前に旧関税法第七十九条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号に該当するに至った外国貨物（保税上屋又は保税倉庫に係る外国貨物に限る。）の収容については、なお従前の例による。

11 施行日前に旧関税法又はこれに基づく命令の保税地域に関する規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新関税法又はこれに基づく命令の保税地域に関する規定に相当の規定があるものは、この条に別段の定めがあるものを除き、新関税法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の関税暫定措置法第八條第一項の規定は、施行日以後に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、施行日前に輸出された貨物を原料又は材料とした製品に係る関税の軽減については、なお従前の例による。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第二条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十五条の二の規定は、施行日以後に加工又は修繕のため輸出された同条に規定する課税物品に係る消費税の軽減について適用し、施行日前に加工又は修繕のため輸出された同条に規定する課税物品に係る消費税の軽減については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（通関業法の一部改正）

第九条 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イの（1）の（ロ）中「保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）
第十条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第五十条」を削り、「保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十一条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第四十四条第七号中「保税上屋、保税倉庫」を「保税蔵置場」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、消費税の税率引上げ反対等に関する請願（第四二二号）
一、逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（第四三〇号）（第四三九号）（第四五二号）（第四七五号）

第四二二号 平成六年三月十一日受理
消費税の税率引上げ反対等に関する請願
請願者 千葉県松戸市常盤平二ノ二ノ一ノ二〇一 刈米美千子外百九十九名
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第四三〇号 平成六年三月十四日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願（三通）
請願者 福島県相馬市黒木字中樋一九 西内都外二名
紹介議員 紀平 倭子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四三九号 平成六年三月十五日受理

逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三三通)
請願者 福島県相馬市黒木字迎畑五〇ノ二
岡崎昭子外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四五二号 平成六年三月十六日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三三通)
請願者 福島県相馬市中村字北町三 荒豊
外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

第四七五号 平成六年三月十七日受理
逆進性が強い消費新税の導入反対等に関する請願
(三三通)
請願者 福島県相馬市小泉字屋敷前三三二
ノ二六 梅田淑子外二名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第一四八号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、平成六年分所得税の特別減税の実施等のた
めの公債の発行の特例に関する法律案

一、酒税法の一部を改正する法律案

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案
一、平成六年分所得税の特別減税のための臨時
措置法案

平成六年分所得税の特別減税の実施等のた
めの公債の発行の特例に関する法律案

平成六年分所得税の特別減税の実施等のた
めの公債の発行の特例に関する法律案

(特例公債の発行)

第一条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三
十四号)第四条第一項ただし書の規定により発

行する公債のほか、平成六年度一般会計予算
において見込まれる次に掲げる租税収入の減少
を補うため、予算をもって国会の議決を経た金
額の範囲内で、公債を発行することができる。

一 平成六年分所得税の特別減税のための臨時
措置法(平成六年法律第 号)に定める

特別減税の実施による所得税の収入の減少

二 法人特別税法(平成四年法律第十五号)第
二条第四号に規定する指定期間の終了による

法人特別税の収入の減少

三 相続税法の一部を改正する法律(平成六年
法律第 号)及び租税特別措置法の一部

を改正する法律(平成六年法律第 号)
の施行による相続税の収入の減少

四 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十
六号)第八十六条の四第一項に規定する普通

乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特
例の適用期間の終了による消費税の収入の減
少

(償還計画の国会への提出)

第二条 政府は、前条の議決を経ようとするとき
は、同条の公債の償還の計画を国会に提出しな
ければならない。

附則
この法律は、平成六年四月一日から施行する。

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次
のように改正する。

第七條第二項中「左に」を「次に」に改め、同
項第六号中「二千キロリットル」を「六十キロリッ
トル」に改める。

第二十二條第一項第一号中「十三万三千七百円」
を「十四万五千円」に、「八千九百二十円」を「九
千三百七十円」に、「七万二千二百六十円」を「七
万四千九百十円」に改め、同項第二号中「六万五
千七百円」を「七万九千三百円」に、「四千三百
八十円」を「五千二百九十円」に、「三万五千四

十円」を「四万二千二百七十円」に改め、同項第
三号イ中「十一万九千八百円」を「十五万五千七
百円」に、「七千三百四十円」を「九千五百四十円」
に、「十五万六千五百円」を「二十万三千四百円」
に、「二万八千四百三十円」を「二万六千二百三
十円」に、「八万三千三百円」を「十万八千円」に
改め、同号ロ中「七万八千円」を「十万二千円」
に、「四千五百六十円」を「六千五百八十円」に、
「九万三千六百円」を「十三万五千円」に、「一
万六千九百三十円」を「一万四千九百十円」に、
「四万八千円」を「六万九千二百円」に改め、同
項第五号中「二十万八千四百円」を「二十二万二
千円」に改め、同項第六号中「四万六千三百円」
を「五万六千五百円」に、「八万五千円」を「九
万八千六百円」に、「七千九百十円」を「八千二百
二十円」に改め、同項第八号中「三十三万四千
百円」を「三十六万七千三百円」に、「八千九百六
十円」を「九千九百三十円」に改め、同項第九号
中「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「七
千九百十円」を「八千二百二十円」に改め、同項第
十号イ中「二十万八千四百円」を「二十二万二千
円」に、「十四万三千四百円」を「十五万二千七
百円」に、「七万八千三百円」を「八万三千三百円」
に改め、同号ロ中「二十七万六千四百円」を「三
十二万五千円」に改め、同号ハ(2)中「八万五千円」
を「九万八千六百円」に、「七千九百十円」を「八
千二百二十円」に改め、同条第二項を削り、同条
第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項の表
基準税率の欄中「十一万九千八百円」を「十五万
五千七百円」に、「七万八千円」を「十万二千円」
に、「四万六千三百円」を「五万六千五百円」に、
「八万五千円」を「九万八千六百円」に、「三十三
万四千四百円」を「三十六万七千三百円」に改め、
同項を同条第二項とし、同条第四項中「十の二
五」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項
を同条第四項とする。

第三十條第二項中「酒類販売業者から返品され
た酒類を移入した場合その他政令で定める場合に
限るものとし、」を削り、「もどし入れ」を「戻入

れ」に改め、同条第七項中「もどし入れた」を「戻
し入れた」に改め、「(酒類販売業者から返品され
た酒類を移入したときその他政令で定める場合に
限る。)」を削る。

第四十七條第一項中「及び製造設備」を「製
造及び貯蔵設備」に改める。

第四十九條の見出し中「又は検定」を削り、同
条第三項を削る。

第五十九條第一項第四号中「による検査を受けず、
又は同条第三項の規定による検査を受けないで容
器を使用した」を「違反した」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行
する。ただし、第二十二條の改正規定並びに附
則第四條から第六條まで及び第八條の規定は、
同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除
き、平成六年五月一日(以下「指定日」という。)
前に課した、又は課すべきであった酒税につい
ては、なお従前の例による。

(みなし戻入に係る経過措置)

第三条 改正後の酒税法第三十條第二項及び第七
項(同条第八項において準用する場合を含む。)
の規定は、平成六年四月一日以後にこれらの規
定に規定する移入がされた酒税について適用す
る。

(未納税移出等に係る経過措置)

第四条 指定日前に酒類の製造場から移出された
酒類(改正後の酒税法第二十二條又は附則第八
條の規定による改正後の租税特別措置法(昭和
三十二年法律第二十六号)第八十七條の二に規
定する税率(以下「新法の税率」という。))に
より算出した場合の酒税額が改正前の酒税法第
二十二條又は附則第八條の規定による改正前の
租税特別措置法第八十七條の二に規定する税率
(以下「旧法の税率」という。))により算出した
場合の酒税額を超えることとなるものに限る。

以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）
第五條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類（新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

免除の規定		追徴の規定	
酒税法第二十八條の三第一項	同法第二十八條の三第六項	同法第二十八條の三第六項	同法第二十八條の三第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一條第一項	同法第十一條第三項	同法第十一條第三項	同法第十一條第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項	同法第十二條第四項	同法第十二條第四項	同法第十二條第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項	同法第十三條第五項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項	同法第十三條第五項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項	同法第十三條第五項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五條第二項、第十六條第二項又は第十七條第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

（手持品課税）
第六條 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることと

なるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所ですべて所持する場合には、その合計数量）が二千六百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒税額を

指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。
2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなる酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成六年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、改正後の酒税法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、

同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。
一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）
二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒税額をその移入した製造場から更に移出した場合
（罰則に係る経過措置）

第七條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）
第八條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第一項の表基準税率の欄中「十一万九千八百円」を「十五万五千七百円」に、「七万八千八百円」を「十万二千四百円」に、「三十三万四千四百円」を「三十六万七千三百円」に、「八万五千円」を「九万八千六百円」に改める。（清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正）

第九條 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六條の三第二項中「を補助する」を「を、補助し、又は政令で定めるところにより無利子

で貸し付ける」に改める。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の三」を「第九条の五」に、「第二十條の五」を「第二十條の六」に、「第四十一條の五」を「第四十一條の三」に、「第四十一條の六」を「第四十一條の四」に、「第五節 交際費等の課税の特例(第六十二條)」を「第五節 三 交際費等の課税の特例(第六十一條の四) 使途税関金の支出がある場合の課税の特例(第六十二條)」に、「第六十六條・第六十六條の二」を「第六十六條・第六十六條の二」に、「第七十條の九」を「第七十條の十」に、「第七十一條の八」を「第七十一條の十二」に、「第八十四條の二」を「第八十四條の三」に改める。

第七十條中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第二章第一節中第九條の三の次に次の二條を加える。

(有限会社の最低資本金を満たすまでの資本増加に係る出資の払込みに充てる利益の配当の非課税)

第九條の四 商法等の一部を改正する法律(平成二年法律第六十四号)附則第十八條第一項の規定の適用を受ける有限会社の社員が、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に、当該有限会社から支払を受けるべき利益の配当(出資の口数に応じてされるものに限る)の全部又は一部を当該有限会社の資本の増加(当該資本の増加が出資口数の増加の方法により行われる場合にあっては、当該増加する資本につき出資の引受けをする権利がすべての社員に對しその持分に應じて与えられるものに限る)に係る出資の払込みに充てた場合(利益の配当の全部又は一部を出資の払込みに充てる

ことにつき、すべての社員の同意があることその他の政令で定める要件を満たす場合に限る)には、当該出資の払込みに充てた利益の配当の金額(当該資本の増加により当該資本の総額が三百万円に達するまでの部分に相当する金額として政令で定める金額に限る)については、所得税を課さない。この場合において、当該出資の払込みに充てた利益の配当の金額に係る配当所得については、所得税法第九十二條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける場合における出資の取得価額の計算の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に對する源泉徴収の不適用等)

第九條の五 株式会社が利益をもつてする株式の消却を行つた場合において、その消却した株式に對する資本の金額(当該金額がその消却に充てた利益の金額を超える場合には、当該利益の金額)のうち所得税法第二十五條第二項(同項第一号に係る部分に限る)の規定により、利益の配当の額とみなされ、かつ、当該消却の時において当該株式会社がその株主に對し交付がされたものとみなされる金額については、同法第六十四條第二項、第六十九條、第七十條、第七十四條、第七十五條、第七十八條、第七十九條、第八十一條及び第二百十二條の規定並びに第八條の四第一項並びに第八條の五第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第十條第六項第三号中「であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた」を「として政令で定める」に改める。

第十條の二第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第一号イ若しくはハ」を「第一号イ、ハ若しくはニ」に改め、同項第一号イ中「製造方法又は加工方法の改良をした」を「製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した」に改める。

第十條の三第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同條第十四項第二号中「租税特別措置法第十條の三第十一項」を「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第十條の三第十一項」に改める。

第十條の四第一項中「第一号に掲げる個人については、平成六年六月三十日」を削り、同項に次の一號を加える。

六 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に關する臨時措置法(平成五年法律第九十三号)第四條第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて同法第三條第一項に規定する新分野進出等を行う同法第二條第三項に規定する特定中小企業者のうち同法第十條第一項に規定する特別中小企業者に該當するもの(第一号から第四号までに掲げる個人に該當する者を除く)当該承認新分野進出等計画に定める機械及び装置

第十條の四第十五項中「平成六年六月三十日」を「平成六年十二月三十一日」に改める。

第十一條第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十一條の五を削り、第十一條の六第二項中「第十一條の六第一項本文」を「第十一條の五とする」。

第十二條第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第十二條の二第一項中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同條第二項第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第十三條の二第一項第二号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法(平成六年六月三十日)」を「平成七年三月三十一日」に、「及び生産又は経営の規模又は方式」を「に關する事業及び同項に規定する生産の規模若しくは方式の適正化、販売若しくは在庫の管理の合理化又は経営の規模」に改め、同條第二項中「平成六年」を「平成十一年」に改める。

第十三條の三第一項中「第一号に掲げる場合」を「第一号及び第二号に掲げる場合(第一号に掲げる場合にあっては、同号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に限る)」に改め、「年を除く」の下に「ものとし、第一号に掲げる場合(同号ニに掲げる要件を満たす場合に限る)については、第二十五條第一項又は第二項の規定の適用を受ける年を除く」を加え、「第一号イに掲げる者が同号イに定める要件に該當する」を「第二号に掲げる」に改め、同項第一号中「当該個人が」を「当該個人(現に農業を営む者に限る)が」に改め、「農業経営改善計画(以下この号の下に「及び次号」を「の認定」という)の下にこの号及び次号において「認定」という)を加え、「次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれイ又はロに定める要件」を「次に掲げる要件のいずれか」に、「これらの減価償却資産のうち当該」を「当該減価償却資産のうち新たな」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 当該農業経営改善計画に従つて取得等(所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ)の取得(相続若しくは遺贈によるもの又は当該個人と政令で定める特殊の關係がある者からの贈与によるものを除く。以下この号において同じ)又は使用収益権の設定(当該個人と政令で定める特殊の關係がある者の所有する農業経営基盤強化促進法第四條第一項第一号に規定する農用地(以下この号及び次号において「農用地」という)に係るものその他の政令で定めるものを除く)を受ける行為をいう。以下この号及び次号において同じ)をした農用地の面積の合

計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

ロ 当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該個人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したもの、面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

ハ 施設園芸（農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽培すること）をいう。以下この号において同じ。の用に供される施設（大蔵省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

ニ 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えて増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産物の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

第十三条の三第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該個人（新たに農業を開始しようとする者に限る。）が、平成四年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に、農業経営改善計画に係る認定を受けた者で、当該農業経営

改善計画に従つて取得等をした農用地において農業を開始したことに付いて大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに該当し、かつ、その年において当該農業経営改善計画に係る農業を主として営む場合として政令で定める場合。前号に定める減価償却資産

第十四条第一項中「平成六年三月三十一日までの間に、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内において、新築された貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「貸家住宅」という。）を取得し、又は貸家住宅を「平成八年三月三十一日までの間に、新築された貸家住宅のうち次の各号に掲げるもの（以下この項において「特定貸家住宅」という。）を取得し、又は特定貸家住宅に」、「当該貸家住宅を」、「当該特定貸家住宅に」、「の百分の百二十（当該貸家住宅についてその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるときは、百分の百三十四）に相当する」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの。百分の百五十（当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（以下この項において「耐用年数」という。）が四十五年以上であるものについては、百分の百七十）

二 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域（以下この号において「特定地域」という。）内に建築される貸家住宅のうちその者の営む事業に係る使用人の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定め

るもの（以下この号において「一般貸家住宅」という。） 次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅（首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第二条第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る。） 百分の百五十（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百七十）

ロ イに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家住宅 百分の百十五（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の百三十）

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項（前項において読み替えて適用する場合を含む。）第六項及び第七項において同じ。」を「前項」に改め、「百分の百十七」の下に「（当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の百二十一）を加え、」として同項を「として同条第一項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第 号）第七條に規定する認定建築物（政令で定めるものに限る。）

条第七項を同条第六項とする。

第十五条第一項中「次の各号に掲げるもの」を削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、「構築物」の下に「のうちの政令で定めるもの」を加え、「建設の」を「その建設の」に、「百分の百十八」を「百分の百十六」に改め、同項各号を削る。

第十七条中「限る。」を「限る。以下この条において「特定減価償却資産」という。）で、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしたもの」に、「百分の八十二を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない」を「百分の八十四（平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の八十七とし、同年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の九十一とする）」を下らない」に改める。

第十八条第一項中「（第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日）」を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三条第二項に規定する新分野進出等計画（同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同法第三条第二項において準用する同法第三条第三

3 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立

適用する場合について準用する。

第五項に、第五号を第七号に改め、同

イ、当該一団の宅地の面積が千平方メートル

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル
(都市計画法第七条第一項の市街化調整区

域と定められた区域その他の政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、政令で定める面積）以上のものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が、都市計画法第二十九条若しくは同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）又は土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項若しくは第十四条第一項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が開発許可を受けて行われるものである場合には、当該宅地の造成と併せて公共施設の整備が適切に行われるものとして大蔵省令で定める要件を満たすものであること。

第三十一条の二第二項第四号の次に次の一号を加える。

五 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第七号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十一条の二第三項中「前項第六号から第十号まで」を「前項第七号から第十二号まで」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条第八項中「第六項」を「第七項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十一条の二第六項」を「第三十一条の二第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第六号から第十号まで」を「第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項

中「前項」を「第三項」に、「第二項第六号から第八号まで」を「第二項第七号から第十号まで」に、「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十一号若しくは第十二号」に、「第二項第六号から第十号まで」を「第二項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

四 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、個人が、第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）第三条第一項の承認を受けた同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二条第一項に規定する移転促進区域内にある同法第三条第二項第六号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取り適用的場合（第三十三條第一項第一号の規定に適用がある場合を除く。）

第三十四条の二第二項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第二条第二項に規定する特定施設の整備の事業（当該事業が同法第四条第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の他

の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第三十四条の二第二項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業（次のイ及びロ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項若しくは第二十七条の四第一項の勧告を受けずに買い取られる場合（当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。）

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること（当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合（政令で定める場合に限る。）には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面

積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうち優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

ニ 当該造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第三項中「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 個人の有する土地等につき、一の前項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業又は

一団の住宅建設に関する事業の用に供するため、同号の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初に同号の買取りが行われた年において行われたものの以外の買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

第三十六条の六第一項、第三項及び第四項中「一億円」を「二億円」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「次の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、

十八 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該個人により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）がされたものの

第三十七条第三項中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「（第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで）」を加え、「第一項の表」を「同表」に改め、「下欄に掲げる資産」の下に「（同表の第十八号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日以後に取得をしたものに限り）」を加え、同条第四項中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「（第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで）」を加え、「第一項の表」を「同表」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「あるもの」の下に「（平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。）」を加える。

第三十七条の四中「平成八年十二月三十一日まで」の下に「（第三十七条第一項の表の第十八号

「次の表」を「同表」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、「あるもの」の下に「（平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。）」を加え、同項の表の第十六号の下欄中「当該」を「当該所有権移転等促進計画に係る同法第二十条第一項に規定する特定農山村地域内にある土地等、当該」に、「する土地等」を「されるもの」に改め、同表の第十七号の上欄中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同表中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械及び装置

の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、「第三十七条第一項の表」を「同表」に改める。

第三十七条の五第二項の表の第三十七条第四項の項中「の間に第一項の表」を「（第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで）の間に同表」に改める。

第三十九条第一項中「二年」を「三年」に改める。

第四十一条第一項及び第四十一条の二第二項中「三千万円」を「三千万円」に改める。

第四十一条の四及び第四十一条の五を削り、第二章第六節中第四十一条の六を第四十一条の四とし、第四十一条の七を第四十一条の五とする。

第四十一条の八第一項中「平成六年十二月三十一日」を「平成八年十二月三十一日」に改め、同条を第四十一条の六とする。

第四十一条の九を第四十一条の七とし、同条の次に次の二条を加える。

（オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品の非課税）
第四十一条の八 オリンピック競技大会において特に優秀な成績を収めた者を表彰するものとして財団法人日本オリンピック委員会から交付される金品で大蔵大臣が指定するものについては、所得税を課さない。

第四十一条の九 削除

第四十二条の四第七項第三号中「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同項第五号中「であることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた」として政令で定める」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に、「第一号イ若しくはハ」を「第一号イ、ハ若しくはニ」に改め、同項第一号イ中「製造方法又は加工方法の改良をした」を「製造若しくは加工又は役務の提供の方法を改良した」に改め、同条第二項中「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改める。

第四十二条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同条第二項中「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改める。

第四十二条の七第一項中「（第一号に掲げる法人については、平成六年六月三十日）」を削り、「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四十二条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて同法第三条第一項に規定す

る新分野進出等を行う同法第二条第三項に規定する特定中小企業者（同項に規定する組合等を除く。）のうち同法第十条第一項に規定する特別中小企業者に該当するもの（第一号から第四号までに掲げる法人に該当する者を除く。）当該承認新分野進出等計画に定める機械及び装置

第四十二条の七第二項中「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同条第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成六年十二月三十一日」に、「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同条第十四項中「次条第二項」の下に「第六十二号」を加え、「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改め、同条第十八項中「第五十二号の三」の下に「第六十二号」を加え、同項の表の上欄中「第六十二号の三第一項及び第七項」を「第六十二号第一項、第六十二号の三第一項及び第八項」に改める。

第四十二条の八第一項中「第四十九号若しくは第五十一号」を「若しくは第四十九号」に改める。

第四十三条第一項中「第五号」を「第四号」に改め、同項の表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十三条の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「百分の十三」を「百分の十二」に改める。

第四十三条の三の見出し中「文化学術研究施設等」を「文化学術研究施設」に改め、同条第一項中「同法第二条第二項に規定する文化学術研究地区において整備される次の表の各号の上欄に掲げる施設に含まれる当該各号の中欄に掲げる減価償却資産」を「同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定める要件を満たす研究

所用の施設に含まれる研究所用の建物及びその附属設備並びに機械及び装置（政令で定める規模のものに限る。）に、「又は建設」を「若しくは建設」

に、「取得し、又は製作し若しくは」を「(以下この項において「研究施設」という。)を取得し、又は研究施設を製作し、若しくは」に、「当該減価償却資産」を「当該研究施設」に、「当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「百分の二十八(建物及びその附属設備については、百分の十三)に相当する」に改め、同項の表を削る。

第四十三条の四第一項中「百分の十」の下に「(当該特定中核的民間施設が第三号に定める中核的施設である場合には、百分の十二)を加え、同項に次の一号を加える。

三 大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)第七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の承認に係る同条第一項に規定する整備計画において定められた同法第二条第三項に規定する開発地区の区域、当該整備計画において定められた同条第四項に規定する中核的施設

第四十四条の二第一項中「十年以内の一」を「十二年以内の一」に改め、同項に次の一号を加える。

五 適用期間の開始の日から十二年以内を取得等をした高度技術工業用設備(前各号に掲げる高度技術工業用設備に該当するものを除く。)百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)

第四十四条の三第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「五年以内の一」を「七年以内の一」に改め、同項に次の一号を加える。

三 適用期間の開始の日から七年以内に取得等をした特定事業用資産(前二号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。)百分の二十(建物及びその附属設備については、百分の十)

第四十四条の四第一項中「(同表の第二号の上欄に掲げる法人については、平成六年六月三十日)」を削る。

第四十四条の六第一項中「第一欄」を「上欄」

に、「第二欄」を「中欄」に、「第三欄」を「下欄」に、「又は建設」を「若しくは建設」に、「の取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をして」を「取得し、又は

特定電気通信設備を製作し、若しくは建設して」に、「当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「百分の二十に相当する」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人	期 間	資 産
一 電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者に該当する法人	平成三年四月一日から平成八年三月三十一日まで	電気信号の効率的な伝送又は電気通信の高度な制御を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるもの
二 電波の共同利用を可能とするための高度の機能を有する無線設備その他の設備で電波の効率的な利用に著しく資するものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	当該設備でその取得価額が政令で定める金額以上のもの
三 電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者に該当する法人	平成五年四月一日から平成七年三月三十一日まで	電気通信役務の安定的な提供に著しく資する設備で政令で定めるもの

第四十四条の七を削り、第四十四条の八を第四十四条の七とする。

第四十四条の九第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第四十四条の八とする。

第四十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十五条の二第一項中「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同条第二項の表の第一号中「百分の十五」を「百分の十四」に、「百分の十六」を「百分の十五」に改める。

第四十六条第一項中「第四十六条の三」を「若しくは第四十六条の三」に改め、「若しくは第五

十一」を削り、同項第二号中「繊維工業構造改善臨時措置法第七条第一項」を「繊維産業構造改善臨時措置法第七条第一項」に、「平成六年六月三十日」を「平成七年三月三十一日」に、「及び生産又は経営の規模又は方式」を「に関する事業及び同項に規定する生産の規模若しくは方式の適正化、販売若しくは在庫の管理の合理化又は経営の規模」に改め、同条第二項中「平成六年六月三十日」を「平成十一年六月三十日」に改める。

第四十六条の二第一項中「次条」を「若しくは次条」に改め、「若しくは第五十一条」を削る。

第四十六条の四第一項中「各事業年度」の下に「(第一号に掲げる場合(同号二掲げる要件を満たす場合に限る。))については、第六十七条の三第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。」を加え、同項第一号中「当該農業経営改善計画に従

つて所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。)をし、又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。)を受けた農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいる」を「次に掲げる要件のいずれかを満たす」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該農業経営改善計画に従つて取得等(所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利及び賃借権をいう。以下この号において同じ。)の取得(贈与、出資又は合併による取得を除く。以下この号において同じ。))又は使用収益権の設定(当該農業生産法人の組合員又は社員所有する農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地(以下この号において「農用地」という。)に係るものその他の政令で定めるものを除く。))を受ける行為をいう。以下この号において同じ。を「した農用地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該農用地において農業を営んでいること。

ロ 当該農業経営改善計画に従つて取得等をした農用地で果樹又は茶樹が栽培されているもの及び当該農業生産法人が所有権又は使用収益権を有する農用地で当該農業経営改善計画に従つて栽培する作物を果樹又は茶樹に転換したもの面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、これらの農用地において果樹又は茶樹の栽培に係る農業を営んでいること。

ハ 施設園芸(農作物の生育条件を一定の施設により調節し、及び管理して、これを栽

増することをいう。以下この号において同じ。の用に供される施設（大蔵省令で定めるものに限る。）で当該農業経営改善計画に従つて取得又は製作若しくは建設をしたものの敷地の用に供される土地の面積の合計が政令で定める面積を超えており、かつ、当該施設を用いて施設園芸に係る農業を営んでいること。

二 当該農業経営改善計画に従つて取得若しくは建設をした畜舎（政令で定める家畜に係るものに限る。）の床面積の合計が家畜の種類に応じて政令で定める面積を超えていること又は当該農業経営改善計画に従つて増加させた家畜（政令で定めるものに限る。）の数が政令で定める数を超えており、かつ、当該農業経営改善計画に従つて政令で定める畜産用の施設の取得、製作若しくは建設をしていること。

第四十七條第一項中「平成六年三月三十一日までの間に、都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内において、新築された貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「貸家住宅」という。）を取得し、又は貸家住宅を「平成八年三月三十一日までの間に、新築された貸家住宅のうち次の各号に掲げるもの（以下この項において「特定貸家住宅」という。）を取得し、又は特定貸家住宅に、「当該貸家住宅の」を「当該特定貸家住宅の」に、「の百分の二十（当該貸家住宅についてその新築の時に同法の規定により定められている耐用年数が四十五年以上であるときは、百分の三十四）に相当する」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六條に規定する特定優良賃貸住宅のうち特にその建設の促進を図る必要があるものと

して政令で定めるもの 百分の五十（当該特定優良賃貸住宅のうち新築の時ににおける法人税法の規定により定められている耐用年数が（以下この項において「耐用年数」という。）が四十五年以上であるものについては、百分の七十）

二 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域（以下この号において「特定地域」という。）内に建築される貸家住宅のうち当該法人の従業員の居住の用に供する家屋以外のものとして政令で定めるもの（以下この号において「一般貸家住宅」という。） 次に掲げる一般貸家住宅の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ 前号に掲げる特定優良賃貸住宅に類するものとして政令で定める一般貸家住宅（首都圏整備法第二條第三項に規定する既成市街地若しくは同法第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二條第三項に規定する既成都市区域若しくは同法第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二條第三項に規定する都市整備区域のうち特定地域内に建築されるものに限る。） 百分の五十（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の七十）

ロ イに掲げる一般貸家住宅以外の一般貸家住宅 百分の十五（当該一般貸家住宅のうち耐用年数が四十五年以上であるものについては、百分の三十）

第四十七條第二項を削り、同条第三項中「第一項（前項において読み替へて適用する場合を含む。第五項において同じ。）を「前項」に改め、「百分の十七」の下に（「当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の二十」）を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

六 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる

特定建築物の建築の促進に関する法律第七條に規定する認定建築物（政令で定めるものに限る。）

第四十七條第五項中「第三項」を「第二項」に、「貸家住宅」を「特定貸家住宅」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十八條第一項中「次の各号に掲げるもの」を削り、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「当該各号に定める」を「倉庫業法第二條第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の」に改め、「構築物」の下に「のうちの政令で定めるもの」を加え、「建設の」を「その建設の」に、「百分の十八」を「百分の十六」に改め、同項各号を削る。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 削除

第五十二條第一項中「（第三号及び第六号に掲げる法人に対するものについては、平成六年六月三十日）」を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第三條第二項に規定する新分野進出等計画（同項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第三項の承認又は同法第七條第二項に規定する事業開始計画（同項において準用する同法第三條第二項第六号イに規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同法第七條第二項において準用する同法第三條第三項の承認を受けた同法第二條第二項に規定する組合等 同法第十條第二項に規定する負担金

第五十二條の二及び第五十二條の三第一項中「（第四十三條）」を「又は第四十三條」に改め、「又は第五十一條」を削る。

第五十二條の四中「（限る。）」を「（限る。以下この条において「特定減価償却資産」という。）で、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしたもの」に、「百分の八十二を下らず、かつ、当該耐用年数に満たない」を「百分の八十四（平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の八十七とし、同年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に取得等をした特定減価償却資産については百分の九十一とする。）を下らない」に改める。

第五十五條第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同項の表の下欄中「百分の二十」を「百分の十八」に改め、同条第四項第三号ハ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同号ニ中「百分の八十」を「百分の八十二」に改める。

第五十五條の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第五十五條の七を第五十五條の八とし、第五十五條の六第一項及び第八項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五十五條の七とする。

第五十五條の五第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条を第五十五條の六とする。

第五十五條の四の見出しを「（下請中小企業振興等準備金等）」に改め、同条第一項中「（もの）」の下に「（同表を除き）」を加え、「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同項の表の第一号を削り、同表の第二号中「（第四号）」を「（第三号）」に改め、同表の第一号とし、同表中第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同条第三項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に、「掲げ

る金額」を「定める金額」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第四項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に改め、同条第六項中「中小企業構造改善等準備金」を「下請中小企業振興等準備金」に、「第五十五条の四第一項」を「第五十五条の五第一項」に改め、同条を第五十五条の五とする。

第五十五条の三の次に次の一条を加える。

(創業中小企業投資損失準備金)

第五十五条の四 青色申告書を提出する中小企業投資育成株式会社(以下この条において「投資育成会社」という。)が、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十一年法律第一号)第五十一条第一号から第三号までに規定する株式会社(以下この条において「特定会社」という。)の株式(合併により設立された特定会社の株式を除く。)の取得(同項第一号から第三号までに掲げる事業による取得で当該特定会社の設立の日以後五年を経過する日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。)をし、かつ、その取得をした株式(以下この項及び第七項において「特定株式」という。)を当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の価格の低落による損失に備えるため、当該特定株式の取得価額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合に、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額)以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により特定会社別に創業中小企業投資損失準備金として積み立てたときは、当該

積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第一号、第三号又は第五号の場合にあつては、これらの号に規定する創業中小企業投資損失準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の株式の全部又は一部を有しないこととなった場合、その有しないこととなった日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその有しないこととなった株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額(当該特定会社の株式の全部を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額)の金額

二 前号に規定する特定会社が解散(合併による解散を除く。)をした場合、当該解散の日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額

三 第一号に規定する特定会社の株式についてその帳簿価額を減額した場合、その減額をした日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額に相当する金額

四 当該投資育成会社が解散した場合、当該解散の日における創業中小企業投資損失準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

五 第六項において準用する第五十五条第三

項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該特定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

3 第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書を提出した場合、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における創業中小企業投資損失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該創業中小企業投資損失準備金の金額については、第六項において準用する第五十五条第三項、前項及び次項の規定は、適用しない。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社が合併により消滅した場合における創業中小企業投資損失準備金の金額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第十二項から第十四項までの規定は、第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社が合併した場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは「者又は中小企業投資育成株式会社でないとき」と、同条第十四項中「第六項」とあるのは「第五十五条の四第六項において準用する次条第三項」と読み替へるものとする。

6 第五十五条第三項及び第六項の規定は、第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社について準用する。この場合において、同条第三項中「次項」とあるのは、「第五十五条の四第二項」と読み替へるものとする。

7 第一項の創業中小企業投資損失準備金を積み立てている投資育成会社の当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の特定株式については、第五十五条第一項及び前条第一項の規定は、適用しない。

第五十六条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この項及び第三項を「同法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(同条第五項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「整備事業計画」という。に定められた同法第二条第二項に規定する特定都市鉄道工事(以下この条に、「同条第三項」を「同法第二条第三項」に改め、「充てるため」の下に、「当該整備事業計画ごと」を加え、同項第一号中「指定法人」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同項第二号中「特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の規定に係る同項の特定都市鉄道整備事業計画(第三項及び第四項において「特定都市鉄道整備事業計画」という。を「当該整備事業計画」に、「四分の一」を「二分の一」に改め、「繰り越された」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同条第二項中「における」及び「金額が」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同条第三項中「繰り越された」及び「における」の下に「当該整備事業計画に係る」を加え、同項第一号中「特定都市鉄道整備事業計画」を「当該整備事業計画」に改め、同項第二号中「特定都市鉄道工事」を「当該特定都市鉄道工事」に改め、同条第四項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「特定都市鉄道整備事業計画」を「整備事業計画」に改め、

「における」の下に「当該整備事業計画に係る」を加える。

第五十六條の二を次のように改める。

(ガス熱量変更準備金)

第五十六條の二 青色申告書を提出する法人でガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二條第一項に規定する一般ガス事業を営むものが、適用事業年度において、熱量の変更(現に供給するガスから高い熱量を発生させるガスでその成分が人体に危害を及ぼすおそれが少ないものへの変更として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ)に要する費用として政令で定める費用(以下この項及び第四項において「熱量変更費用」という)の支出に備えるため、熱量の変更の計画(以下この条において「熱量変更計画」という)ごとに、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む)によりガス熱量変更準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の見積額として政令で定める金額の二分の一に相当する金額(以下この項及び第三項において「累積限度額」という)に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

二 当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額(その日までに第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ)を控除した金額

2 前項に規定する適用事業年度とは、平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に行われたガス事業法第二十五條の二第一項の規定による届出(同條第二項の規定による届出を含む)に係るガスの供給計画(政令で定めるものに限る。以下この項において同じ)に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手する日(当該着手する日から当該ガスの供給計画に定められた当該熱量変更計画に係る熱量の変更の完了する日(以下この項及び第四項において「熱量変更完了予定日」という)までの期間が二年を超える場合には、当該熱量変更完了予定日の一年前の日。以下この項及び第五項において「熱量変更着手予定日」という)前五年以内に終了した事業年度のうち政令で定める事業年度から当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)をいう。

3 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額が当該熱量変更計画に係る累積限度額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人の各事業年度(当該熱量変更計画に係る熱量変更費用を最初に支出した日以後に終了する事業年度に限る)終了の日において、前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額(当該金額が当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額)に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度において支出された当該熱量変更計画に係る熱量変更費用の額の合計額(次号において「累積支出額」という)の二分の一に相当する金額に当該事業年度の月数を乗じてこれを六十で除して計算した金額

の額に算入する。

二 当該熱量変更計画に係る累積支出額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の二分の一に相当する金額

三 当該事業年度が当該熱量変更計画に係る熱量変更完了予定日の翌日から四年を経過する日を含む事業年度である場合における前事業年度から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合においてガス熱量変更準備金を取り崩した場合、その取り崩した日におけるガス熱量変更準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

一 第一項に規定する一般ガス事業を廃止した場合、当該廃止の日におけるガス熱量変更準備金の金額

二 当該熱量変更計画に係る熱量変更着手予定日の翌日から一年を経過する日までに当該熱量変更計画に係る熱量の変更に着手しない場合、同日における当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額

三 解散した場合、当該解散の日におけるガス熱量変更準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く)

四 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合においてガス熱量変更準備金を取り崩した場合、その取り崩した日におけるガス熱量変更準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)におけるガス熱量変更準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該ガス熱量変更準備金の金額については、前三項及び第九項の規定は、適用しない。

7 第一項及び第四項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 第五十四條第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第五十四條第十二項から第十四項までの規定は、第一項のガス熱量変更準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同條第十四項中「第六項」とあるのは「第五十六條の二第四項」と、「当該各事業年度」とあるのは「当該事業年度」と読み替へるものとする。

第五十六條の五の次の一条を加える。

(世界都市博覧会出展準備金)

第五十六條の六 平成八年に東京都において開催される世界都市博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、平成六年四月一日から平成八年三月二十三日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く)において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失(以下

下この項及び次項において「出展費用等」という。に充てるため、当該出展費用等の額として政令で定めるところにより計算した金額に当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日(その日が平成六年四月一日前である場合には、同日)前の期間及び平成八年三月二十四日以後の期間を除く)の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により世界都市博覧会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、出展費用等の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等を生じた日における世界都市博覧会出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしなかつたこととなつた場合
その出展をしなかつた日における世界都市博覧会出展準備金の金額

二 当該法人の平成九年四月十三日を含む事業年度終了の日において世界都市博覧会出展準備金を積み立てていない場合、その終了の日における世界都市博覧会出展準備金の金額

三 解散した場合 当該解散の日における世界都市博覧会出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において世界都市博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における世界都市博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における世界都市博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、当該世界都市博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十四条第十一項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項及び第十三項の規定は、第一項の世界都市博覧会出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに第五十六条の六第一項の世界都市博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項及び第二項並びに第五十七條

の九中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
第五十八條第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の七」に、「百分の十六」を「百分の十四」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改める。
第六十一条の三第四項中「第五十一条」を「第五十条」に改める。
第六十二条第一項を次のように改め、第三章第五節中同条を第六十一条の四とする。

法人が昭和五十七年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の各事業年度を除く)において支出する交際費等の額(当該法人が次の各号に掲げる法人に該当する場合には、当該交際費等の額のうち当該各号に定める金額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を有しない法人その他の政令で定める法人については、政令で定める金額。次号において同じ)が千万円以下である法人、次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において「四百万円定額控除限度額」という)に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

ロ 当該交際費等の額が四百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

二 当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円を超え、かつ、五千万円以下である法人、次に掲げる金額の合計額

イ 当該交際費等の額のうち三百万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額(口において「三百万円定額控除限度額」という)に達するまでの金額の百分の十に相当する金額

ロ 当該交際費等の額が三百万円定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

度額を超える場合におけるその超える部分の金額
第三章第五節を同章第四節の三とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人(法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に對して課する各事業年度の所得に對する法人税の額又は解散(合併による解散を除く)をした場合における清算所得(当該法人が同法第九十二条に規定する内国普通法人等である場合の清算所得に限る)に對する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む)、第九十九条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四百四十二条の六第六項、第四百四十二条の七第六項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十三条の二第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条の三第一項その他法人税に關する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2 前項に規定する使途秘匿金の支出とは、法人がした金銭の支出(贈与、供与その他これらに類する目的のためにする金銭以外の資産の引渡しを含む。以下この条において同じ)のうち、相当の理由がなく、その相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにその事由(以下この条において「相手方の氏名等」という)を当該法人の帳簿書類に記載していないもの(資産の譲受けその他の取引の対価の支払としてされ

たもの（当該支出に係る金銭又は金銭以外の資産が当該取引の対価として相当であると認められるものに限る。）であることが明らかなものを除く。）をいう。

3 事務署長は、法人がした金銭の支出のうちに、その相手方の氏名等を当該法人の帳簿書類に記載していないものがある場合においても、その記載をしていないことが相手方の氏名等を秘密にするためでないと認めるときは、その金銭の支出を第一項に規定する使途秘匿金の支出に含めないことができる。

4 第一項の規定は、次の各号に掲げる法人の当該各号に定める事業以外の事業に係る金銭の支出については、適用しない。

内国法人である公益法人等（法人税法第
条第六号に規定する公益法人等をいう。以下
この項において同じ。）又は人格のない社団
等（収益事業（同条第十三号に規定する収益
事業をいう。以下この項において同じ。）

二 外国法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）で次号に掲げる法人以外のもの 国内において行う事業（当該外国法人が同法第五十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る事業に限る。）

三 外国法人である公益法人等又は人格のない社団等 国内において行う収益事業（当該外国法人が法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める国内源泉所得に係る収益事業に限る。）

5 法人が金銭の支出の相手方の氏名等をその帳簿書類に記載しているかどうかの判定の時期その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 法人税法第六十七条の規定の適用について

は、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條第二項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）」と、同條第二項中「前條第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十二條第一項」とする。

一 第四十二条の四から第四十二条の八までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の七第二項及び第四十二条の八第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二条第一項並びに第六十八条の二」とする。

前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における法人税の申告又は還付に関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定は、法人がした金銭の支出について同項の規定の適用がある場合において、その相手方の氏名等に関して法人税法第百五十三条（同法第百五十五条において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をすることゝを妨げるものではない。

第六十二條の第三項中「第七項」を「第六十條第一項、第八項」に改め、同条第四項中「第七項」を「第八項まで及び第十項」に改め、同項第十号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第

項」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」
改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中
「第六項」を「第七項」に、「第五号」を「第七号」
改め、同号イ中「千平方メートル」の下に「政
で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつ

は、政令で定める面積」を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第六項」を「第七項」とし、「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「都市計画法第二十九号又は同法附則第四項の許可（以下この項にお

て「開発許可」という。」を「開発許可」に「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」を「(同法)」に、「個人」を「個人」第七項において同じ。」に、「法人」を「法人」第七項において同じ。」に、「又は第二号」を「第二号又は前号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「供されるもの」の下に「(前号、次号又は第九号から第十二号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 一団の宅地の造成（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「開発許可に基づく地位の承継」という。）があつた場合には当該開発許可に基づく地位の承継

に係る被承継人である個人又は当該開発免許許可に基づく地位の承継をした個人とし、当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者

とする。第七項において同じ。又は法人（興業許可に基づく地位の承継があつた場合には）又は該開業許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は該開業許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する

事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が、当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とする。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号又は第二号に掲げる認

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル以上（都市計画法第七條第一項の市街化調整区域と定められた区域その他の政令で定める区域内の当該一団の宅地の面積にあつては、該當するものを除く）

は、政令で定める面積）以上のものであること。

当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九条若しくは同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）又は土地区画整理法第四条第一項若しくは第十四条第一項の認可を受けて行われ、かつ、当該開発許可又は認可の内容に適合して行われると認められるものであること。

當該一団の宅地の造成が開発許可を受け
て行われるものである場合には、當該宅地
の造成と併せて公共施設の整備が適切に行
われるものとして大蔵省令で定める要件を
満たすものであること。

建築物の建築をする事業（当該事業の施行され
る土地の区域の面積が五百平方メートル以上と
であることその他の政令で定める要件を満たす
ものに限る。）を行う者に対する都市計画
法第四条第二項に規定する都市計画区域の敷

で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第七号又は第九号から第十号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

[illegible]

同条第九項とし、同条第七項中「第四項第十号まで」を「第四項第七号から第十二号」に改め、「第四十二条の七第六項」の下で、第六十二条第一項を加え、同項を同条第一

八項とし、同条第六項中「前項」を「第五項」に、「第四項第六号から第八号まで」を「第四項第七号から第十号まで」に、「同項第九号若しくは第十号」を「同項第十一号若しくは第十二号」に、「同項第六号から第十号まで」を「同項第七号から第十二号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第九項において同じ。）の場合において、法人が、第六十五條の四第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項の規定に該当する土地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第六十三條第一項中「第四十二條の七第六項」の下に、「第六十二條第一項」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第七項」を「第八項」に改める。第六十三條の二第一項中「第四十二條の七第六項」の下に、「第六十二條第一項」を加え、「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「第六十二條の三第八項」を「第六十二條の三第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第六項中「第六十二條の三第十項」を「第六十二條の三第十一項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第六十四條第六項中「第五十一條」を「第五十條」に改める。

第六十五條の三第一項に次の一号を加える。

五 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第三條第一項の承認を受けた同項に規定する集団移転促進事業計画において定められた同法第二條第一項に規定する移転促進区域内にある同法第三條第二項第六号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合（第六十四條第一項第二号

の規定の適用がある場合を除く。）

第六十五條の四第一項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第十号を同項第九号とし、同項第九号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 地方公共団体の出資に係る法人その他の政令で定める法人（以下この号において「特定法人」という。）が行う産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第二條第二項に規定する特定施設の整備の事業（当該事業が同法第四條第一項の規定による認定を受けた整備計画に基づいて行われるものであることその他の政令で定める要件に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）の用に供するために、地方公共団体又は当該特定法人に買い取られる場合（第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

第六十五條の四第一項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 一団の宅地の造成に関する事業（次のイ及びニ又はイ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間に、国土利用計画法第十四條第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三條第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四條第一項若しくは第二十七條の四第一項の勧告を受けずに買い取られる場合（当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合に

は政令で定める場合に限る。）

イ 当該一団の宅地の造成が都市計画法第二十九條又は同法附則第四項の許可を受けて行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地の面積が五ヘクタール以上のものであること（当該造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対して分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合（政令で定める場合に限る。）には、その一団の土地の面積のうち優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が五ヘクタール以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

ロ 当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものであり、かつ、その造成に係る一団の土地（当該土地区画整理事業の同法第二條第四項に規定する施行地区内において当該土地等の買取りをする個人又は法人の有する当該施行地区内にある一団の土地に限る。）の面積が五ヘクタール以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうち当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

二 当該造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公募の方法により行われるものであること。

第六十五條の四第二項中「前項の」を「第一項の」に、「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法人の有する土地等につき、一の前項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するために、同号の買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初に同号の買取りが行われた年において行われたものの以外の買取りについては、同項の規定は、適用しない。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「平成八年三月三十一日まで」の下に「次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで」を加え、「次の表」を「同表」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、「あるもの」の下に「（平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。）」を加え、同項の表の第十七号の下欄中「当該」を「当該所有権移転等促進計画に係る同法第二條第一項に規定する特定農山村地域内にある土地等で、当該」に、「する土地等」を「されるもの」に改め、同表の第十八号の上欄中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同表中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により昭和五十六年十二月三十一日以前に取得（同日後の合併による取得で政令で定めるものを含む）がされたもの

既成市街地等以外の地域内にある建物、構築物又は機械及び装置

第六十五条の七第三項中「掲げる資産」の下に「（同表の第十九号の下欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日以後に取得をしたものに限る。）」を加え、同条第七項中「第五十一条を」を「第五十条」に改め、同条第十項中「第二号中」及び「第十八号及び第十九号」に改める。

第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「（前条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで）」を加え、「前条第一項の表」を「同表」に改め、「あるもの」の下に「（平成六年一月一日から平成七年三月三十一日までの間に譲渡をした同号の上欄に掲げる資産に係るものを除く。）」を加える。

第六十五条の九第一項中「平成八年三月三十一日まで」の下に「（第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成六年一月一日から平成七年三月三十一日まで）」を加え、「第六十五条の七第一項の表」を「同表」に改める。

第六十六条の十第一項中「第三号及び第六号に掲げる法人については、平成六年六月三十日」を削り、同項第三号中「繊維工業構造改善臨時措置法」を「繊維産業構造改善臨時措置法」に改め、同項に次の一号を加える。

十 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第二条第二項に規定する組合等 同法第三条第三項の承認に係る同法第七條第二項に規定する新分野進出等計画又は同法第七條第二項において準用する同法第三条第三項の承認に係る同法第七條第二項に規定する事業開始計画において定められている同法第三条第二項

第六号イ（同法第七條第二項において準用する場合を含む。）に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六条の十二第二項中「平成六年六月三十日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「七年」を「十年」に改める。

第六十六条の十四中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出計画に従つて同法第三条第三項に規定する新分野進出等を行う同法第二条第三項に規定する特定中小企業者（同項に規定する組合等を除く。）のうち同法第十条第一項に規定する特別中小企業者に該当するものの平成五年十一月二十五日から平成八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度を除く。）」を加え、「同法第二条第二十号」を「法人税法第二条第二十号」に改める。

第六十七条の四第六項中「第五十一条」を「第五十条」に改める。

第六十七条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第六十九条第一項中「第七十条の七まで」の下に「及び第七十条の十」を加える。

第六十九条の三第一項中「親族（以下この項及び」を「親族（」に改め、「の事業」の下に「事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「以下この項及び次項」を「以下この条」に改め、「建物の敷地の用に供されているもの」の下に「次

項において「国の事業の用に供されている宅地等」という。）を加え、「もの（以下この項及び次項を「もの（以下この項」に、「場合の」を「小規模宅地等の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等、国営事業用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十

二 前号に掲げる小規模宅地等以外の小規模宅地等 百分の五十

第六十九条の三第二項を次のように改める。
前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第四号において同じ。）の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等取得した個人のうちに、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等取得した当該親族の相続人を含む。イにおいて同じ。）がいる場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合）には、その死亡の日。以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き

き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等取得した個人のうちに、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。）がいる場合の当該宅地等をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該家屋に居住していること。

ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等取得した者に限る。）が相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（当該相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがない者（大蔵省令で定める者を除く。）であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族がいな場合に限る。）。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

三 国営事業用宅地等 国の事業の用に供されている宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等取得した個人のうちに当該被相続人の親族があり、当該親族から相続開始後五年以上当該宅地等を国の事業の用に供するた

めに借り受ける見込みであることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされた当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

四 特定同族会社事業用宅地等 相続開始直前に被相続人等が有する株式の総数又は出資の金額の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資金額の十分の五以上である法人の事業の用に供されていた宅地等で、当該相続又は遺贈により当該宅地等取得した個人のうち当該被相続人の親族（大蔵省令で定める者に限る。）がおり、当該宅地等取得した当該親族が相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されている場合の当該宅地等（政令で定めるものに限る。）をいう。

第六十九条の三第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない宅地等には適用しない。ただし、その分割されていない宅地等が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該宅地等が分割されなかったことにつき、当該相続又は遺贈に關し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該宅地等の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合には、その分割された当該宅地等については、この限りでない。

4 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合について準用する。この場合において、

同条第六号中「第十九条の二第二項ただし書」とあるのは、「租税特別措置法第六十九条の三第三項ただし書」と読み替へるものとする。

第七十条の三第一項中「千円」を「千二百万円」に、「平成五年十二月三十一日」を「平成七年十二月三十一日」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条第五項中「及び租税特別措置法」の下に「昭和三十三年法律第二十号」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 前二項の規定は、第三項の規定の適用について準用する。

第七十条の三第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項に規定する住宅取得資金のうち、その額が相続税法第十九条の規定により相続税の課税価格に加算されるものがある場合には、当該相続の開始の日の属する年分以後の贈与税額の計算については、同項各号に掲げる金額は、当該加算される住宅取得資金の額がないうちとして計算した金額とする。

第七十条の七第一項中「及び第七十条の九第一項」を「第七十条の九第一項及び第七十条の十（同条第三項を除く。）」に改める。

第四章中第七十条の九の次に次の一条を加える。

（相続税の延納の許可を受けた個人の延納税額についての物納の特例）
第七十条の十 税務署長は、昭和六十四年一月一日から平成三年十二月三十一日までの間に相続又は遺贈により財産を取得した個人で、相続税法第三十八条第一項の規定による延納の許可を受けた者について、同項の延納税額から平成六年三月三十一日までにその納期限が到来している分納税額を控除した残額（以下この条において「特例物納対象税額」という。）を当該許可に係る延納によつても金銭で納付することを困難とする事由がある場合においては、その者の申請により、特例物納対象税額のうちその納付

を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

2 前項の規定による物納（以下この条において「特例物納」という。）に充てることができる財産は、同項の延納の許可を受けた者の課税価格の計算の基礎となつた財産で相続税の施行地内にある土地（当該土地に係る換地処分により取得した土地その他の政令で定める土地を含む。）とする。

3 特例物納の許可を受けようとする者は、平成六年四月一日から同年九月三十日までの間に、政令で定めるところにより、特例物納対象税額、金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由、特例物納の許可を求めようとする税額、特例物納に充てようとする土地（以下この条において「特例物納土地」という。）及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他必要な事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に（相続税法第四十条に規定する場合にあつては、当該税務署長を経由して同条の事務の引継ぎを受けた国税局長に）提出しなければならない。

4 前項の申請書は、同項の期間内に一回に限り、提出できるものとする。

5 税務署長は、第三項の申請書の提出があつた場合においては、当該申請者及び当該申請に係る事項については、第一項、第二項及び前項の規定に該当するかどうかを調査し、その調査に基づき、当該特例物納の許可を求めようとする税額の全部又は一部について当該申請を許可し、又は当該申請を却下する。ただし、当該申請に係る特例物納土地が管理又は処分をするのに不適当であると認める場合においては、その変更を求め、当該申請者が第七項の規定による申請書を提出するのをまつて当該申請の許可又は却下をすることができ。

6 税務署長は、前項の規定により許可をし、若しくは却下をした場合又は同項ただし書の規定により特例物納土地の変更を求めようとする場

合においては、当該許可に係る税額及び特例物納土地若しくは当該却下をした旨及びその理由又は当該変更を求めようとする旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請者に通知する。

7 第五項ただし書の規定により特例物納土地の変更を求められた者は、他の土地をもつて特例物納に充てようとするときは、前項の通知を受けた日から二十日以内に、当該変更に係る特例物納土地及び課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額その他政令で定める事項を記載した申請書を当該通知をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該期間内に申請書の提出がなかつたときは、その者は、当該期間を経過した日において第三項の申請を取り下げたものとみなす。

8 第三項の申請書の提出があつた場合において、当該申請により特例物納の許可を受けようとする税額のうち、平成六年四月一日から次の各号に掲げる日までの間にその分納期限が到来する分納税額の納期限は、当該各号に定める日まで延長する。

一 第五項の規定により申請が却下される日、前項の規定により申請を取り下げたものとみなされる日又は自ら申請を取り下げる日、これらの日の翌日から起算して一月を経過する日

二 第十項の規定により相続税の納付があつたものとされる日 当該納付があつたものとされる日

9 特例物納土地の収納価額は、課税価格の計算の基礎となつた当該特例物納土地の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までに当該特例物納土地の状況に著しい変化を生じたときは、収納の時の現況により当該特例物納土地の収納価額を定めることができる。

10 特例物納の許可を受けた税額に相当する相続税は、特例物納土地の所有権移転の登記により第三者に対抗することができる要件を充足した

時に於いて、納付があつたものとする。

11 特例物件の許可を受けて相続税を納付した場合において、その相続税について過誤納額があつたときは、その特例物件に充てた土地は、政令で定めるところにより、当該特例物件の許可を受けた者の申請により、これを過誤納額の還付に充てることができる。ただし、当該土地が換価されているとき、公用若しくは公共の用に供されておき、若しくは供されることが確実であると見込まれるとき、又は過誤納額が当該土地の取納価額の二分の一に満たないときは、この限りでない。

12 前項の規定により過誤納額の還付に充てる場合における当該土地の価額は、第九項の取納価額（国がその財産につき有益費を支出したときは、その費用の額に相当する金額を加算した金額）による。

13 前各項に定めるもののほか、特例物件及び特例物件納土地の取納に關する手続に關し必要な事項は、政令で定める。

14 相続税について特例物件があつた場合においては、第三項の申請書の提出があつた日の翌日から第十項の規定により納付があつたものとされる日までの期間に對する部分の利子税は、納付することを要しない。

15 第四十条の三の規定は、特例物件の許可を受けて物件納した場合について準用する。

第四章の二中第七十一条の八を第七十一条の十二とし、第七十一条の七第一項中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に、「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改め、同条第二項中「第七十一条の五第三項」を「第七十一条の六第三項」に、「第七十一条の五第五項」を「第七十一条の六第六項」に、「第七十一条の七第一項」を「第七十一条の八第一項」に改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の五第五項」に改め、同条を第七十一条の八とし、同条の次に次の三条を加える。

第七十一条の九 課税時期において建築基準法第三十五条の規定の適用を受ける建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち当該建築物に設けられている特別避難階段（避難のための特別な構造を有する階段として政令で定めるものをいう。）の附室又はバルコニーの用に供されている部分として政令で定めるものについては、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の四までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに第七十一条の五の規定に該当するものを除き、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第七十一条の六第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「租税特別措置法第七十一条の六第一項又は第二項（北海道旅客会社等有する土地等についての課税価格の計算の特例）」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の九第一項（特別避難階段の附室等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）」と読み替へるものとする。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）
第七十一条の十 課税時期において工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四條第一項第一号に規定する環境施設の用に供されている土地等（地価税法別表第二第一号に掲げる土地等に該当するものを除く。）については、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の四までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七條の規定及び第七十一条の五

から前条までの規定に該当するものを除き、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八條第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九條中「第七十一条」とあるのは「租税特別措置法第七十一条の十第一項（環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）」と、これらの規定中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同法第三十三條中「第七十一条」とあるのは「第七十一条及び租税特別措置法第七十一条の十第一項（環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）」とする。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（公開空地等に係る土地等についての課税価格の計算の特例）
第七十一条の十一 課税時期において次の各号のいずれかに該当する土地等については、地価税法第六條から第八條まで及び附則第三條第二項の規定並びに第七十一条から第七十一条の四までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第十七條の規定及び第七十一条の五から第七十一条の九までの規定に該当するものを除き、同法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の三分の二に相当する金額とする。

一 建築基準法第五十九條の二第一項の規定による許可を受けて建築された建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち公開空地（日常一般に開放されている空地で政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に係る土地等（当該土地等が公開空地以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該公開空地以外の用に供され

ている部分として政令で定める部分を除く。）
二 都市計画法第四條第一項に規定する都市計画に定められた同法第八條第一項第四号に掲げる特定街区の区域内に建築された建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等のうち有効空地（当該特定街区の区域の環境の整備に有効であり、かつ、公衆の使用することができ空地で政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）に係る土地等（当該土地等が有効空地以外の用にも供されているときは、当該土地等のうち当該有効空地以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除く。）

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第二項中「租税特別措置法第七十一条の十第一項（環境施設の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例）」とあるのは、「租税特別措置法第七十一条の十一第一項（公開空地等に係る土地等についての課税価格の計算の特例）」と読み替へるものとする。

3 第七十一条の五第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第七十一条の六第一項中「精神又は身体に障害がある者で政令で定めるもの（以下この項において「障害者」という。）を「障害者」に、「常時雇用する障害者の数が当該事業所で常時雇用する者の数のうちに占める割合として政令で定める割合」を「その障害者雇用割合」に、「当該障害者の数」を「その雇用障害者数」に、「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に、「第七十一条の四」を「第七十一条の五」に改め、同条第三項中「第七十一条の四第五項」を「第七十一条の五第五項」に改め、同条を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第七十一条の五第一項」を「第七十一条の六第一項」に、「第七十一条の六第一項」を「第七十一条の七第一項」に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第七十一条の七とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

二 障害者雇用割合 課税時期における常時雇用する従業員の数に占める障害者数の割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

三 雇用障害者数 課税時期における常時雇用する障害者の数(当該障害者のうちに障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第三号に規定する重度身体障害者又は同条第五号に規定する重度精神薄弱者(以下この号において「重度の障害者」という。)がある場合には、当該重度の障害者の数を加算した数)と通常に従業員よりも労働時間が短い重度の障害者である従業員の数を合計した数として政令で定める数をいう。

第七十一条の五第一項中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改め、同条第三項中「第七十一条の五第一項」を「第七十一条の六第一項」に改め、同条を第七十一条の六とする。

第七十一条の四第一項中「前三条」を「第七十一条から前条まで」に改め、同項第一号中「第三号」を「(以下この項)に改め、千平方メートルの下に「開発許可を要する面積が千平方メートル未満である区域で定める区域内の当該一団の土地等の面積にあつては、政令で定める面積」を加え、同条第二項及び第三項中「前三条」を「第七十一条から前条まで」に改め、同条第四項中「第七十一条の四第一項」を「第七十一条の五第一項」に改め、同条第五項中「第七十一条の八第二項」を「第七十一条の十二第二項」に改め、同条を第七十一条の五とする。

第七十一条の三の次に次の一条を加える。

(特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税)

第七十一条の四 課税時期において、都市計画駐車場(都市計画法第四条第一項に規定する都市計画に定められている同法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場をいう。)で駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場に該当するもの(政令で定めるものに限る。以下この条において「特定の都市計画駐車場」という。)の用に供されている土地等(当該土地等が特定の都市計画駐車場の用以外の用に供されているときは当該土地等のうち当該特定の都市計画駐車場の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物が貸し付けられているものであるときは専ら当該特定の都市計画駐車場として使用されている建築物で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。)については、地価税を課さない。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法第二章の規定の適用については、同法第十六条中「第八条まで」とあるのは、「第八条まで及び租税特別措置法第七十一条の四第一項(特定の都市計画駐車場の用に供されている土地等の非課税)」とする。

第七十六条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「千分の三十」に改め、同条第二項及び第三項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

第七十七条の二第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千分の二十」を「千分の二十二」に改める。

第七十七条の四第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千分の四」を「千分の五」に改める。

第七十八条の三第一項及び第二項中「平成六年

三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千分の二十五」を「千分の三十」に改める。

第七十九条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、「千分の三」の下に「(当該外航船舶のうち油の流出による海洋の汚染の防止に著しく資するものとして政令で定めるタンカーについては、千分の二)」を加え、同条第二項中「千分の三」の下に「(同項に規定するタンカーについては、千分の二)」を加える。

第八十一条中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の二十」を「千分の二十三」に改める。

第八十一条の三及び第八十二条中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改め、同条第三号中「千分の二十」を「千分の二十三」に改める。

第八十二条の二中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の三」に改める。

第八十三条第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「都市計画法第五十九条第四項の認可」を「道路法第二十四条の承認」に、「千分の六」を「千分の九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(民間都市開発推進機構が取得する土地の所有権の移転登記の免税)

第八十三条の二 民間都市開発の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構が、平成六年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、同法附則第十四条第二項第一号に規定する事業見込地である土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

第五章中第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(不動産登記に係る不動産価額の特例)

表第一第一号に掲げる不動産の登記(土地に関する登記に限る。)に係る同法第十条第一項の課税標準たる不動産の価額は、同法附則第七条の規定にかかわらず、当該登記の申請の日の属する年の前年十二月三十一日現在又は当該申請の日の属する年の一月一日現在において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された当該不動産の価格を基礎として政令で定める価額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

第八十六条の五第一項中「平成元年から平成五年までの各年」を「その年」に改める。

第八十七条中「平成六年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、「限る」の下に「ものとし、同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く」を加える。

第八十八条の二第二項中「平成六年三月三十一日」を「平成七年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条の四第一項の改正規定(「第一号」に掲げる個人については、平成六年六月三十日)を削る部分に限る。、第十八条第一項の改正規定(同項第六号に係る部分に限る。)、第四十二条の七第一項の改正規定(「第一号」に掲げる法人については、平成六年六月三十日)を削る部分に限る。、第四十四条の四第一項の改正規定、第五十二条第一項の改正規定(同項第六号に係る部分に限る。)、第六十六条の十第一項の改正規定(同項第六号に係る部分に限る。)、及び第六十六条の十二第二項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨

時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日

二 第十三条の二第二項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第十八条第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、同項第三号の改正規定、第三十七條第一項の表の第十七号の上欄の改正規定、第四十六條第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定、第五十二條第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、同項第三号の改正規定、第六十五條の七第一項の表の第十八号の上欄の改正規定、第六十六條の十第一項の改正規定（同項第三号に係る部分に限る。）、及び同項第三号の改正規定、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日

三 第十四条第三項の改正規定（「百分の百十七」の下に「（当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の百二十）」を加える部分及び「として同項」を「として同条第一項」に改める部分に限る。）、同条第四項に一号を加える改正規定、第四十七條第三項の改正規定（「百分の十七」の下に「（当該特定再開発建築物等が次項第六号に掲げる建築物である場合には、百分の二十）」を加える部分に限る。）、及び同条第四項に一号を加える改正規定並びに附則第六條第八項及び第十五條第十四項の規定、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第二号）の施行の日

四 第五十六條の改正規定（「平成六年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、及び附則第十六條第四項の規定、特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日

（所得税の特例に関する経過措置の原則）
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」

という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成六年分以後の所得税について適用し、平成五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利益をもつてする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等に関する経過措置）

第三条 新法第九条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に株式会社等が利益をもつてする株式の消却を行う場合について適用する。

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第四条 新法第十条の二の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五条 新法第十条の四（同条第一項第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第六条 個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をした旧法第十一条の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の五第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

3 新法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械

等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

4 新法第十二条の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

5 新法第十二条の二第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法第十二条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新法第十三条の三第一項第一号（同号ロから二までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の個人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

7 新法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家、共同住宅については、なお従前の例による。

8 新法第十四条第二項（同条第三項第六号に係る部分に限る。）の規定は、個人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

9 新法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

10 旧法第十五条第一項第二号に掲げる個人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ（新法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。）については、旧法第十五条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の百十八」とあるのは「百分の百十四」とする。

11 前項の規定の適用がある場合における新法第十三条から第十條の四まで、第十三条、第十三条の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三（新法第三十七條の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十條第六項第二号中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）以下「平成六年改正法」という。附則第六條第十項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第十五條（以下「旧法第十五條」という。）、新法第十條の二第一項及び第三項、第十條の三第一項及び第三項並びに第十條の四第一項及び第三項中「又は第十六條」とあるのは、「第十六條又は旧法第十五條」と、新法第十三條第一項中「又は第十四條から第十六條まで」とあるのは、「第十四條から第十六條まで又は旧法第十五條」と、新法第十三條の二第一項中「又は次条から第十六條まで」とあるのは、「次条から第十六條まで又は旧法第十五條」と、新法第二十八條の三第三十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第三十一項中「並びに第十三條の三から第十六條まで」とあるのは、「第十三條の三から第十六條まで並びに旧法第十五條」とする。

12 個人が施行日前に取得等をした旧法第十七條に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

13 新法第十八条第一項第十号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第七条 平成六年分の所得税に係る新法第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該収入金額の百分の七(次項第三号)とあるのは「平成六年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八(次項第三号に掲げる取引によるものについては、百分の十六)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の七(同号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百分の四十」とする。

(特定組合に納付した中小企業構造改善等準備金に係る納付金の必要経費算入に関する経過措置)

第八条 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である個人が納付する旧法第二十八条の納付金については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新法第三十一条の二の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前行った旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地

等の譲渡について適用する。

3 新法第三十四条の二第二項第十号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 新法第三十六条の六第二項、第三項、第四項及び第九項の規定は、個人が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が同日前行った旧法第三十六条の六第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従前の例による。

5 新法第三十九条第一項の規定は、個人が平成六年一月一日以後に同項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を同日以後に譲渡した場合について適用し、個人が同日前行った旧法第三十九条第一項に規定する相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 新法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、居住者が平成六年一月一日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合について適用し、居住者が同日前行った旧法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)

第十一条 旧法第四十一条の十九に規定する非居住者又は外国法人が施行日前に支払を受けるべき同条に規定する船舶の貸付けによる対価については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)
第十二条 新法第三章の規定は、別段の定めがあ

るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十四年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第四十二条の五の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十二条の七(同条第一項第六号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同項に規定する事業基盤強化設備については適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十五条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をした旧法第四十三条第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新法第四十三条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定の施設について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設については、なお従前の例による。

3 新法第四十三条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等

をした旧法第四十三条の三第一項の表の各号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

4 新法第四十三条の四第一項(同項第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定中核的民間施設について適用する。

5 新法第四十四条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する高度技術工業用設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二第一項に規定する高度技術工業用設備については、なお従前の例による。

6 新法第四十四条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三第一項に規定する特定事業用資産については、なお従前の例による。

7 新法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

8 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七第一項に規定する店舗用建物等消火設備については、なお従前の例による。

9 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

10 新法第四十五条の二第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する機械及び装置について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第一項に規定する機械及び装置については、なお従前の例による。

11 新法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

12 新法第四十六条の四第一項第一号（同号ロから二までに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同号に規定する農業経営改善計画につき同号に規定する認定を受ける同号の農業生産法人の有する同号に定める減価償却資産について適用する。

13 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定貸家住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅及び同条第二項に規定する優良貸家共同住宅については、なお従前の例による。

14 新法第四十七条第二項（同条第三項第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の施行の日以後に取得又は新築をする同条第二項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

15 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

16 旧法第四十八条第一項第二号に掲げる法人が施行日前に建設に着手し、かつ、施行日から平成七年六月三十日までの間に取得又は建設をする同号に定める穀物用サイロ（新法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等に該当するものを除く。）については、旧法第四十八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成六年三月三十一日」とあるのは「平成七年六月三十日」と、「百分の十八」

とあるのは「百分の十四」とする。

17 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四から第四十二条の七まで、第四十六条、第四十六条の二、第五十二条の二、第五十二条の三、第六十一条の三、第六十四条（新法第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む。）、第六十五条の七（新法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十二条の四第七項第三号中「第四十九条」とあるのは「第四十九号」と、新法第四十二条の五第一項及び第二項、第四十二条の六第一項及び第二項並びに第四十二条の七第一項及び第二項中「第四十九号」とあるのは「第四十九号若しくは旧法第四十八号」と、新法第四十六条第一項及び第四十六号の二第一項中「第四十九号まで」とあるのは「第四十九号若しくは旧法第四十八号」と、新法第四十九条まで若しくは旧法第四十八号」と、新法第五十二条の二第一項中「又は第四十三号から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十三号から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、同条第二項中「又は第四十三号から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十三号から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、同条第三項中「又は第四十六号から第四十九号まで」とあるのは「若しくは第四十六号から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、同条第四項中「又は第四十六号から第四十九号まで又は旧法第四十八号」と、新法第六十一条の三第四項、第六十四条第六項、第六十五条の七第七項及び第六十七号の四第六項

項中「第五十条まで」とあるのは「第五十条まで並びに旧法第四十八号」とする。

18 旧法第五十一条第一項の特定組合が施行日前に旧法第五十五条の四第一項の事業計画の承認等を受けた当該事業計画に定める旧法第五十一条第一項に規定する共同利用施設については、なお従前の例による。

19 新法第五十二条第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用する。

20 法人が施行日前に取得等をした旧法第五十二条の四に規定する減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過措置）
第十六条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を取得した場合において、施行日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなったときは、同項の規定の例による。

3 旧法第五十五条の四第一項の表の第一号に掲げる特定組合が施行日前に同号の承認を受けた同号の中小企業構造改善事業計画に従い、当該特定組合の同項に規定する組合員等である法人が納付する同条第七項の納付金又は当該特定組合が積み立てる中小企業構造改善準備金については、なお従前の例による。

4 新法第五十六条の規定は、法人の特定都市鉄道整備促進特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日以前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

5 旧法第五十六条の二第一項に規定する法人が施行日前に着手した同項に規定する特定工事業

及び施行日前にガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十五条の二第一項の規定により届出をした同項に規定するガスの供給計画に基づき施行日から平成九年三月三十一日までの間に着手する旧法第五十六条の二第一項に規定する特定工事業の施行に伴って取得又は建設をする同条第一項に規定する特定供給設備に係る特定ガス導管工事償却準備金については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「百分の十六」とあるのは「百分の十（平成六年四月一日前に着手した特定工事業に係るものについては、百分の十六）」と、同条第八項中「第五十六条の二第三項」とあるのは「平成六年改正法附則第十六条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成六年改正法による改正前の租税特別措置法第五十六条の二第三項」とする。

6 新法第五十六条の二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

（法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置）
第十七条 新法第五十八条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の七（次項第三号）とあるのは「当該事業年度開始の日から平成六年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の八（次項第三号）に掲げる取引によるものについては、百分の十六」に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の七（同号）と、「金額の合計額」とあるのは「金額と合計額」と、「百分の三十五」とあるのは「百

分の四十」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十二条の三の規定は、法人が

平成六年一月一日以後に同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が同日以前に旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が平成六年一月一日から同年三月三十一

日までの間に新法第六十二条の三第四項第七号に掲げる土地等の譲渡又は同項第十号に掲げる土地等の譲渡(同号イの一団の宅地の面積が千平方メートル未満の宅地の造成に係るものに限り)に係る同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡で同日以前に終了した事業年度に係るものについては、同条第十項に規定する書類の添付がない同項に規定する法人税申告書の提出があった場合においても、施行日以後二月を経過する日までに納税地の所轄税務署長に当該書類を提出したときは、同項の規定にかかわらず、同条第五項の規定を適用することができる。

3 新法第六十五条の三第一項第五号の規定は、

法人が施行日以後に同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

4 新法第六十五条の四第一項第十号の規定は、

法人が施行日以後に同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第十九条 新法第六十六条の十第一項第十号の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする

同号に定める固定資産について適用する。

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第二十条 新法第六十六条の十三第一項の規定

は、法人の施行日以後に開始する事業年度の同項に規定する特例欠損金額について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の旧法第六十

六条の十三第一項に規定する特例欠損金額につ

いては、なお従前の例による。

(欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第二十一条 新法第六十六条の十四に規定する特

定中小企業者に該当する法人の平成五年十一月二十五日から施行日の前日までの間に終了した事業年度において生じた法人税法第二十一条第二号に規定する欠損金額に係る同法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から三月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第二十二条 新法第六十九条の三第一項から第三

項までの規定は、平成六年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)により取得した同条第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した旧法第六十九条の三第一項に規定する小規模宅地等に係る相続税については、なお従前の例による。ただし、同日から施行日までの間に相続又は遺贈により当該小規模宅地等取得したすべての者が当該小規模宅地等について同条第一項又は第二項の規定によりこれらの規定に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額を計算することを選択する場合には、同条の規定を適用することができる。

2 新法第七十条の三の規定は、平成六年一月一

日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第二十三条 新法第四章の二の規定は、平成六年

以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する土地等に係る地価税について適用し、平

成五年以前の各年の課税時期において個人又は

法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四条 新法第七十六条第一項の規定は、施

行日以後に国から同項に規定する売渡しを受ける土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に国から旧法第七十六条第一項に規定する売渡しを受けた土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十七条の二第二項の規定は、同項に

規定する森林整備法人が施行日以後に同項に規定する分取育林契約に係る土地につき地上権の設定を受ける場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十七条の二第二項に規定する森林整備法人が同項に規定する分取育林契約に係る土地につき地上権の設定を受けた場合の当該地上権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の五の規定は、個人が施行日

一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。次号において「昭和六十一年改正法」という。)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地又は建物

二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和六十一年改正法の施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物

三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。)の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの

四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の

以後に受ける同条に規定する土地の所有権の保

存の登記に係る登録免許税について適用し、個人が施行日前に受けた旧法第七十七条の五に規定する土地の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十八条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得する同条に規定する土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法第七十八条の三に規定する中小企業者が同条に規定する事業協同組合等から取得した同条に規定する土地又は建物について当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。この場合において、新法第七十八条の三に規定する土地又は建物が次の表の上欄に掲げるものであるときは、同条に規定する中小企業者が施行日から平成八年三月三十一日までの間に取得する当該土地又は建物の当該登記に係る登録免許税については、同条中「千分の三十」とあるのは、同表の下欄に掲げる字句に読み替えて同条の規定を適用する。

千分の二十五	一 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号。次号において「昭和六十一年改正法」という。)の施行の日から施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地又は建物
千分の二十	二 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九号。以下この項において「昭和五十五年改正法」という。)の施行の日から昭和六十一年改正法の施行日の前日までの間に取得した同条第一項に規定する土地又は建物
千分の十六	三 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号。次号において「昭和五十三年改正法」という。)の施行の日から昭和五十五年改正法の施行日の前日までの間に取得した同項に規定する土地で政令で定めるもの
千分の十二	四 新法第七十八条の三第一項に規定する事業協同組合等が昭和五十三年改正法の

六条の二まで、第四十六條の四」と、「第五十二條の三第一項」とあるのは「平成五年新法第五十二條の三第一項」とを削り、「平成五年新法第四十二條の四」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第 号）による改正後の租税特別措置法（以下「平成六年新法」という。）第四十二條の四」に改め、「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成二年改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項（次項において「平成二年旧法第四十二條の五第三項」という。）と、「次条」とあるのは「平成五年新法第四十二條の六」と、「第四十六條の二まで」とあるのは「第四十六條の二まで、第四十六條の四」と、「規定に係る第五十二條の三第一項」とあるのは「規定に係る平成五年新法第五十二條の三第一項」とを削り、「平成五年新法第四十二條の五第二項若しくは平成二年旧法第四十二條の五第三項」を「平成六年新法第四十二條の五第二項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十二條及び第六十二條の三（平成六年新法第六十三條第五項及び第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成六年新法第四十二條の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第十九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第三項（次条から第四十二條の八までにおいて「平成四年旧法第四十二條の五第三項」という。）と、平成六年新法第四十二條の五第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二條の五第三項」とする。

同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年旧法第四十二條の五第三項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、平成六年新法第四十二條の六第二項中「第六十八條の二及び第四十二條の八第二項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年旧法第四十二條の五第三項」と、平成六年新法第五十二條の二第一項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成四年改正法附則第十九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五第一項（以下この条及び次条において「平成四年旧法第四十二條の五第一項」という。）と、同条第二項及び第三項並びに平成六年新法第五十二條の三第一項中「又は第四十三條から第四十九條まで」とあるのは「若しくは第四十三條から第四十九條まで又は平成四年旧法第四十二條の五第一項」と、平成六年新法第六十二條第六項第二号中「とあるのは」とし、平成四年改正法附則第十九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の五の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八條の二」とあるのは、「第六十八條の二並びに第六十八條の二」とする。

附則第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第四十二條の七、第四十二條の八第一項」と、「第四十六條の二」とあるのは「第四十六條の三」と、「第五十二條の三第一項」とあるのは「平成四年新法第五十二條の三第一項」とを削り、「平成四年新法第四十二條の四」を「平成六年新法第四十二條の四」に改め、「次条第一項」とあるのは「平成四年新法第四十二條の七、第四十二條の八第一項」と、「規定に係る第五十二條の三第一項」とあるのは「規定に係る平成四年新法第五十二條の三第一項」と、同条第三項中「場合に限り」とあるのは「場合に限り、平成四年新法第四十二條の七第三項の規定の適用を受けるものを除く」と、「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は平成四年新法第四十二條の七第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」とを削り、「平成四年新法第四十二條の七第二項若しくは第三項」を「平成六年新法第四十二條の七第二項若しくは第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における平成六年新法第四十二條の四から第四十二條の八まで、第五十二條の二、第五十二條の三、第六十二條及び第六十二條の三（平成六年新法第六十三條第五項及び第六十三條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成六年新法第四十二條の四第一項中「第六十八條の二」とあるのは「第六十八條の二並びに平成四年改正法附則第二十條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第四項及び第六項（次条から第四十二條の八までにおいて「平成四年旧法第四十二條の七第四項及び第六項」という。）と、平成六年新法第四十二條の五第二項、第四十二條の六第二項及び

項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七の規定の適用については、同条第二項中「並びに第六十八条の二」とあるのは、「第六十二條の三並びに第六十八條の二」とする。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条並びに第二十条第二項及び第三項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人特別税法の一部改正)

第三十三条 法人特別税法(平成四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三章第五節の三及び」を「第三章第五節及び第五節の三並びに」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三十四条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條を削る。

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について、特別減税を行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三号に規定する居住者

をいう。

二 非居住者 所得税法第六十四条第一項各号に掲げる非居住者をいう。

三 特別減税前の所得税額 平成六年分の所得税につき、この法律の規定を適用せず、かつ、所得税法第二編第二章第四節、第三章及び第四章並びに第六十五條の規定、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第三条の三第四項後段、第八條の三第四項後段、第八條の四第一項後段、第九條、第九條の三第一項後段、第九條の四第一項後段、第十條、第十條の二第三項及び第四項、第十條の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十條の四第三項から第五項まで、第十一項及び第十七項から第二十項まで、第十條の五第四項、第二十四條、第二十五條、第二十八條の四、第二十八條の五、第二章第四節第二款から第八款まで、第三十七條の十、第三十七條の十二、第三十八條、第三十九條、第四十條の二第二項、第二章第五節、第四十一條の七第二項並びに第四十一條の十四から第四十一條の十七までの規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九條の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)附則第三条及び第四條の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二条の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第四条、第九條第五項及び第十條の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条の規定を適用して計算した所得税の額をいう。

四 予定納税基準額 所得税法第六十四條第一項に規定する予定納税基準額をいう。

五 確定申告書 所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書(当該確定申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号)第十九條第三項に規定する修正申告書を含む)をいう。

六 給与等 所得税法第八十三條第一項に規定する給与等をいう。

七 源泉徴収 所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。

八 納税地 所得税法第一編第五章に規定する納税地をいう。

(特別減税の額の控除)

第三条 居住者又は非居住者の平成六年分の所得税については、この法律の定めるところにより、その者の特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(特別減税の額)

第四条 前条に規定する特別減税の額は、居住者又は非居住者の特別減税前の所得税額に百分の二十を乗じて計算した金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)とする。

(居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額の計算については、所得税法第六十四條第一項第一号中「前年分」とあるのは「平成五年分」と、「とする」とあるのは「とする。以下この号において「調整後の所得税額」という。から当該調整後の所得税額の百分の二十に相当する金額(当該金額が二百万円を超える場合には、二百万円)を控除した金額」と、同項第二号中「前年分」とあるのは「平成五年分」と、「これらの所得」とあるのは「これらの所得」と、「控除した額」とあるのは「当該各種所得のうち給与と所得がある場合には給与と所得の金額を課税総所得金額とみなして第八十九條第一項の規定を適用して計算した所得税の額の百分の二十に相当する金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)を、それぞれ控除した残額」とする。

(居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除)

第六条 居住者の平成六年分の所得税に係る所得

税法第二百一十條第一項第三号及び第五号の規定の適用については、同項第三号中「第三章(税額の計算)」とあるのは「第三章(税額の計算)及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法(平成六年法律第 号)第三条(特別減税の額の控除)」と、同項第五号中「又は当該申告書」とあるのは「若しくは当該申告書」と、「政令で定める金額がある場合には、当該金額」とあるのは「政令で定める金額又は平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第九條若しくは第十一條(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除等)の規定により還付を受けた所得税の額がある場合には、これらの金額」とする。

(居住者の確定申告書の提出の特例)

第七条 居住者の平成六年分の所得税に係る確定申告書の提出については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二百一十條第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第三条(特別減税の額の控除)の規定により控除される特別減税の額との合計額」とする。

二 所得税法第二百一十條第三項第三号の規定の適用については、同号中「交付される源泉徴収票」とあるのは、「交付される源泉徴収票(当該給与と所得に係る第二十八條第一項(給与所得)に規定する給与等のうち第八十五條第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等については、当該給与等の金額その他必要な事項を証する書類として大蔵省令で定めるものを含む)」とする。

(非居住者の確定申告に係る特別減税の額の控除等)

第八条 前三條の規定は、非居住者の平成六年分の所得税に係る予定納税基準額及び所得税の額の計算並びに確定申告書の提出について準用

する。

(居住者の平成六年一月から同年六月までの間に支払われた給与等に係る特別減税額の控除)

第九條 給与等の支払者(以下この項、次条第二項及び第十二条において「給与支払者」という。)

は、当該給与支払者から平成六年一月一日から同年六月三十日までの間に主たる給与等(居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び第十二条において同じ。)

の支払を受ける居住者で、かつ、同年六月一日において当該給与支払者から主たる給与等の支払を受ける者であるものに對し、同年六月(当該給与支払者がこの項の規定による還付を同月以外の月において行うことにつき相当の理由があるとして認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、同年一月一日から同年六月三十日までの間に支払われた当該居住者に対する同年中の主たる給与等(次条第一項の規定の適用を受けたものを除く。)につき同法第四編第二章第一節の規定及び同法別表第二から別表第四までにより徴収された所得税の額の合計額に百分の二十を乗じて計算した金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)に相当する所得税を還付しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)

第十條 居住者の平成六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第一号に掲げる所得税の額の合計額は、当該合計額に相当する金額から前条

第一項の規定により還付を受けた所得税の額を控除した金額に相当する金額とし、同法第九十条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から給与特別減税額を控除した金額に相当する金額とする。

2 前項に規定する給与特別減税額とは、居住者が所得税法第九十四条第四項に規定する給与と所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した給与支払者から平成六年中に支払を受けた給与等につき同法第九十条の規定(租税特別措置法第四十一条の二の規定、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)附則第九條の規定又は租税特別措置法の一部を改正する法律(平成五年法律第六十八号)附則第二條の規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。)を適用して求めた所得税法第九十条第二号に掲げる税額に百分の二十を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二條第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで(源泉徴収)」とあるのは、「第六章まで(源泉徴収)及び平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法第十條第一項(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除)」とする。

(居住者の平成六年中に支払われた公的年金等に係る特別減税額の控除)

第十一條 所得税法第二十三條の二に規定する公的年金等(以下この項及び次条において「公的年金等」という。)の支払を受ける者(以下この項及び次条において「公的年金支払者」という。)

該公的年金支払者がこの項の規定による還付を当該最終の支払月以外の月において行うことにつき相当の理由があると認められる場合には、政令で定めるところにより、源泉徴収に係る所得税の納税地の所轄税務署長が当該還付を行うことが適当であると認めた月)において、当該各号に定める期間内に支払われた当該居住者に対する同年中の公的年金等につき同法第四編第三章の二の規定により徴収された所得税の額の合計額に百分の二十を乗じて計算した金額(当該金額が百万円を超える場合には、百万円)に相当する所得税を、それぞれ還付しなければならない。

一 平成六年六月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年一月から同年六月までの期間

二 平成六年十二月一日(政令で定める公的年金等にあつては、政令で定める日)において当該公的年金支払者から公的年金等の支払を受ける者である者 同年七月から同年十二月までの期間

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による所得税の還付をする場合におけるその還付の方法、源泉徴収に関する所得税法の規定の適用その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(還付金の支払明細書)

第十二條 主たる給与等の支払を受ける居住者又は公的年金等の支払を受ける居住者に対し第九條第一項又は前条第一項の規定により所得税の還付をする給与支払者又は公的年金支払者は、大蔵省令で定めるところにより、その還付金の額その他必要な事項を記載した支払明細書を、その還付の際、その還付を受ける者に交付しなければならない。

か、この法律の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定に關する必要な技術的読替えその他この法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(確定申告に係る特別減税の額の控除に關する経過措置)

第二條 第六條から第八條までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する確定申告書に係る平成六年分の所得税について適用する。

(居住者の年末調整に係る給与特別減税額の控除に關する経過措置)

第三條 第十條の規定は、平成六年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第四條 施行日前に平成六年分の所得税につき所得税法第二十七條(同法第六十六條において準用する場合を含む。)の規定による確定申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五條の規定による決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前に同法第二十四條又は第二十六條の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から一年以内に、税務署長に対し、国税通則法第二十三條第一項の更正の請求をすることができ。

(検討)

第五條 平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとする。

2 国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせて行政経費の一層の節減に努めなければならない。

平成六年四月六日印刷

平成六年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局